

—実務担当者のための—
防災・減災対策等強化事業推進費の手引き
[令和7年度4月版]

国土交通省 国土政策局

地方政策課 調整室

目次

1. 防災・減災対策等強化事業推進費の概要（リーフレット）	1-1
2. 令和7年度の年間配分スケジュール	2-1
3. 防災・減災対策等強化事業推進費 取扱要領及び解説	3-1
4. 防災・減災対策等強化事業推進費 要求書等作成要領	4-1
5. 防災・減災対策等強化事業推進費 要求書作成例	5-1
6. 防災・減災対策等強化事業推進費に係る変更及び実施状況報告に関する取扱い	6-1
7. よくある質問とその回答（FAQ）	7-1
8. 防災・減災対策等強化事業推進費の配分事例	
(1) 令和6年度配分箇所一覧表及び配分箇所図	8-1
(2) 対策別代表事例	8-10
9. その他参考資料	9-1

国土交通省ホームページに詳しい情報を掲載しています。応募の様式等をダウンロードできます。

(ホーム >> 政策情報・分野別一覧 >> 国土政策 >> 防災・減災対策等強化事業推進費)
https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kokudoseisaku_tk9_000021.html

1. 防災・減災対策等強化事業推進費の概要 (リーフレット)

災害対策や防災・減災対策の推進に緊急予算を支援 ～「防災・減災対策等強化事業推進費」のご案内～

■ 制度の趣旨

自然災害が激甚化・頻発化している状況を踏まえ、国民の安全・安心の確保をより一層図るため、**防災・減災対策の強化を行う公共事業に対して、緊急的かつ機動的に配分する予算**です。

■ 推進費の対象事業

一定の計画等※に基づき、公共事業関係費をもって実施する事業で、早期実施により効果が適切に発現するものが対象です。

※ 「事前防災対策事業」は、防災・減災対策の必要性及び根拠となる法定計画。「災害対策事業」及び「公共交通安全対策事業」は、「防災・減災対策等強化事業推進費」の「要求書」をもって計画とします。

災害対策事業

災害を受けた地域等において、災害復旧事業での対応が出来ない場合等の再度災害防止等の対策

公共交通安全対策事業

交通インフラ(陸上交通、海上交通、航空交通)における重大事故等が発生した場合の対策(安全性の向上)

事前防災対策事業

突発的な事象への緊急的な対策や新たな課題への追加対策(公共交通の安全確保を含む)

【対象事業主体】 国(関係する所管独立行政法人を含む)、地方公共団体、民間事業者(鉄道事業者等)

※ 国土交通省所管事業以外(他省庁の所管事業)にも配分が可能です。

■ 令和7年度配分計画

【予算】 139億円(国費ベース)



【募集・配分スケジュール(予定)】

区分	募集期間	配分時期
第1回	4月1日～5月8日まで	6月下旬
第2回	5月9日～7月17日まで	9月下旬
第3回	7月18日～10月10日まで	11月下旬

・本推進費は、年3回の配分を予定していますが、甚大な被害を伴う災害や事故が発生した場合は、適宜緊急配分を検討します。
 ・要求書の申請状況、事業所管部局との調整状況、財務省との協議状況によっては、募集期間・配分時期等が変更となる場合があります。
 ・「災害対策事業」及び「公共交通安全対策事業」への配分が優先されます。

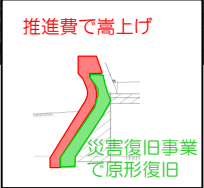
災害対策事業

① 災害復旧事業にあわせて公共土木施設等の防災機能の強化・向上を行う対策*

被災後  **対策後** 

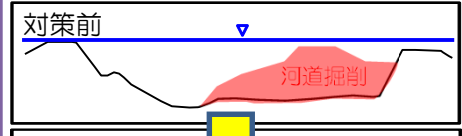

被災した護岸を災害復旧事業による原形復旧にあわせて、推進費により高上げを実施。

推進費で高上げ




災害復旧事業で原形復旧

② 地域は被災したものの、公共土木施設に被害・損傷がない場合の対策



対策前  **対策後** 

越水・浸水したものの公共土木施設に損傷なし



堤防の被害・損傷はなかったが、越水による家屋浸水被害が発生したため、推進費により河道掘削、護岸工を実施。

③ 災害復旧事業の対象とならない自然災害により被災した場合の対策

被災後  **対策後** 

災害復旧事業の対象とならない風化・劣化による崖崩れが発生したため、推進費により法面对策を実施。

④ 全国的な緊急点検の結果、要対策箇所の実施の必要が生じた場合の対策

盛土範囲  **クラックの発生** 

盛土による災害防止のための全国的な総点検の実施により、地すべり活動を確認。降雨により盛土内にクラックが確認され土砂崩壊の危険性が高まったことから、崩落を防止するため、推進費により緊急的に排土工等を実施

※ 「流域治水型の原形復旧」による災害復旧事業の実施に関連し、自治体が事前の復興まちづくり計画に基づき、住宅・都市機能の安全なエリアへの移転促進のための事業（住宅局所管、都市局所管）に本推進費の活用が可能。ただし、本推進費を活用出来るのは、被災した施設において実施する災害復旧事業に要する事業費（災害復旧費）と災害復旧事業のみでは十分な効果を期待できない場合において実施する改良事業に要する事業費の合計から、「流域治水型の原形復旧」に要する事業費（防災集団移転促進事業を含む）を差し引いた差額の範囲内となります。なお、防災集団移転促進事業は本推進費の対象外となります。

1. 流域治水型の原形復旧による災害復旧事業

従来どおりの原形復旧に要する事業費を上回らないこと等を条件に、浸水を許容する区域を設けることで下流における追加の改修を必要としない対策（遊水地、輪中堤の整備）を実施。

従来の対策（原形復旧）



流域治水型の原形復旧



上記により節減される事業費を下回る範囲内で、以下への活用が可能

2. 住宅・都市機能の安全なエリアへの移転促進のための事業

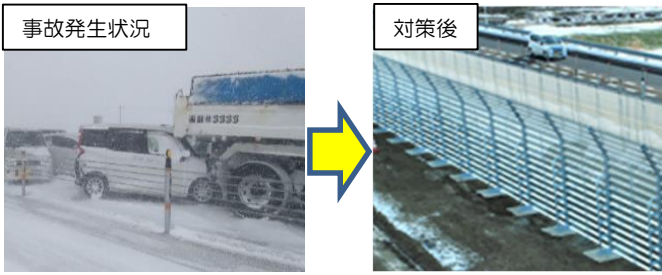
○次の事業に防災・減災対策等強化事業推進費の配分が可能。

- ① がけ地近接等危険住宅移転事業を活用し、浸水を許容する区域内の危険住宅から安全なエリアの住宅への移転を支援する【住宅局】
- ② セーフティネット住宅を活用し、浸水を許容する区域の居住者の住替えを支援する【住宅局】
- ③ 都市構造再編集中支援事業を活用し、浸水を許容する区域の都市機能のまちなか移転を支援する【都市局】
- ④ 都市防災総合推進事業を活用し、浸水を許容する区域からまちなかに移転する都市機能（誘導施設）の移転元地における防災広場・空地等の整備を支援する【都市局】

○加えて、防災集団移転促進事業を活用し、空き家等の既存ストックの利用を含む移転を支援する【都市局】

公共交通安全対策事業

① 死傷者を伴う等、社会的影響の大きい事故への対策



自動車専用道路において、地吹雪による死傷者を含む多重衝突事故の発生を受けて、事故発生区間に防雪柵等を設置。

② 全国的な緊急点検の起因となった想定外の事故への対策

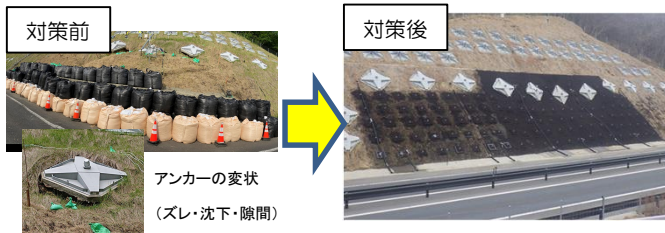


道路での死傷事故を受け、関係者による緊急点検・対策検討により、ソフト対策の強化とあわせ、危険箇所に防護柵等を設置。

事前防災対策事業

① 突発事象型

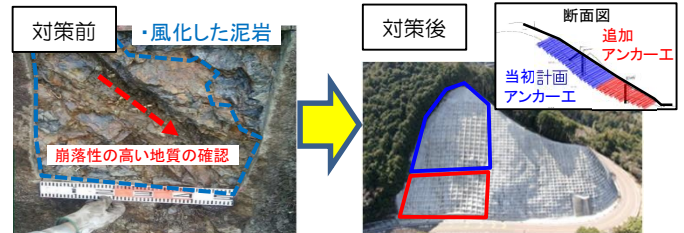
突発的な事象が発生し緊急的な対策を必要とする箇所で、住民、利用者の早急な安全・安心の確保に資する対策



供用中の緊急輸送道路脇の法面において、アンカーの変状が判明したことから、推進費によりアンカーの再設置や地山補強土工による緊急対策を実施。

② 追加対策型

工事中に新たな課題が確認され追加対策を必要とする箇所で、事業を推進し早期に事業効果を発揮するための対策

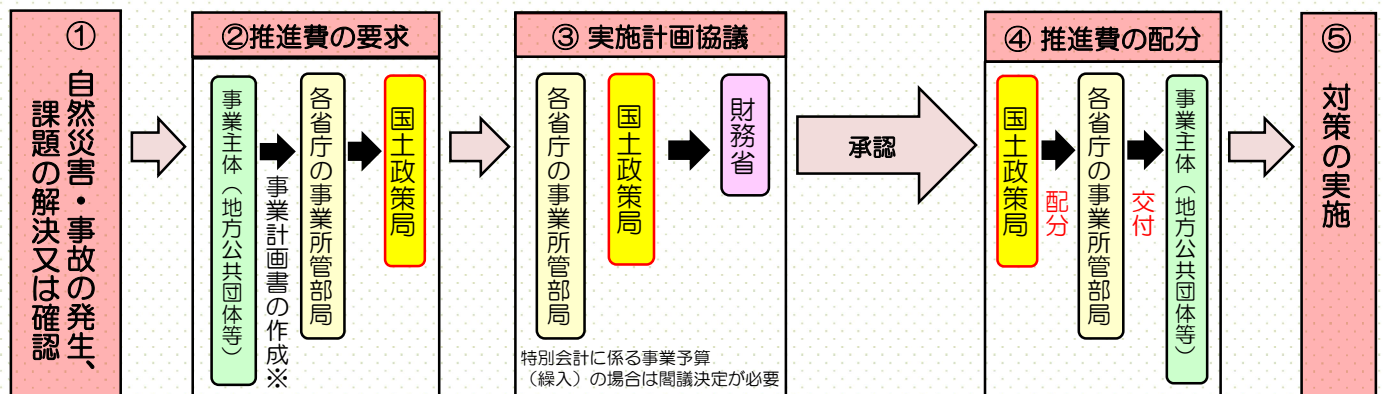


緊急輸送道路の工事中において、アンカー施工範囲外に崩落性の高い地質が確認されたことから、推進費により追加対策のアンカー工を実施。

③ 課題解決型

事業推進に向けた地域等の課題が解決した箇所で、事業を推進し早期に事業効果を発揮するための対策

■ 自然災害の発生等から対策実施までの流れ



■留意事項

(1) 要求における留意点

- ・ 各省庁が所掌する各事業に配分する予算であるため、要求の前提として、配分する各事業の採択要件を満たす必要があることのほか、**地方公共団体が単独で実施する事業(国費補助を受けない事業)への配分はできません。**

(2) 対象事業の留意点

- ・ 事業の実施にあたり、新規事業採択時評価を要するものは、当該評価が実施済みであることが必要です。
- ・ **公共事業関係費のうち、「災害復旧等事業」及び「交付金事業のうち事前防災対策事業(課題解決型)」は対象外**です。
- ・ 単なる維持管理費用など、防災・減災の機能を強化する効果に乏しいものには配分できません。
- ・ 北海道特定特別総合開発事業推進費及び沖縄北部連携促進特別振興対策特定開発事業推進費の対象となる事業には配分できません。

(3) 国庫補助率等は対象事業の規定に従います

- ・ **国庫補助率、国庫負担率、地方財政措置は事業所管部局で定められた対象事業の規定に従います。**推進費では、国庫補助率や地方財政措置の優遇措置はありません。

(4) 必要に応じ測量設計費、用地費及び補償費等の要求も可能

- ・ **測量設計費、用地費及び補償費等は、対象事業の必要な範囲に限り、本工事費とあわせて要求できます。**なお、本工事費以外の費目(測量設計費、用地費及び補償費等)のみの要求はできません。

(5) 明許繰越は必要に応じ可能

- ・ 年度内に完了することを原則としていますが、天候不順や入札不調など、申請時には想定し得なかったやむを得ない事由が発生した場合に限り、繰越制度(明許)の利用が可能です。

(6) 目的外への流用は不可

- ・ **配分を受けた事業以外の事業への流用はできません。**また、当該事業においても**要求時の目的外の工事へ流用はできません。**

(7) 事前防災対策事業の留意点

- ・ **事業推進により早期に防災・減災効果を発揮する事業**であって、事業を行おうとする地方公共団体において、**各種の土地利用規制の適切な運用など、ソフト面での防災・減災等に資する対策が図られており、以下のいずれかの要件を満たすもの。**

- 社会資本整備重点計画(第5次計画)の重点目標1(防災・減災が主流となる社会の実現)に係る指標の向上に資する事業
- 上記計画の重点目標3(持続可能で暮らしやすい地域社会の実現)に係る指標のうち、安全な移動・生活空間の整備の向上に資する事業
- 上記計画の重点目標3に係る指標のうち、安全な移動・生活空間の整備の向上に資する事業以外で、防災・減災対策の推進に資するものの向上に資する事業(ただし、三大都市圏以外の地域に重点を置いて実施するものに限る)
- 上記を満たす事業以外のもので、防災・減災対策の推進に著しく高い効果を発揮することが見込まれる国土交通省所管以外の事業(ただし、地方公共団体等が作成する防災・減災に関する計画に具体的に位置づけられた事業で緊急性の高いものに限っては、国土交通省所管事業でも認められる)

■お問い合わせ窓口

国土交通省 国土政策局 地方政策課 調整室(防災・減災対策等強化事業推進費 担当)
〒100-8918 東京都千代田区霞ヶ関2丁目1番2号 中央合同庁舎2号館12階
TEL:03-5253-8360 (直通)

※国土交通省ホームページに詳しい情報を掲載しています。応募の様式等をダウンロードできます。

(ホーム >> 政策情報・分野別一覧 >> 国土政策 >> 防災・減災対策等強化事業推進費)
https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kokudoseisaku_tk9_000021.html

2. 令和7年度の年間配分スケジュール

令和7年度の年間配分スケジュール

月	旬	第1回	第2回	第3回
4	上旬	4月1日～5月8日 募集 国 都道府県 市町村		
	中旬	各省庁 地方局		
	下旬	各省庁 本省 事業所管部局		
5	上旬	国土交通省 国土政策局		
	中旬	事業所管部局との調整 及び財務省への 事業計画説明	5月9日～7月17日 募集	
	下旬			
6				
6	上旬	6月下旬 配分予定	国 都道府県 市町村	
	中旬		各省庁 地方局	
	下旬		各省庁 本省 事業所管部局	
7	上旬		国土交通省 国土政策局	
	中旬		事業所管部局との調整 及び財務省への 事業計画説明※ <small>※夏季休暇等が集中する期間を考慮</small>	
	下旬			
8				
9	上旬		9月下旬 配分予定	国 都道府県 市町村
	中旬			各省庁 地方局
	下旬			各省庁 本省 事業所管部局
10	上旬			国土交通省 国土政策局
	中旬		事業所管部局との調整 及び財務省への 事業計画説明	
	下旬			
11				
				11月下旬配分予定

- ※1: 本推進費は、年3回の配分を予定していますが、甚大な被害を伴う災害や事故が発生した場合は、適宜緊急配分を検討します。
- ※2: 要求書の申請状況、事業所管部局との調整状況、財務省との協議状況によっては、募集期間・配分時期等が変更となる場合があります。
- ※3: 「災害対策事業」及び「公共交通安全対策事業」への配分が優先されます。

3. 防災・減災対策等強化事業推進費 取扱要領及び解説

取 扱 要 領

防災・減災対策等強化事業推進費取扱要領

令和2年3月27日 国国広調第17号
国土交通省国土政策局長から内閣府大臣官房長、厚生労働省
政策統括官（総合政策担当）、農林水産省農村振興局長、経
済産業省地域経済産業グループ長、環境省大臣官房長、（国
土交通省）総合政策局長あて
最終改正 令和3年6月24日 国国広調第40号

1. 目的

防災・減災対策等強化事業推進費（以下「推進費」という。）は、年度当初に予算に計上されていない事業について、事業推進に向けた課題が解決されたこと、災害が発生するおそれが急遽高まっていること又は災害により被害が生じていることなど、年度途中で事業を実施すべき事由が生じた場合に、緊急的かつ機動的に事業を実施し、再度災害防止や安全な避難経路の確保等^{※1}を含む防災・減災対策（以下「防災・減災対策」という。）を強化することを目的とする。

2. 対象事業

一定の計画等^{※2}に基づき、公共事業関係費^{※3}をもって実施する事業で、事業の早期実施により効果が適切に発現するもの。ただし、事業の実施に新規事業採択時評価を要するものについては、当該評価が実施済みであるものに限る。

3. 対象事業主体

国（関係する所管独立行政法人を含む。）又は地方公共団体、民間事業者

4. 採択要件

(1) 推進費を充当する事業に係る基本的な考え方は、以下のとおりとする。

防災・減災対策の強化を図るものであることから、単なる維持管理費用^{※4}など、防災・減災の機能を現行よりも強化する効果に乏しいものには充当しない。

(2) 上記の基本的考え方を踏まえ、対象となる事業は以下のいずれかの要件を満たすものとする。

- 1) 災害^{※5}を受けた地域等^{※6}における再度災害防止等^{※7}を図る事業であって、住民、利用者等の安全・安心の確保に資する事業（「災害対策事業」という。）。
- 2) 交通事故^{※8}が発生した箇所等^{※9}において公共交通^{※10}の安全性の向上を図る事業であって、住民、利用者等の安全・安心の確保に資する事業（公共交通安全対策事業という。）。
- 3) 事業推進により早期に防災・減災効果を発揮する事業であって、以下の①及び②の要件を満たす事業（「事前防災対策事業^{※11}」という。）。
 - ① 当該事業を行おうとする地方公共団体において、各種の土地利用規制の適切な運用など、ソフト面での防災・減災等に資する対策が図られていること（以下、「ソフト面での防災・減災対策」という。）。
 - ② 以下のいずれかの要件を満たすこと。

- ※1 「交通事故の再発防止」を含む。
- ※2 事業の実施主体が防災・減災対策等強化事業推進費要求書等作成要領に従い作成する、災害を受けた地域等における再度災害防止等を図るための計画、または交通事故が発生した箇所等において公共交通の安全性の向上を図るための計画を含む。
- ※3 災害復旧等事業及び交付金事業を除く。
ただし、交付金事業においては、災害対策事業、公共交通安全対策事業及び事前防災対策事業で、原則年度途中に新たな事象が確認され、追加対策（予算）が必要となったものについてはこの限りではない。
- ※4 施設等の機能維持のために継続的かつ計画的に実施する作業に係る費用を指す。
- ※5 対象となる「災害」は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火、地すべり、山崩れ、崖崩れその他の異常な自然現象により生じる災害とし、以下の要件のいずれかを満たすもの。
- (1) 降雨
- ・ 24時間雨量（任意の連続24時間における雨量をいう。）が80mm以上の降雨により発生した災害
 - ・ 1時間雨量（任意の60分における雨量をいう。）が20mm以上の降雨により発生した災害
- (2) 強風
- 最大風速（10分間の平均風速で最大のもの）が15m/秒以上の風により発生した災害
- (3) 豪雪、高潮、地震、津波、噴火、地すべり、山崩れ、崖崩れその他の異常な自然現象により発生した災害
- 被害の程度が比較的軽微と認められない災害
- ただし、上の要件のいずれかを満たす場合であっても、甚だしく維持管理の義務を怠ったことに基因して生じたと認められる災害については、対象とならない。
- ※6 他地域の被災を契機として災害対策に係る事業を実施する地域を含む。
- ※7 大規模自然災害時における被害拡大及び二次災害の防止、負担法・暫定法の対象に位置付けのない公共土木施設等の機能回復、緊急点検結果を踏まえた災害の未然防止等。
- ※8 対象となる「交通事故」は、道路、鉄道、航路、港湾、航空路、空港といった公共交通を支える社会基盤における重大な事故。（①～④に掲げる事故であって、社会的に影響の大きい事故。）
- ①死傷者を伴う事故
- ②現場関係者の適切な対処により死傷者を伴う事故を回避できたが、対策を行わなければ死傷者を伴う事故が発生するおそれが極めて高いと予想される事象

取 扱 要 領

- イ) 社会資本整備重点計画（第五次計画）（令和3年5月28日閣議決定）（以下、「社重点」という。）の重点目標1に係る指標の向上に資する事業であること。
 - ロ) 社重点の重点目標3に係る指標のうち、安全な移動・生活空間の整備の向上に資する事業であること。
 - ハ) 社重点の重点目標3に係る指標のうち、上記のロ)に示すもの以外で防災・減災対策の推進に資するものの向上に資する事業であること。ただし、三大都市圏^{※12}以外の地域に重点を置いて実施するものに限る。
- 二) その他上記イ) からハ) までを満たす事業以外のもので、防災・減災対策の推進に著しく高い効果を発揮することが見込まれる事業^{※13} であること。

5. その他

- (1) 推進費による事業の国庫補助率は、各府省で定められた当該事業の国庫負担率、国庫補助率^{※14}に従う。（地域開発特例法等で特別に、負担率、補助率の嵩上げの措置が図られている場合についても同様とする。）
- (2) 測量設計費、用地費及補償費等は、対象事業の必要な範囲に限る。
- (3) 推進費は、別に定める防災・減災対策等強化事業推進費要求書等作成要領（以下「作成要領」という。）に従って、推進費による事業を所管する省（以下「所管省」という。）が要求するものとし、推進費の要求にあたっては、あらかじめ事業の実施主体が作成するものとする^{※15}。
- (4) 国土交通省は、推進費の配分に合わせ、事業箇所毎に事業名、施行地、実施計画額及び事業内容について公表する。
- (5) 所管省は、国土交通省から推進費の移替え若しくは繰入れ等^{※16}が行われた後、当該事業の内容又は事業費を変更しようとするときは、国土交通省の了承を得なければならない。
- (6) 所管省は、推進費による事業完了後、その実施状況を国土交通省に報告しなければならない。
- (7) 当該事業を社会資本整備総合交付金で実施する場合、「社会資本整備総合交付金に係る計画等について（平成22年3月26日付け国官会第2318号）」第2第1項の実施に関する計画については、防災・減災対策等強化事業推進費に係る交付金事業のみを記載した計画を作成すること。また、当該事業以外の事業に流用することは認めない。
- (8) 北海道特定特別総合開発事業推進費及び沖縄北部連携促進特別振興対策特定開発事業推進費の対象となる事業には、本推進費は使用しない。

附則

（施行期日）

1. この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附則

（施行期日）

この要領は、令和3年6月24日から施行する。

③道路の通行止めや公共交通機関の遅延、運休等により社会経済的に大きな影響を与えた事故

④全国的な緊急点検や再発防止対策等の起因となった想定外の事故

※9 他箇所での重大な事故を契機として実施する箇所を含む。

※10 「道路又は一般交通の用に供する鉄道若しくは軌道による交通（陸上交通）」、「船舶による交通（海上交通）」及び「航空機による交通（航空交通）」を総称して公共交通と呼ぶ。

※11 「事前防災対策事業」は、以下の対策のいずれかに該当するもの。

(1) 事業推進に向けた地域等の課題が解決した箇所、事業を推進し早期に事業効果を発揮するための対策

(2) 新たな課題が確認され追加対策を必要とする箇所、事業を推進し早期に事業効果を発揮するための対策

(3) 突発的な事象が発生し、緊急的な対策を必要とする箇所、住民、利用者の早急な安全・安心の確保に資する対策

※12 東京圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）、関西圏（京都府、大阪府、兵庫県、奈良県）、名古屋圏（愛知県、三重県、岐阜県）

※13 国土交通省所管以外の事業を対象とする。

ただし、地方公共団体等が作成する防災・減災に関する計画に具体的に位置づけられた事業で緊急性の高いものに限っては、国土交通省所管事業でも認められる。

※14 「後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律」等に基づく嵩上げの措置は、次のとおりとする。

○直轄事業：当該年度事業分は当該年度において措置することになっているので、推進費による事業についても嵩上げの対象とする。

○補助事業：当該年度事業分は翌年度において精算追加することになっているので、推進費による事業についても嵩上げは、翌年度において各府省で措置する。

※15 災害を受けた地域等における再度災害防止等に係る事業の要求にあたっては、被災前の維持管理状況を国土交通省に説明するものとする。

また、交通事故が発生した箇所等において公共交通の安全性の向上に係る事業の要求にあたっては、現地の状況等を踏まえながら、総合的な事故の再発防止対策等の検討を行い、効果的な対策が講じられるよう努めるものとする。

※16 国土交通省内における「目の確定」

4. 防災・減災対策等強化事業推進費 要求書等作成要領

防災・減災対策等強化事業推進費要求書等作成要領

防災・減災対策等強化事業推進費取扱要領5.(3)に係る資料の作成等は、以下によるものとする。

なお、災害を受けた地域等における再度災害防止等に係る事業の場合は「災害対策事業※1」、交通事故が発生した箇所等において公共交通の安全性の向上に係る事業の場合は「公共交通安全対策事業」、事業推進に向けた課題の解決等を受けた事前防災・減災対策に係る事業の場合は「事前防災対策事業」の様式により作成するものとする。

資料	要求書 様式		
	災害対策事業	公共交通安全対策事業	事前防災対策事業
案件報告書	様式-災1	様式-公1	様式-防1
要求書			
総括	様式-災2	様式-公2	様式-防2
概要図	様式-災3	様式-公3	様式-防3
実施状況表、工程表	様式-災4	様式-公4	様式-防4
被災前状況を説明する資料			
当該対策の対象となる施設で、負担法※2又は暫定法※3に基づく災害復旧事業を申請している場合	災害査定時に提出する「被災前状況を説明する資料」の写し	-	-
当該対策の対象となる施設で、負担法又は暫定法に基づく災害復旧事業を申請していない場合	補足資料（別紙様式「被災前状況を説明する資料」）	-	-
その他資料（必須）			
チェックリスト	チェックリスト-災	チェックリスト-公	チェックリスト-防
その他資料（必要に応じて提出）			
災害復旧事業費申請書等 〔災害対策事業で災害復旧事業にあわせて対策する場合のみ該当〕	災害復旧事業費申請書の写し、並びに平面図及び構造図	-	-
写真、検討資料他	様式自由	様式自由	様式自由
本手引き掲載ページ	P4-2～4-11	P4-12～4-19	P4-20～4-27

※1 「流域治水型の原形復旧」による災害復旧事業の実施に関連し、自治体が事前の復興まちづくり計画に基づき、住宅・都市機能の安全なエリアへの移転促進のための事業（住宅局所管、都市局所管）を含む。

ただし、本推進費を活用出来るのは、被災した施設において実施する災害復旧事業に要する事業費（災害復旧費）と災害復旧事業のみでは十分な効果を期待できない場合において実施する改良事業に要する事業費の合計から、「流域治水型の原形復旧」に要する事業費（防災集団移転促進事業を含む）を差し引いた差額の範囲内に限る。

※2 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法

※3 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律

令和 年度 防災・減災対策等強化事業推進費要求書(事業計画書) [災害対策事業_総括]

施行地	① 例: マルマルケンマルマルグンマルマルチョウマルマル 〇〇県〇〇郡〇〇町〇〇地先				
推進費要求額					
事業費	② 千円	国費	③ 千円	国費率	④
事業名(地区名)		所管省名		事業主体名	
⑤ 例: 河川改修事業 マルマル (〇〇川水系〇〇川)		⑥		⑦	
事業概要	・全体工期	【R 年 月～R 年 月(ヶ月)】			
	・工期	⑧ R 年 月～R 年 月(ヶ月)			
	・事業計画区間	⑨			
	・工種	⑩ 例) 築堤工L=〇m、河道掘削工V=〇m3、測量設計費 一式			
事業計画の概要					
【対象施設の概要】 ⑪				例: 〇〇川水系〇〇川は、〇〇県に源を發し、〇〇地区において〇〇川に合流する〇〇県管理の一級河川である。	
【災害の原因となった自然現象】 ⑫				例: 豪雨(台風第〇号: 令和〇年〇月〇日～〇月〇日) 最大24時間雨量 〇月〇日〇時～〇月〇日〇時 〇mm/24h (〇〇観測所) 最大1時間雨量 〇月〇日〇時～〇月〇日〇時 〇mm/h (〇〇観測所) 例: 暴風(波浪: 令和〇年〇月〇日) 最大風速(10分平均) 〇月〇日〇時〇分～〇時〇分 〇m/s (〇〇観測所) 最大波高 〇m (〇〇観測所) 例: 崖崩れ (令和〇年〇月〇日) 道路斜面の表層部が経年劣化により亀裂が生じ、その後の雨水の浸入と凍結融解の繰り返しにより地盤内の亀裂が拡大し、崩壊に至ったと推測される。	
【被害状況】 ⑬				一般被害 例: 浸水面積〇ha、床上浸水〇戸、床下浸水〇戸 例: 人的被害なし、全面通行止め〇日間(〇月〇日～〇月〇日)、片側通行規制中(〇月〇日～現在も継続中) 公共土木施設等被害 例: 護岸決壊〇箇所(〇月〇日災害復旧事業申請中)、堤防決壊〇箇所(〇月〇日災害査定済み)	
【推進費を必要とする理由】 ⑭				例: 〇〇川は〇〇下流部が狭窄部であることから流れの阻害となり、〇〇地区で水位が上昇し溢水した。護岸決壊箇所の施設被害については災害復旧事業で対応するものの、次期出水までに水位を下げ、再度災害を防止する必要があることから、推進費を活用して緊急に河道掘削を行う。 なお、本対策は〇〇であることから災害復旧事業の要件対象外であり、推進費により対策を実施する必要がある。	
【推進費による効果】 ⑮				例: 推進費を活用して早急に〇〇工を実施することで、流下能力を向上させ、水位の低減を図ることにより、同規模洪水に対して再度の浸水被害(床上浸水〇戸、床下浸水〇戸)を防止し、住民の安全・安心を確保する。	

【留意事項】
○災害発生が「前回の要求書提出期限より以前」の場合は、**なぜ要求が今に至ったのか**、時系列が分かるように、**経緯を日付とともに【推進費を必要とする理由】に記述すること。**
・第1回 : 「新年度に入ってから要求書提出期限まで」の経緯を記述する。
・第2～3回 : 「前回の要求書提出期限から今回の要求書提出期限まで」の経緯を記述する
○災害発生が「前年度」の場合は、**なぜ発生年度内に対策を実施できなかったのか**、また、**なぜ当年度当初予算で対応できなかったのか**、時系列が分かるように、**経緯を日付とともに【推進費を必要とする理由】に記述すること。**

作成要領：（推進費要求書 様式-災2）

全体

- ・ **フォント・フォントサイズ**はMS明朝・9ptで統一する。
- ・ **要求書**は要求案件毎に**1枚**とする。

- ① **施行地の住所**を町、丁目又は地先/地内（番地は不要）まで明確に記入し、ルビ（カタカナ）を振る。
- ② 「**推進費**」として要求する**事業費**を記入する。
- ③ 当該事業の国費率により、②の**事業費に対応する国費**を記入する。
- ④ **国費率**を記入する。
原則、**分数表記**（1/2、1/4など）とする。出来ない場合は%表記とする。
- ⑤ **事業名**を記入する。また、事業名の**下段**に（ ）を設け、その中に水系名・河川名、路線名等の**地区名**を記入し、地区名のみルビ（カタカナ）を振る。
なお、**地区名が複数ある場合は**、代表する地区名の後に「ほか○箇所（地区、路線など）」と記入する。
- ⑥ **所管省名**を記入する（例：○○省）。
- ⑦ **事業主体名**を記入する（例：○○省、○○県、○○市、○○機構、○○組合）。
- ⑧ 上段の【 】に推進費を充当する場合の**全体計画の工期**を記入し、下段に「**推進費**」で**実施する事業工期**を記入する。単年度事業で、全体計画に災害復旧等の関連工事を含まない場合、上下段の記載内容は同じになる。なお、12ヶ月を超える工期の場合は（○年○ヶ月）と記入する。
- ⑨ 「**推進費**」で実施する**事業計画区間（施行区間）の規模**を延長や面積等で記入する。
（例：道路事業、河川事業の場合は延長、公園整備の場合は面積等）
- ⑩ 「**推進費**」で実施する**工種とその数量及び単位（m、m²、m³、基、箇所など）**を具体的に記入する。ただし、「測量設計費」をはじめ数量及び単位の記入が出来ないものについては「一式」と記入する。記入内容は「**様式-災3の④**」及び「**様式-災4の③～⑬**」と同一のものとする。
- ⑪ 道路や河川などの**対象施設の概要**や**防災上の位置づけ**などを簡潔に記述する。
（その他、物流や観光における関わりなどもあれば、補足情報として簡潔に記述する。）
- ⑫ **災害の原因となった自然現象（豪雨、暴風、豪雪、高潮、地震、津波、噴火、地すべり、山崩れ、崖崩れその他の異常な自然現象）**を記入する。未被災地において事業を実施する場合は、事業の契機となった他地域の自然現象を記入する。
災害の原因となった自然現象（豪雨、暴風）の場合は、要件となる降雨、強風を観測した観測所（被災箇所直近に限らず、当該自然現象が観測された観測所）を正式名称で記入し、観測した最大風速、最大24時間雨量、最大1時間雨量を記入する。
その他の異常な自然現象（豪雨、暴風以外）の場合は、災害の要因と推測する内容を簡潔に記述する。
- ⑬ **一般被害の状況（浸水面積、人的被害、交通規制期間など）及び公共土木施設等の被害の状況（災害復旧事業の申請情報等を含む）**を、地区名や数値などを用いて具体的に記入する。未被災地において事業を実施する場合は、事業の契機となった他地域の被害状況を記入する。
- ⑭ **推進費を必要とする理由**を以下の内容に留意して、簡潔に記述する。
「被災後の対応状況」、「緊急的に対策を実施すべき理由」、「推進費を活用して行う当該対策内容」、「災害復旧事業で実施できない理由」、災害復旧事業にあわせて対策する場合は「災害関連事業で実施できない理由、災害復旧事業箇所と対策内容が異なる場合はその理由」
- ⑮ **推進費により事業を実施することによる効果**（例えば河川改修により浸水被害が解消される戸数（○○戸）や世帯数（○○世帯）、落石防護により安全性が確保される道路の通行量（○○台/日）等）を**具体的な数値**を用いて簡潔に記述する。

事業名（地区名） ① 例：河川改修事業（〇〇川水系〇〇川）

事業計画概要図

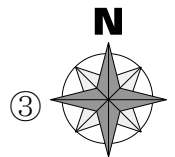
凡 例

赤	推進費施行箇所
緑	災害復旧・関連（当年度施行）
青	当年度施行箇所
黄	次年度以降の実施予定
黒	施行完了箇所

【位置図】

②

【平面図】



④

【断面図】

⑤

写真①

⑥

写真②

⑥

作成要領：（推進費要求書 様式-災3）

全体

- ・ **要求書**は要求案件毎に**1枚**とする。
 - ・ **凡例**は、関係する色分けのみを記載し、**不要な色は削除**する。
 - ・ 事業計画が広範囲であり、平面図のみでは表示しきれない場合や詳細を示すことができない場合等は、適宜「広域図」、「詳細図」を添付する。
- ① **事業名（地区名）**を記入する。
なお、地区名のルビは不要。
 - ② 都道府県の地図上に**施行箇所の位置を赤色で図示**（引出し線で示し「**施行箇所**」と記入）して、**余白部に都道府県名**を記入する。
また、災害の原因となった自然現象（豪雨、暴風）に係る**観測所の位置を図示**する。
なお、地図は公表可のものを使用する。
 - ③ **方位を図示**する。
 - ④
 - ・ **全体計画の範囲**を対象とした**平面図を添付**する。必要に応じて、**詳細図や広域図を用いて図示**する。
 - ・ **推進費で施行する範囲を赤色で図示**（引出し線で示し「**推進費施行区間**」と記入）する。
 - ・ **災害復旧事業、災害関連事業により実施する箇所がある場合、緑色で図示**する。
 - ・ 現在実施中の事業に推進費を充当する場合、**当初予算（補正予算が成立している場合は補正予算を含む）で実施する予定の箇所を青色で図示**する。
 - ・ 複数年で実施する事業の場合、**前年度までに完了した箇所を黒色で、次年度以降の実施予定箇所を黄色で図示**する。
 - ・ **施設名（道路、河川、鉄道路線など）を記入し、道路や鉄道路線には「行先」を記入**する（例：至〇〇⇒）。
また、**河川には「流向」を矢印で図示**する（例：⇒）。
 - ・ **被災した範囲を図示**する（例：河川災害で浸水した範囲など）。
 - ・ **主要工種を数量含め記入**する（例：築堤工L=〇m）。記入内容は「**様式-災2の⑩**」及び「**様式-災4の③、⑬**」と同一のものとする。
 - ・ **写真の撮影方向を矢印で図示**する。（例：写真〇 → ）
 - ⑤ 要求箇所の**標準的な断面図**（構造や寸法が分かるもの）を添付し、平面図と同様に**主要工種**を記入・着色する。また、**断面の位置を平面図に図示**する（例：A-A'断面）。
なお、断面図が添付できない場合は、工法のイメージ写真（図）を添付する。
 - ⑥ **被害状況や規模等が視覚的に分かりやすい写真（公表可のもの）を2枚程度添付**する。

防災・減災対策等強化事業推進費要求書(事業計画書) [災害対策事業_実施状況表]

事業名(地区名)	① 例: 河川改修事業(〇〇川水系〇〇川)		
(項) 防災・減災対策等強化事業推進費	(目)	②	

(単位: 千円)

工 種	全体計画							災害復旧等(当年度)		
	前年度迄			当年度			次年度以降	災害復旧	災害関連	
	事業費 (事業量)	事業費 (事業量)	事業費 (事業量)	事業費 (事業量)	事業費 (事業量)	事業費 (事業量)				事業費 (事業量)
③							④	⑤	⑥	
(例) 本工事費	000,000	000,000	000,000	000,000	000,000	000,000	000,000	000,000	000,000	000,000
〇〇工	000,000 (〇〇m ²)	000,000 (〇〇m ²)	000,000 (〇〇m ²)	000,000 (〇〇m ²)	000,000 (〇〇m ²)	000,000 (〇〇m ²)	000,000 (〇〇m ²)	000,000 (〇〇m ²)	000,000 (〇〇m ²)	000,000 (〇〇m ²)
〇〇工	000,000 (〇〇m)	000,000 (〇〇m)	000,000 (〇〇m)	000,000 (〇〇m)	000,000 (〇〇m)	000,000 (〇〇m)	000,000 (〇〇m)	000,000 (〇〇m)	000,000 (〇〇m)	000,000 (〇〇m)
測量設計費	000,000	000,000	000,000	000,000	000,000	000,000	000,000	000,000	000,000	000,000
詳細設計	000,000 (一式)	000,000 (一式)	000,000 (一式)	000,000 (一式)	000,000 (一式)	000,000 (一式)	000,000 (一式)	000,000 (一式)	000,000 (一式)	000,000 (一式)
地質調査	000,000 (一式)	000,000 (一式)	000,000 (一式)	000,000 (一式)	000,000 (一式)	000,000 (一式)	000,000 (一式)	000,000 (一式)	000,000 (一式)	000,000 (一式)
用地費及補償費	000,000	000,000	000,000	000,000	000,000	000,000	000,000	000,000	000,000	000,000
用地費	000,000 (〇〇m ²)	000,000 (〇〇m ²)	000,000 (〇〇m ²)	000,000 (〇〇m ²)	000,000 (〇〇m ²)	000,000 (〇〇m ²)	000,000 (〇〇m ²)	000,000 (〇〇m ²)	000,000 (〇〇m ²)	000,000 (〇〇m ²)
補償費	000,000 (〇〇件)	000,000 (〇〇件)	000,000 (〇〇件)	000,000 (〇〇件)	000,000 (〇〇件)	000,000 (〇〇件)	000,000 (〇〇件)	000,000 (〇〇件)	000,000 (〇〇件)	000,000 (〇〇件)
[国 費]	[000,000]	[000,000]	[000,000]	[000,000]	[000,000]	[000,000]	[000,000]	[000,000]	[000,000]	[000,000]
合計事業費	000,000	000,000	000,000	000,000	000,000	000,000	000,000	000,000	000,000	000,000

防災・減災対策等強化事業推進費要求書(事業計画書) [災害対策事業_工程表]

上段: 推進費を充当しない場合

下段: 推進費を充当する場合(推進費を充当する部分を太枠)

工 種	令和00年度				令和00年度				令和00年度				令和00年度				令和00年度			
	4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1
⑬	(14)																			
(例)																				
〇〇工																				
〇〇工																				
詳細設計																				
地質調査																				
用地費																				
補償費																				
(災害復旧等)																				
⑮ 例: 災害復旧																				

作成要領：（推進費要求書 様式-災4）

全体

- ・要求書は要求案件毎に1枚とする。

【実施状況表】

- ① 事業名（地区名）を記入する。なお、地区名のルビは不要。
- ② **推進費を要求する事業の予算区分**を記入する（要求当該年度の最新版とする）。
（例：（項）防災・減災対策等強化事業推進費（目）河川改修費（目細）工事費）
- ③ 工種を記入する。記入内容は「様式-災2の⑩」及び「様式-災3の④」と同一のものとする。
事業費に測量設計費又は用地費及補償費を含む場合は、これを明確に区分して記入する。
（例：単位は、測量設計費（一式）、用地費（m²）、補償費（件））
- ④～⑫
 - ・事業費と事業量を二段書きし、事業量は下段に（ ）書きする。
事業量の表記は、「様式-災2の⑩」と同一の内容とする。
なお、該当する箇所のみ記入し、それ以外は空欄とする。
 - ・費目毎（本工事費、測量設計費、用地費及補償費など）の名称の行に小計値（事業費）を記入する。
 - ・合計事業費については、事業費と国費を二段書きし、国費は上段に[]書きする。
（例：合計事業費＝本工事費＋測量設計費＋用地費及補償費）
- ④については、**全体計画**の事業費、事業量をそれぞれ記入する。（⑤＋⑦＋⑩）
- ⑤については、**事業開始年度から前年度まで**の事業費、事業量をそれぞれ記入する。
- ⑥については、⑤のうち**前年度**の事業費、事業量をそれぞれ記入する。
なお、**補正予算を加えた額**とすること。
- ⑦については、**当年度**に実施する事業の事業費、事業量をそれぞれ記入する。（⑧＋⑨）
- ⑧については、**当初予算**で実施する事業費、事業量をそれぞれ記入する。
- ⑨については、**推進費**で実施する事業費、事業量をそれぞれ記入する。
- ⑩については、次年度以降においても計画がある場合、**次年度から完了年度迄**の事業費、事業量をそれぞれ記入する。
- ⑪については、**災害復旧事業**があれば、事業費、事業量をそれぞれ記入する。
- ⑫については、**災害関連事業**があれば、事業費、事業量をそれぞれ記入する。

【工程表】

- ⑬ 工種を記入する。記入内容は「様式-災2の⑩」及び「様式-災3の④」と同一のものとする。
- ⑭ **推進費を充当しない場合と充当する場合の工程**が比較できるように、**二段書き**で記入する。
（上段には推進費を充当しない場合の工程、下段には推進費を充当する場合の工程を記入する。**特別の事由がない限り**、推進費を充当しない場合と充当する場合の**工程は同一**とし、**推進費を充当しない場合の始期は4月から**とする。）なお、複数年度実施する事業においてマス目が不足する場合は、「～」で中間年を省略してもよい。
- ⑮ **災害復旧事業、災害関連事業**があれば、その工程表を記入する。

(補足資料)

被災前の維持管理状況の説明について

防災・減災対策等強化事業推進費取扱要領5.(3)の解説※15にあたる『被災前の維持管理状況』の説明については、別紙様式により作成した資料を必ず提出するものとする。

ただし、当該対策の対象となる施設において、「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」又は「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」に基づく災害復旧事業を申請している場合は、災害査定時に提出する「被災前状況を説明する資料」の写しをもって別紙に代えることができるものとする。

なお、必要に応じて、巡視報告や定期点検等の説明資料を求める場合がある。

(チェックリスト - 災)

防災・減災対策等強化事業推進費 要求書 (災害対策事業) チェックリスト

事業名 (地区名) :

事業主体名 :

- ・本チェックリストは、要求書提出前に要求者でチェックの上、要求書と一緒に提出してください。
- ・確認欄について、該当する場合は「○」、該当しない場合は「-」と記載してください。
- ・設問No.2、6は、「理由」や「該当要件」についても記載してください。

事項	No.	チェック項目	確認
対象事業・採択要件	1	「災害復旧事業」及び「災害関連事業」で実施できない理由が要求書に記載されている。	
	2	流用できる予算や、要求・充当可能な他の推進費・補助金等の予算がない。	
		理由を具体的に記載	例：①〇〇金について、他の執行見込みがあり、流用出来ないため。 ②他の〇〇補助金は採択要件を満たさない。
	3	災害発生が「前回の要求書提出期限より以前」の場合、要求が今に至った経緯が日付とともに要求書に記載されている。 ・第1回：「新年度に入ってから要求書提出期限まで」の経緯 ・第2～3回：「前回の要求書提出期限から今回の要求書提出期限まで」の経緯	
	4	災害発生が「過年度」の場合、発生年度内に対策を実施できなかった理由、また、当年度当初予算で対応できなかった理由が要求書に記載されている。	
	5	対策内容は、単なる維持管理費用や原形復旧のみなど、防災・減災の機能を現行よりも強化する効果に乏しいものではない。	
6	対象となる「災害」は、取扱要領・解説の解説※5に記載している要件を満たしている。また、要求書に記載されている。		
	該当要件	(その他の場合、該当する自然現象名) 例：崖崩れ	
事業概要	7	施行地の住所 (ルビ含む) に誤りはない。また、丁目又は地先/地内まで明確に記載されている (番地は不要)。	
	8	対策事業の選定に誤りは無い。また、対策事業名に誤りはない。	
	9	地区名 (ルビ含む) に誤りはない。	
	10	災害の概要に誤りはない。	
	11	対象予算科目 (目、目細) に誤りはない。	
要求書様式	12	「災害対策事業」の最新の様式 (HP掲載) に基づいて作成されている。	
	13	作成要領に基づいて記載されている。	
	14	様式間で情報 (事業名、工種名、工期など) が整合している。	
	15	様式2～4は各1枚に収まっている (各様式で2枚以上になっていない)。	
	16	「被災前状況を説明する資料」について、情報を記入の上、添付している。	
対象事業 (流域治水型の原形復旧)	17	「流域治水型の原形復旧」による災害復旧事業の実施に関連し、自治体が事前の復興まちづくり計画に基づき、住宅・都市機能の安全なエリアへの移転促進のための事業 (住宅局所管、都市局所管) である。	
	17の判定が-の場合、17-1～17-3のチェック項目は確認不要。		
	17の判定が○の場合、17-1～17-3のチェック項目を確認すること。		
	17-1	事業実施主体の自治体において、事前の復興まちづくり計画が策定されている。	
17-2	「河川において再度災害防止に必要な災害復旧等事業費の総額」を低減できている。 推進費活用上限額 = 被災水位に対応した再度災害防止に要する事業費※1から 流域治水型の原形復旧に要する事業費※2 (防災集団移転促進事業を含む) を差し引いた差額の範囲内 ※1 被災した施設において実施する災害復旧事業に要する経費 (災害復旧費) と 災害復旧事業のみでは十分な効果を期待できない場合において実施する改良事業に要する事業費の合計 ※2 例：遊水池、輪中堤の整備		
17-3	浸水を許容する区域に、災害危険区域又は浸水被害防止区域の指定方針が策定され、指定することが明らかである。		

- ・協議状況欄について、協議完了の場合は「○」、協議中の場合は「△」、該当しない場合は「-」と記載してください。

事項	No.	チェックを行う協議項目	協議状況	主な協議の内容、現在の状況および完了の目途について具体的に記載
対外協議	1	関係機関との設計・施工協議 (河川法・道路法・道路交通法、文化財保護法、森林法などの法律に基づく協議)		例：河川管理者との施工協議において、足場の設置方法について○月に協議完了予定。
	2	事業用地取得の交渉、および工事施行上障害となる物件・権利に係る補償交渉		例：用地交渉について、相手方から内諾済みであり、○月に移転登記完了予定。
	3	上記以外の協議		例：土砂搬入について、運搬元の関係機関と調整中であり、概ね了解済み。○月に覚書を締結予定。

配分後の速やかな事業実施に向けて、事前に調整等の必要な対外協議等については早期に進めてください。

(推進費要求書 様式-公2)

令和 年度 防災・減災対策等強化事業推進費要求書(事業計画書)[公共交通安全対策事業_総括]

施行地		① 例：〇〇県〇〇郡〇〇町〇〇地先ほか <small>マルマルケンマルマルグンマルマルチョウマルマル</small>	
推進費要求額			
事業費	② 千円	国費	③ 千円 国費率 ④
事業名(地区名又は箇所名)		所管省名	事業主体名
⑤ 例：道路交通安全施設等整備事業 <small>(一般国道〇〇号〇〇バイパスほか〇箇所)</small> <small>マルマル</small>		⑥	⑦
事業概要	・全体工期 【R 年 月～R 年 月(ヶ月)】		
	・工期 ⑧R 年 月～R 年 月(ヶ月)		
	・事業計画区間 ⑨		
	・工種 ⑩ 例：路側防護柵工 L=〇m、歩車道境界ブロック工 L=〇m		
事業計画の概要			
【対象施設の概要】 ⑪ 例：一般国道〇〇号は、〇〇県〇〇市と〇〇市を結ぶ〇〇県管理の交通量〇台/日の幹線道路で、第〇次緊急輸送路として位置づけられているとともに、〇〇集落(〇世帯、〇人)から〇〇方面へ向かう災害時の指定避難所(〇〇公民館)への避難ルートとなっている重要な路線である。			
【重大事故の概要】 ⑫ <u>日時、場所</u> 例：令和〇年〇月〇日〇時頃 〇〇市〇〇町〇〇地先 一般国道〇〇号 <u>事故の内容</u> 例：自動車同士が交差点内で衝突後、一方が歩道に侵入、信号待ちしていた歩行者と衝突し、〇人が死傷する重大な事故が発生。			
【被害状況】 ⑬ <u>人身被害</u> 例：死者：運転手〇人、一般歩行者〇人 負傷者：一般歩行者〇人 <u>物損被害</u> 例：〇〇施設の破損N=〇箇所			
【推進費を必要とする理由】 ⑭ 例：今回の事故は、〇〇において、〇〇が不十分であり、〇〇が出来ないことより、事故が発生したものである。今回の事故を受けて、他の〇〇で緊急点検を実施した結果、〇〇箇所と同様の課題が確認されている。再発防止のために行政機関のほか、〇〇の意見を交え、ハード及びソフト対策の総合的な検討を行った結果、同様の課題による重大事故の発生を防止するために、ハード対策として〇〇等の設置を行う必要があることから、事故が発生した〇〇のほか、特に〇〇の類似性が高い〇〇箇所において、推進費を活用して緊急対策を実施する。			
【推進費による効果】 ⑮ 例：推進費を活用して早急に〇〇等の対策を実施することで、事故の再発防止及び未然防止を図り、〇台/日の通行の安全・安心を確保する。			
【総合的な事故の再発防止対策等の概要】 ⑯ <u>策定主体(構成員)</u> 例：〇〇事故対策協議会(学識経験者(〇〇大学教授)、〇〇県、〇〇市、国土交通省〇〇局) <u>対策の概要(実施主体)</u> 例：路側防護柵、歩車道境界ブロックの設置(〇〇県) 監視・巡回の強化、啓発看板の設置(〇〇県警察)			

【留意事項】

○事故発生が「前回の要求書提出期限より以前」の場合は、**なぜ要求が今に至ったのか**、時系列が分かるように、**経緯を日付とともに【推進費を必要とする理由】に記述すること。**

・第1回 「新年度に入ってから要求書提出期限まで」の経緯を記述する。

・第2～3回 「前回の要求書提出期限から今回の要求書提出期限まで」の経緯を記述する

○事故発生が「前年度」の場合は、**なぜ発生年度内に対策を実施できなかったのか**、また、**なぜ当年度当初予算で対応できなかったのか**、時系列が分かるように、**経緯を日付とともに【推進費を必要とする理由】に記述すること。**

作成要領：（推進費要求書 様式-公2）

全体

- ・ **フォント・フォントサイズ**はMS明朝・9ptで統一する。
 - ・ **要求書**は要求案件毎に1枚とする。
- ① **施行地の住所**を町、丁目又は地先/地内（番地は不要）まで明確に記入し、ルビ（カタカナ）を振る。
 - ② 「**推進費**」として要求する**事業費**を記入する。
 - ③ 当該事業の国費率により、②の**事業費に対応する国費**を記入する。
 - ④ **国費率**を記入する。
原則、**分数表記**（1/2、1/4など）とする。出来ない場合は%表記とする。
 - ⑤ **事業名**を記入する。また、事業名の**下段**に（ ）を設け、その中に路線名等の**地区名**を記入し、地区名のみルビ（カタカナ）を振る。
なお、**地区名が複数ある場合は**、代表する地区名の後に「ほか〇〇箇所（地区、路線など）」と記入する。
 - ⑥ **所管省名**を記入する（例：〇〇省）。
 - ⑦ **事業主体名**を記入する（例：〇〇省、〇〇県、〇〇市、〇〇機構、〇〇組合）。
 - ⑧ 上段の【 】に推進費を充当する場合の**全体計画の工期**を記入し、下段に「**推進費**」で**実施する事業工期**を記入する。単年度事業の場合、上下段の記載内容は同じになる。なお、12ヶ月を超える工期の場合は（〇年〇ヶ月）と記入する。
 - ⑨ 「**推進費**」で実施する**事業計画区間（施行区間）の規模**を延長や面積で記入する。
（例：道路事業の場合は延長等 ）
 - ⑩ 「**推進費**」で実施する**工種とその数量及び単位（m、m2、m3、基、箇所など）**を具体的に記入する。ただし、「**測量設計費**」をはじめ数量及び単位の記入が出来ないものについては「一式」と記入する。記入内容は「**様式-公3の④**」及び「**様式-公4の③～⑪**」と同一のものとする。
 - ⑪ 道路、港などの**対象施設の概要**（公共交通上又は防災上、重要な施設である説明を含む。）を**簡潔に記述**する。
 - ⑫ 重大事故が起こった**日時・場所、事故の内容**を記入する。
 - ⑬ **被害の概要（人身被害、物損被害）**を具体的に記入する。
他箇所の重大な事故を契機として実施する場合は、事業の契機となった重大事故の内容を記入する。
 - ⑭ **推進費を必要とする理由**を以下の内容に留意して、**簡潔に記述**する。
「事故の要因」、「（他箇所の重大な事故が契機となる場合）緊急点検結果」、「対策検討会合等の検討結果」、「早急な対策を実施すべき根拠」、「要求箇所の選定理由」
 - ⑮ **推進費により事業を実施することによる効果**（対策により安全が確保される通行量（〇〇台・機・隻/日）など）を具体的な数値を用いて**簡潔に記述**する。
 - ⑯ **総合的な事故の再発防止対策の検討・策定主体（組織）とその構成員**、対策検討会合等の結果必要と判断された**対策の概要（ソフト対策を含む）**とその**実施主体**を記入する。

事業名（地区名）

① 例：道路交通安全施設等整備事業（一般国道〇〇号〇〇バイパスほか〇箇所）

事業計画概要図

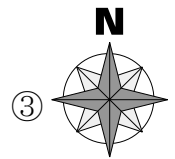
【位置図】

②

凡 例

赤	推進費施行箇所
青	当年度施行箇所
黄	次年度以降の実施予定
黒	施行完了箇所

【平面図】



④

【断面図】

⑤

写真①

⑥

写真②

⑥

作成要領：（推進費要求書 様式-公3）

全体

- ・ **要求書**は要求案件毎に**1枚**とする。
 - ・ **凡例**は、関係する色分けのみを記載し、**不要な色は削除**する。
 - ・ 事業計画が広範囲であり、平面図のみでは表示しきれない場合や詳細を示すことができない場合等は、適宜「広域図」、「詳細図」を添付する。
- ① **事業名（地区名）**を記入する。
なお、地区名のルビは不要。
 - ② 都道府県の地図上に**施行箇所の位置**を図示（引出し線で示し「**施行箇所**」と記入）して、**余白部に都道府県名**を記入する。
なお、**地図は公表可のもの**を使用する。
 - ③ **方位**を図示する。
 - ④
 - ・ **全体計画の範囲**を対象とした**平面図**を添付する。必要に応じて、**詳細図**や**広域図**を用いて図示する。
 - ・ **推進費で施行する範囲**を**赤色**で図示（引出し線で示し「**推進費施行区間**」と記入）する。
 - ・ 現在実施中の事業に推進費を充当する場合、**当初予算（補正予算が成立している場合は補正予算を含む）で実施する予定の箇所**を**青色**で図示する。
 - ・ 複数年で実施する事業の場合、**前年度までに完了した箇所**を**黒色**で、**次年度以降の実施予定箇所**を**黄色**で図示する。
 - ・ **施設名（道路、港、鉄道路線など）**を記入し、**道路や鉄道路線には「行先」**を記入する（例：至○○⇒）。
 - ・ **主要工種**を数量含め記入する（例：防護柵工L=○m）。記入内容は「**様式-公2の⑩**」及び「**様式-公4の③～⑪**」と同一のものとする。
 - ・ **写真の撮影方向**を**矢印**で図示する（例：写真○ → ）。
 - ⑤ 要求箇所の**標準的な断面図**（構造や寸法が分かるもの）を添付し、平面図と同様に**主要工種**を記入・着色する。また、**断面の位置**を**平面図**に図示する（例：A-A'断面）。
なお、断面図が添付できない場合は、工法のイメージ写真（図）を添付する。
 - ⑥ **事故状況や対策内容が視覚的に分かりやすい写真（公表可のもの）**を**2枚程度**添付する。

防災・減災対策等強化事業推進費要求書(事業計画書) [公共交通安全対策事業_実施状況表]

事業名(地区名)	① 例: 道路交通安全施設等整備事業(一般国道〇〇号〇〇バイパスほか〇箇所)		
(項) 防災・減災対策等強化事業推進費	(目) ②	(目細)	②

(単位: 千円)

工 種	全体計画						
	事業費 (事業量)	前年度迄		当年度		推進費 (事業量)	次年度以降 推進費 (事業量)
		事業費 (事業量)	うち前年度 事業費 (事業量)	事業費 (事業量)	当初 事業費 (事業量)		
③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
(例) 本工事費	④④④, ④④④			④④④, ④④④	④④④, ④④④	④④④, ④④④	
〇〇工 (〇箇所)	④④④, ④④④			④④④, ④④④	④④④, ④④④	④④④, ④④④	
〇〇工 (〇〇m)	④④④, ④④④			④④④, ④④④	④④④, ④④④	④④④, ④④④	
測量設計費	④④④, ④④④			④④④, ④④④	④④④, ④④④	④④④, ④④④	
測量 (一式)	④④④, ④④④			④④④, ④④④	④④④, ④④④	④④④, ④④④	
詳細設計 (一式)	④④④, ④④④			④④④, ④④④	④④④, ④④④	④④④, ④④④	
用地費及補償費							
用地費 (〇〇m ²)	④④④, ④④④			④④④, ④④④	④④④, ④④④	④④④, ④④④	
補償費 (〇〇件)	④④④, ④④④			④④④, ④④④	④④④, ④④④	④④④, ④④④	
[国 費] 合計事業費	[④④④, ④④④]	[]	[]	[④④④, ④④④]	[④④④, ④④④]	[④④④, ④④④]	[]

防災・減災対策等強化事業推進費要求書(事業計画書) [公共交通安全対策事業_工程表]

上段: 推進費を充当しない場合

下段: 推進費を充当する場合
(推進費を充当する部分を太枠)

工 種	令和@@年度				令和@@年度				令和@@年度				令和@@年度				令和@@年度			
	4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1
(例) ⑪																				
〇〇工					⑫															
〇〇工																				
測量																				
詳細設計																				
用地費																				
補償費																				
(関連する事業)																				
⑬ 啓発看板の設置 (〇〇県警察)																				

作成要領：（推進費要求書 様式-公4）

全体

- ・ **要求書**は要求案件毎に**1枚**とする。

【実施状況表】

- ① **事業名（地区名）**を記入する。
なお、地区名のルビは不要。
- ② **推進費を要求する事業の予算区分**を記入する（要求当該年度の最新版とする）。
（例：（項）防災・減災対策等強化事業推進費 （目）交通事故重点対策道路事業費
（目細）工事費）
- ③ **工種**を記入する。記入内容は「様式-公2の⑩」及び「様式-公3の④」と同一のものとする。
事業費に測量設計費又は用地費及補償費を含む場合は、これを明確に区分して記入する。（例：単位は測量設計費（一式）、用地費（m²）、補償費（件））
- ④～⑩
 - ・ **事業費と事業量を二段書き**し、事業量は**下段**に（ ）書きする。
事業量の表記は「様式-公2の⑩」と同一の内容とする。
なお、該当する箇所のみ記入し、それ以外は空欄とする。
 - ・ **費目毎（本工事費、測量設計費、用地費及補償費など）の名称の行に小計値（事業費）**を記入する。
 - ・ **合計事業費**については、事業費と国費を二段書きし、国費は上段に[]書きする。
（例：合計事業費＝本工事費＋測量設計費＋用地費及補償費）
- ④については、**全体計画**の事業費、事業量をそれぞれ記入する（⑤＋⑦＋⑩）。
- ⑤については、**事業開始年度から前年度まで**の事業費、事業量をそれぞれ記入する。
- ⑥については、⑤のうち**前年度**の事業費、事業量をそれぞれ記入する。
なお、**補正予算を加えた額**とすること。
- ⑦については、**当年度**に実施する事業の事業費、事業量をそれぞれ記入する（⑧＋⑨）。
- ⑧については、**当初予算**で実施する事業費、事業量をそれぞれ記入する。
- ⑨については、**推進費**で実施する事業費、事業量を記入する。
- ⑩については、次年度以降においても計画がある場合、**次年度から完了年度迄**の事業費、事業量をそれぞれ記入する。

【工程表】

- ⑪ **工種**を記入する。記入内容は「様式-公2の⑩」及び「様式-公3の④」と同一のものとする。
- ⑫ **推進費を充当しない場合と充当する場合の工程**が比較できるように、**二段書き**で記入する。
（上段には推進費を充当しない場合の工程、下段には推進費を充当する場合の工程を記入する。**特別の事由がない限り**、推進費を充当しない場合と充当する場合の**工程は同一**とし、**推進費を充当しない場合の始期は4月から**とする。）なお、複数年度実施する事業においてマスタ目不足の場合は、「～」で中間年を省略してもよい。
- ⑬ 事業主体の異なる事業で**推進費に関連するもの**があればその工程表を記入する。
（その場合、事業主体も記入する。）

(チェックリスト - 公)

防災・減災対策等強化事業推進費 要求書 (公共交通安全対策事業) チェックリスト

事業名 (地区名) :

事業主体名 :

- ・本チェックリストは、要求書提出前に要求者でチェックの上、要求書と一緒に提出してください。
- ・確認欄について、該当する場合は「○」、該当しない場合は「-」と記載してください。
- ・設問No.2、6は、「理由」や「該当要件」についても記載してください。

事項	No.	チェック項目	確認
対象事業・採択要件	1	再発防止のために学識者等の第三者を含めた対策検討会等が開催されている。また、なぜ推進費で緊急対策を実施する箇所として選定したのか、客観的に整理できている。	
	2	流用できる予算や、要求・充当可能な他の推進費・補助金等の予算がない。	
		理由を具体的に記載	例：①○○金について、他の執行見込みがあり、流用出来ないため。 ②他の○○補助金は採択要件を満たさない。
	3	事故発生が「前回の要求書提出期限より以前」の場合、要求が今に至った経緯が日付とともに要求書に記載されている。 ・第1回：「新年度に入ってから要求書提出期限まで」の経緯 ・第2～3回：「前回の要求書提出期限から今回の要求書提出期限まで」の経緯	
	4	事故発生が「過年度」の場合、発生年度内に対策を実施できなかった理由、また、当年度当初予算で対応できなかった理由が要求書に記載されている。	
	5	対策内容は、単なる維持管理費用など、防災・減災の機能を現行よりも強化する効果に乏しいものではない。	
6	対象となる「交通事故」は、取扱要領・解説の解説※8に記載している要件を満たしている。また、要求書に記載されている。		
	該当要件	(④の場合、該当する交通事故) 例：市道○○線交通事故	
事業概要	7	施行地の住所 (ルビ含む) に誤りは無い。また、丁目又は地先/地内まで明確に記載されている (番地は不要)。	
	8	対策事業の選定に誤りは無い。また、対策事業名に誤りは無い。	
	9	地区名 (ルビ含む) に誤りは無い。	
	10	事故の概要に誤りは無い。	
	11	ハード対策、ソフト対策の総合的な対策となっている。	
	12	対象予算科目 (目、目細) に誤りは無い。	
要求書様式	13	「公共交通安全対策事業」の最新の様式 (HP掲載) に基づいて作成されている。	
	14	作成要領に基づいて記載されている。	
	15	様式間で情報 (事業名、工種名、工期など) が整合している。	
	16	様式2～4は各1枚に収まっている (各様式で2枚以上になっていない)。	

- ・協議状況欄について、協議完了の場合は「○」、協議中の場合は「△」、該当しない場合は「-」と記載してください。

事項	No.	チェックを行う協議項目	協議状況	主な協議・交渉の内容、現在の状況および完了の目途について具体的に記載
対外協議	1	関係機関との設計・施工協議 (河川法・道路法・道路交通法、文化財保護法、森林法などの法律に基づく協議)		例：他の道路管理者との設計協議において、道路交差点の処理方法について協議中であり、○月に協議完了予定。
	2	事業用地取得の交渉、および工事施行上障害となる物件・権利に係る補償交渉		例：用地交渉について、相手方から内諾済みであり、○月に移転登記完了予定。
	3	上記以外の協議		例：工事に伴う通行止めの期間について、周辺住民と調整中であり、概ね了解済み。○月に正式に合意予定。

配分後の速やかな事業実施に向けて、事前に調整等の必要な対外協議等については早期に進めてください。

令和 年度 防災・減災対策等強化事業推進費要求書 [事前防災対策事業_総括]

施行地	① 例： <small>マルマルケンマルマルグンマルマルチョウマルマル</small> 〇〇県〇〇郡〇〇町〇〇地先					
推進費要求額						
事業費	② 千円	国費	③ 千円	国費率	④	
事業名(地区名)		所管省名		事業主体名		
⑤ 例：大規模特定河川事業 <small>マルマルガワ マルマルガワ</small> (〇〇川水系〇〇川)		⑥		⑦		
事業概要 [うち推進事業分]	・全体事業費 ⑧					
	・工期 ⑨【R年月～R年月】[R年月～R年月]					
・規模 ⑩【 】						
・主要工種 ⑪【例：築堤工L=〇m、河道掘削工V=〇m3、用地費A=〇m2、補償費N=〇件】						
・推進費分 ⑫ [築堤工L=〇m、河道掘削工V=〇m3]						
対象事業の要件 (取扱要領の2. 対象事業の該当する内容を記載)						
一定の計画等	例：〇〇川水系河川整備計画(平成〇年〇月策定)				⑬	
計画の概要	例：〇〇川水系河川整備計画に基づき、洪水氾濫等による災害から貴重な生命、財産を守り、地域住民が安心して暮らせるよう堤防強化等を実施。				⑭	
採択要件 (取扱要領の4. 採択要件の該当する内容を記載)						
事業要件	例：4. 採択要件 (2)－(3)－②－イ)				⑮	
関連する指標	例：一級河川・二級河川における戦後最大洪水等に対応した河川の整備率 ((一級河川) R〇年度約〇%→R〇年度約〇%)				⑯	
ソフト面での 防災・減災等対策	例：〇〇市では、ハザードマップや避難確保計画を地域と合同で作成するほか、災害ハザードエリアにおける避難場所の浸水対策や毎年防災訓練を実施				⑰	
【当初予算措置できなかった理由】 例：築堤に伴う事業用地取得について、令和〇年〇月より交渉を行っていたところであるが、土地所有者が死亡し、相続人が複数人となり相続整理が難航し用地取得の見通しが立たなかったため、当該区間の工事に係る当初予算の措置を見送った。 例：当該法面の変状は、今年度〇月〇日の通常巡回(点検)において初めて確認された。変状確認後に実施した詳細調査及び専門家等による現地調査結果を踏まえ、〇月〇日に〇〇委員会を実施したところ、緊急的な対策を講じなければ、〇〇が起る可能性があるとの指摘を受け、早急に対策を実施する必要が生じた。						⑱
【当年度に推進費を必要とする理由】 例：地元市役所の積極的な協力により相続の整理が進み、令和〇年〇月に相続人との用地取得の合意が得られたことから、当該事業に推進費を充当して築堤を実施することにより、次年度出水期までに一連区間の整備が可能となり、早期の防災・減災効果発現を図るものである。						⑲
【推進費による効果】 例：推進費施行区間の完成に伴い事業全体が今年度中に完成し、一連の防災・減災効果が発現することで、地域の避難所に指定されている〇〇小学校を含む背後地〇haの治水安全度向上が図られることから、地域の安全・安心な暮らしを支えることができる。						⑳

◆留意事項
【当初予算措置できなかった理由】、【当年度に推進費を必要とする理由】の記載にあたっては、**なぜ要求が今に至ったのか**、時系列が分かるように、**各事象が発生した日付を記述すること**。
・第1回：「新年度に入ってから要求書提出期限まで」の事象を記述する。
・第2～3回：「前回の要求書提出期限から今回要求書提出期限まで」の事象を記述する

作成要領：（推進費要求書 様式-防2）

全体

- ・ **フォント・フォントサイズ**はMS明朝・9ptで統一する。
 - ・ **要求書**は要求案件毎に**1枚**とする。
- ① **施行地の住所**を町、丁目又は地先/地内（番地は不要）まで明確に記入し、ルビ（カタカナ）を振る。
 - ② 「**推進費**」として要求する**事業費**を記入する。
 - ③ 当該事業の国費率により、②の**事業費に対応する国費**を記入する。
 - ④ **国費率**を記入する。原則、**分数表記**（1/2、1/4など）とする。出来ない場合は%表記とする。
 - ⑤ **事業名**を記入する。また、事業名の**下段**に（ ）を設け、その中に水系名・河川名、路線名、地区名等を記入し、ルビ（カタカナ）を振る。なお、**地区名が複数ある場合**は、代表する地区名の後に「ほか○箇所（地区、路線など）」と記載する。
 - ⑥ **所管省名**を記入する（例：○○省）。
 - ⑦ **事業主体名**を記入する（例：○○省、○○県、○○市、○○機構、○○組合）。
 - ⑧ 「**当該事業**」の**全体事業費**を記入する。
 - ⑨ 【 】に**推進費を充当しない場合の全体計画の工期**を記入し、[]に**推進費を充当する場合の全体計画の工期**を記入する。なお、突発事象型や追加対策型の場合は、当該箇所の事業工期のみの記載でも良い。
 - ⑩ 「**当該事業**」の**実施規模**を、施行内容により延長、面積等で記入する（例：道路事業、河川事業の場合は延長、公園整備の場合は面積等）。
 - ⑪ 「**当該事業**」の実施する**主要工種とその数量及び単位**（m、m²、m³、基、箇所など）を具体的に記入する。ただし、「**測量設計費**」をはじめ数量及び単位の記入が出来ないものについては「一式」と記入する。記入内容は「**様式-防4の③～⑪**」と同一のものとする。
 - ⑫ 「**推進費**」で実施する**工種とその数量及び単位**（m、m²、m³、基、箇所など）を具体的に記入する。記入内容は「**様式-防3の④**」及び「**様式-防4の③～⑪**」と同一のものとする。工種の**単位**は⑪と同一の内容とする。
 - ⑬ 「**当該事業**」が**基づく計画**（**防災・減災対策の必要性及び根拠となる法定計画**）を記入する。なお、一つの要求に際し、複数の計画がある場合は、その全てを記載する。
 - ⑭ ⑬の**計画の概要**について記述する。なお、複数の計画がある場合でも**地区名以外で計画の内容が同じものである場合は、計画の概要はまとめて記述**する。
 - ⑮ **該当する事業要件**（取扱要領4. 採択要件（2）3）を記入する。
 - ⑯ 関連する**社会資本整備重点計画の指標**を記入する。
※社会資本整備重点計画に示す指標に当該事業が関連する指標が無い場合は、当該事業に関連する計画名とその指標を記入する。
 - ⑰ **当該施行地域の地方公共団体におけるソフト面での防災・減災等に資する対策の取組内容**（検討に留まらず**具体的に実施しているもの**）を簡潔に記述する。
なお、地方公共団体が複数ある場合は、それぞれ記述する。
 - ⑱ **当初予算措置できなかった理由**を以下の内容に留意して簡潔に記述する。
 - ・ **課題解決型**：支障となった課題、課題の調整等の開始時期（開始時期が遅い場合はその理由を含む）、調整等の内容。
 - ・ **突発事象型及び追加対策型**：確認された事象等、事象等が確認された時期及び状況、緊急的に（追加）対策を実施する根拠（調査、学識者意見など）。
 - ⑲ **当年度に推進費を必要とする理由**（**目的又は次年度予算で手当する場合の問題点等**）を簡潔に記述する。なお、**課題解決型**の場合は、**課題解決時期**も記述する。
 - ⑳ **推進費を充当することが対象事業の推進に資する旨**を説明する。また、**防災・減災に関する効果**を具体的な数値を用いて記述する（例えば河川改修により減少する浸水想定面積（○○ha）、対策により安全性が確保される車両・船舶等の通行量（○○台（隻）／日）等）。

事業名 (地区名)

① 例：大規模特定河川事業 (〇〇川水系〇〇川)

事業計画概要図

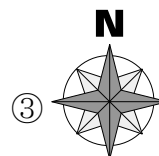
【位置図】

②

凡例

赤	推進費施行箇所
青	当年度施行箇所
黄	次年度以降の実施予定
黒	施行完了箇所

【平面図】



④

【断面図】

⑤

写真①

⑥

写真②

⑥

作成要領：（推進費要求書 様式-防3）

全体

- ・ **要求書**は要求案件毎に**1枚**とする。
- ・ **凡例**は、関係する色分けのみを記載し、**不要な色は削除**する。
- ・ 事業計画が広範囲であり、平面図のみでは表示しきれない場合や詳細を示すことができない場合等は、適宜「広域図」、「詳細図」を添付する。

- ① **事業名（地区名）**を記入する。なお、地区名のルビは不要。
- ② 都道府県の地図上に**施行箇所の位置を赤色で図示**（引出し線で示し「**施行箇所**」と記入）して、**余白部に都道府県名**を記入する。なお、地図は公表可のものを使用する。
- ③ **方位**を図示する。
- ④
 - ・ **全体事業の範囲**を対象とした**平面図**を添付する。必要に応じて、**詳細図**や**広域図**を用いて**図示**する。
 - ・ **推進費で施行する範囲**を**赤色**で図示（引出し線で示し「**推進費施行区間**」と記入）する。
 - ・ 現在実施中の事業に推進費を充当する場合、**当初予算（補正予算が成立している場合は補正予算を含む）**で実施する**予定の箇所**を**青色**で図示する。
 - ・ 複数年で実施する事業の場合、**前年度までに完了した箇所**を**黒色**で、**次年度以降の実施予定箇所**を**黄色**で図示する。
 - ・ **施設名（道路、河川、鉄道路線など）**を記入し、**道路や鉄道路線**には「**行先**」を記入する（例：至○○⇒）。
 - また、**河川**には「**流向**」を**矢印**で図示する（例：⇒）。
 - ・ **主要工種**を数量含め記入する（例：築堤工L=○m）。記入内容は「**様式-防2の⑫**」及び「**様式-防4の③~⑪**」と**同一のもの**とする。
 - ・ 写真の**撮影方向**を**矢印**で図示する（例：写真○→）。

※当初予算で措置できなかった理由となった、用地取得などの課題箇所を図示すること。

※浸水の範囲など防災・減災対策の必要性を可能な限り図示すること。

- ⑤ 推進費施行箇所の**標準的な断面図**（構造や寸法が分かるもの）を添付し、平面図と同様に**主要工種**を記入・着色する。また、**断面の位置**を**平面図**に**図示**する（例：A-A'断面）。
- なお、断面図が添付できない場合は、工法の**イメージ写真（図）**を添付する。
- ⑥ **現地状況や規模等が視覚的に分かりやすい写真（公表可のもの）**を**2枚程度**添付する。

防災・減災対策等強化事業推進費要求書 [事前防災対策事業_実施状況表]

事業名 (地区名)		① 例: 大規模特定河川事業 (〇〇川水系〇〇川)					
(項) 防災・減災対策等強化事業推進費	(目)	②			③		
(単位: 千円)							
工 種	全体計画						
	事業費 (事業量)	前年度迄		事業費 (事業量)	当 年 度		事業費 (事業量)
		事業費 (事業量)	うち前年度 事業費 (事業量)		当初 事業費 (事業量)	推進費 事業費 (事業量)	
③ (例)	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
本工事費	000,000	000,000	000,000	000,000	000,000	000,000	000,000
〇〇工	000,000 (〇〇m)	000,000 (〇〇m)	000,000 (〇〇m)	000,000 (〇〇m)	000,000 (〇〇m)	000,000 (〇〇m)	000,000 (〇〇m)
〇〇工	000,000 (〇〇m)	000,000 (〇〇m)	000,000 (〇〇m)	000,000 (〇〇m)	000,000 (〇〇m)	000,000 (〇〇m)	000,000 (〇〇m)
〇〇工	000,000 (〇〇m ³)	000,000 (〇〇m ³)	000,000 (〇〇m ³)	000,000 (〇〇m ³)	000,000 (〇〇m ³)	000,000 (〇〇m ³)	000,000 (〇〇m ³)
〇〇工	000,000 (〇〇基)	000,000 (〇〇基)	000,000 (〇〇基)	000,000 (〇〇基)	000,000 (〇〇基)	000,000 (〇〇基)	000,000 (〇〇基)
[国 費] 合計事業費	[000,000] 000,000	[000,000] 000,000	[000,000] 000,000	[000,000] 000,000	[000,000] 000,000	[000,000] 000,000	[000,000] 000,000

防災・減災対策等強化事業推進費要求書 [事前防災対策事業_工程表]

上段: 推進費を充当しない場合

下段: 推進費を充当する場合 (推進費を充当する部分を太枠)

工 種	令和00年度				令和00年度				令和00年度				令和00年度				令和00年度			
	4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1
(例) ⑪ 建設発生土の受入れ調整																				
〇〇工																				
〇〇工																				
〇〇工																				
〇〇工																				
効果の発現																				

作成要領：（推進費要求書 様式-防4）

全体

- ・ **要求書**は要求案件毎に**1枚**とする。

【実施状況表】

- ① **事業名（地区名）**を記入する。なお、地区名のルビは不要。
- ② **推進費を要求する事業の予算区分**を記入する（要求当該年度の最新版とする）。
（例：（項）防災・減災対策等強化事業推進費（目）河川改修費（目細）工事費）
- ③ **工種**を記入する。記入内容は「様式-防2の⑪」と同一のものとする。
事業費に測量設計費又は用地費及補償費を含む場合は、これを明確に区分して記入する。（例：単位は測量設計費（一式）、用地費（m²）、補償費（件））
- ④～⑩
 - ・ **事業費と事業量を二段書き**し、事業量は下段に（ ）書きする。
事業量の表記は、「様式-防2の⑪及び⑫」と同一の内容とする。
なお、該当する箇所のみ記入し、それ以外は空欄とする。
 - ・ **費目毎（本工事費、測量設計費、用地費及補償費など）の名称の行に小計値（事業費）**を記入する。
 - ・ **合計事業費**については、事業費と国費を二段書きし、国費は上段に[]書きする。
（例：合計事業費＝本工事費＋測量設計費＋用地費及補償費）
 - ④については、**全体計画**の事業費、事業量をそれぞれ記入する（⑤＋⑦＋⑩）。
 - ⑤については、**事業開始年度から前年度まで**の事業費、事業量をそれぞれ記入する。
 - ⑥については、⑤のうち**前年度**の事業費、事業量をそれぞれ記入する。
なお、**補正予算を加えた額**とすること。
 - ⑦については、**当年度**に実施する事業の事業費、事業量をそれぞれ記入する（⑧＋⑨）。
 - ⑧については、**当初予算**で実施する事業費、事業量をそれぞれ記入する。
 - ⑨については、**推進費**で実施する事業費、事業量をそれぞれ記入する。
 - ⑩については、次年度以降においても計画がある場合、**次年度から完了年度迄**の事業費、事業量をそれぞれ記入する。

【工程表】

- ⑪ **工種**を記入する。記入内容は「様式-防2の⑪」と同一のものとする。
また、**最上段は「当初予算措置できなかった問題点（解決した課題）」**、**最下段は「効果発現」**の項目を記入する。
- ⑫ **推進費を充当しない場合と充当する場合の工程**が比較できるように、**二段書き**で記入する。
（上段には推進費を充当しない場合の工程、下段には推進費を充当する場合の工程を記入する。**特別の事由がない限り**、推進費を充当しない場合と充当する場合の**工程は同一**とし、**推進費を充当しない場合の始期は4月から**とする。）なお、複数年度実施する事業においてマスタ目が不足する場合は、「≈」で中間年を省略してもよい。
※課題解決～要求～配分～実施～効果発現（**効果開始時期の矢印を含む**）までの流れを記入する。

(チェックリスト - 防)

防災・減災対策等強化事業推進費 要求書 (事前防災対策事業) チェックリスト

事業名 (地区名) :

事業主体名 :

- ・本チェックリストは、要求書提出前に要求者でチェックの上、要求書と一緒に提出してください。
- ・確認欄について、該当する場合は「○」、該当しない場合は「-」と記載してください。
- ・設問No.1、5は、「理由」や「該当要件」についても記載してください。

事項	No.	チェック項目	確認
対象事業・採択要件	1	流用できる予算や、要求・充当可能な他の推進費・補助金等の予算がない。	
		理由を具体的に記載 例：①〇〇金について、他の執行見込みがあり、流用出来ないため。 ②他の〇〇補助金は採択要件を満たさない。	
	2	【当初予算措置できなかった理由】および【当年度に推進費を必要とする理由】に、各事象 (突発事象、追加対策、課題解決など) が発生した日付が記載されている。 ・第1回：「新年度に入ってから要求書提出期限まで」の事象 ・第2～3回：「前回の要求書提出期限から今回の要求書提出期限まで」の事象	
	3	対策内容は、単なる維持管理費用など、防災・減災の機能を現行よりも強化する効果に乏しいものではない。	
	4	当該事業を行おうとする地方公共団体において、ソフト面の防災・減災対策が図られている。	
事業概要	5	取扱要領「4.採択要件」(2)3)②に記載されている要件を満たしている。また、要求書に記載されている。 該当要件	
	6	施行地の住所 (ルビ含む) に誤りはない。また、丁目又は地先/地内まで明確に記載されている (番地は不要)。	
	7	対策事業の選定に誤りは無い。また、対策事業名に誤りはない。	
	8	地区名 (ルビ含む) に誤りはない。	
	9	対象予算科目 (目、目細) に誤りはない。	
要求書様式	10	「事前防災対策事業」の最新の様式 (HP掲載) に基づいて作成されている。	
	11	作成要領に基づいて記載されている。	
	12	様式間で情報 (事業名、工種名、工期など) が整合している。	
	13	様式2～4は各1枚に収まっている (各様式で2枚以上になっていない)。	
対象事業 (課題解決型)	14	課題解決型 (事業推進に向けた地域等の課題が解決した箇所で、事業を推進し早期に事業効果を発揮するための対策) である。	
	14の判定が-の場合、14-1～14-3のチェック項目は確認不要。 14の判定が○の場合、14-1～14-3のチェック項目を確認すること。		
	14-1	「課題」が記載されている。	
		具体的説明 例：①土地所有者が死亡し、複数人の相続整理が難航し、用地取得の見通しが立たなかった。 ②事業予定地内に存在する〇〇工場が、生産計画翌年まで稼働を止めらず移転・用地取得の見通しが立たなかった。	
	14-2	「課題が解消した外的要因・時期」が記載されている。	
具体的説明 例：①地元市役所の積極的な協力により相続の整理が進み、〇年〇月に相続人との用地取得の合意が得られた。 ②世界的な半導体不足の影響により工場が生産計画を見直し、〇年〇月に現時点であれば移転・用地取得が可能であることが判明した。			
14-3	本施行箇所による「防災・減災効果」が記載されている。(※事業工期の単純な前倒しのみは不可) 具体的説明 例：①推進費施行区間の完成に伴い事業全体が今年度中に完成し、一連の防災・減災効果が発現する。 ②推進費を活用して早急に〇〇工を実施することで、次期出水期までに家屋〇戸及び後背地〇haの浸水被害の解消が図られる。		

- ・協議状況欄について、協議完了の場合は「○」、協議中の場合は「△」、該当しない場合は「-」と記載してください。

事項	No.	チェックを行う協議項目	協議状況	主な協議・交渉の内容、現在の状況および完了の目途について具体的に記載
対外協議	1	関係機関との設計・施工協議 (河川法・道路法・道路交通法、文化財保護法、森林法などの法律に基づく協議)		例：河川管理者との施工協議において、足場の設置方法について〇月に協議完了予定。
	2	事業用地取得の交渉、および工事施行上障害となる物件・権利に係る補償交渉		例：用地交渉について、相手方から内諾済みであり、〇月に移転登記完了予定。
	3	上記以外の協議		例：土砂搬入について、運搬元の関係機関と調整中であり、概ね了解済み。〇月に覚書を締結予定。

配分後の速やかな事業実施に向けて、事前に調整等の必要な対外協議等については早期に進めてください。

5. 防災・減災対策等強化事業推進費 要求書作成例

要求書作成の一助として、ご活用ください。

1. 1 災害対策事業の要求書作成例

(推進費要求書 様式-一次1)

作成例

防災・減災対策等強化事業推進費 案件報告書〔災害対策事業〕

対象事業科目(目)と目別に振り分けたいか。

災害の概要に振り分けたいか。

作業名	部署名	期行地	事業主体	事業名 (地区名又は箇所名)	自然現象	被害概要	被災年月日	施設状況	全体 事業費 (千円)	事業費 (千円)	面積	先施後事業内容	項目	目的	品	坪	事業費 所定標準費	電話番号
国土 交通省	水管理課 十度支局	〇〇県 〇〇市 〇〇町 〇〇地区	河川改善事業 (〇〇山外支〇〇川)	浸水区域〇ha ・床上浸水〇戸 ・床下浸水〇戸 ・埋没家屋〇箇所	豪雨(台風等)による 最大瞬間雨量 20mm	浸水区域〇ha ・床上浸水〇戸 ・床下浸水〇戸 ・埋没家屋〇箇所	R6.8.27 ~R6.8.28	有	311,500	175,000	1,750㎡	築造工 L=40m 掘削工 V=10,000m ³ 埋戻し 10,000m ³ 掘削費 42,300円 埋戻し費 13,700円	河川改修費	工事費 測量費 測量員及補助費	〇〇課	〇〇坪	〇〇	(電話)03-KK27-KXXX (内線)239XX
国土 交通省	道路局	〇〇県 〇〇市 〇〇町 〇〇地区	道路更新促進対策事業 (主要地方道〇線)	全道運行停止 〇日(〇月〇日~〇月〇日) 片側通行規制 (〇月〇日~現在も規制中)	豪雨(台風)	全道運行停止 〇日(〇月〇日~〇月〇日) 片側通行規制 (〇月〇日~現在も規制中)	R6.8.27 ~R6.8.28	有				撤去工 N=〇基 掘削工 N=〇基 埋戻し 10,000m ³ 掘削費 42,300円 埋戻し費 13,700円	〇〇費補助	〇〇費補助	〇〇課	〇〇坪	〇〇	(電話)03-KK27-KXXX (内線)239XX
国土 交通省	国土政策 局	〇〇市 〇〇町 〇〇地区	国土政策局 〇〇地区	道路更新促進対策事業 (〇〇地区)	豪雨(台風)	道路更新促進対策事業 (〇〇地区)	R6.8.27 ~R6.8.28	有				撤去工 N=〇基 掘削工 N=〇基 埋戻し 10,000m ³ 掘削費 42,300円 埋戻し費 13,700円	工事費	〇〇費	〇〇課	〇〇坪	〇〇	(電話)03-KK27-KXXX (内線)239XX
国土 交通省	林野庁	〇〇市 〇〇町 〇〇地区	林野庁 〇〇地区	林野庁 〇〇地区	豪雨(台風)	林野庁 〇〇地区	R6.8.27 ~R6.8.28	有				撤去工 N=〇基 掘削工 N=〇基 埋戻し 10,000m ³ 掘削費 42,300円 埋戻し費 13,700円	工事費	〇〇費	〇〇課	〇〇坪	〇〇	(電話)03-KK27-KXXX (内線)239XX

既存地の母体に振り分けたい
か、且つ又は母体内より母体に
記載されて、それが(事業科目等)。

対象事業の定率で振り分けたい
か、対象事業に振り分けたいか。
地区名に振り分けたいか。

作成例

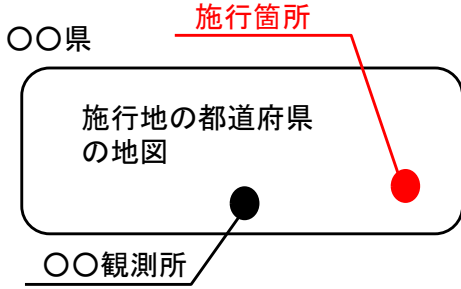
施行地	マルマルケンマルマルガンマルマルチョウマルマル 〇〇県〇〇郡〇〇町〇〇地先		←ルビ(カタカナ)を振る
推進費要求額			
事業費	175,000 千円	国費	175,000 千円 国費率 10/10
事業名(地区名)		所管省名	事業主体名
河川改修事業 マルマルガワ マルマルガワ (〇〇川水系〇〇川)		国土交通省	国土交通省
↑固有名詞にルビ(カタカナ)を振る			
事業概要	・全体工期 【R4年4月～R7年3月(3年)】 ・工期 R6年12月～R7年3月(4ヶ月) ←様式4の工程表と同一の内容とする。 ・事業計画区間 L=370m ・工種 築堤工 L=740m、河道掘削工 V=10,000m ³ 、測量設計費 一式、 用地費 A=2,500m ² 、補償費 N=1件		
	事業計画の概要		
【対象施設の概要】 〇〇川水系〇〇川は、〇〇県に源を發し、〇〇平野から〇〇市街地を貫流し、〇〇湾に注ぐ幹線流路延長〇km、流域面積〇km ² の一級河川である。			
【災害の原因となった自然現象】 豪雨(台風第〇号:令和6年8月27日～8月28日) 最大24時間雨量 8月27日18時～8月28日18時 152mm/24h (〇〇観測所) 最大1時間雨量 8月28日1時～8月28日2時 21mm/h (〇〇観測所) ↑ 災害の原因となった自然現象のうち、「降雨」、「強風」については、観測所を正式名称で記入し、観測した最大風速、最大24時間雨量、最大1時間雨量を記入する。 降雨、強風以外の「その他の異常な自然現象」については、災害の要因と推測する内容を簡潔に記述する。			
【被害状況】 一般被害 浸水面積〇ha、床上浸水〇戸、床下浸水〇戸 公共土木施設等被害 堤防決壊〇箇所(〇月災害復旧事業申請中)			
【推進費を必要とする理由】 ↓「被災後の対応状況」を記述する。 〇〇川は従前より河川改修を進めてきたところであるが、台風第〇号に伴う令和6年8月27日からの豪雨により、〇〇橋から〇〇橋までの区間が狭窄部であることから流れの阻害となって水位が上昇し、越水および堤防決壊が発生した。本対策は、改良復旧であることから災害復旧事業の対象外であり、さらに改良復旧費が総工事費の5割を超えるため災害関連事業の要件対象外であることから、推進費により対策を実施する必要がある。 ↑「災害復旧事業等で実施できない理由」を記述する。 「緊急的に対策を実施すべき理由」を記述する。↓ そのため、堤防決壊箇所の施設被害については災害復旧事業で対応予定であるものの、次期出水までに〇〇川の水位を下げ、再度災害を防止する必要があることから、推進費を活用して緊急に築堤工、河道掘削工を行うものである。			
【推進による効果】 推進費を活用して早急に築堤工、河道掘削工を実施することで、流下能力を向上させ水位の低減を図ることにより、同規模洪水に対して再度の浸水被害(床上浸水〇戸、床下浸水〇戸)を防止し、住民の安全・安心を確保する。 ↑効果を「具体的な数値」を用いて記述する。			

【留意事項】
 ○災害発生が「前回の要求書提出期限より以前」の場合は、なぜ要求が今に至ったのか、時系列が分かるように、経緯を日付とともに【推進費を必要とする理由】に記述すること。
 ・第1回 : 「新年度に入ってから要求書提出期限まで」の経緯を記述する。
 ・第2～3回 : 「前回の要求書提出期限から今回の要求書提出期限まで」の経緯を記述する
 ○災害発生が「前年度」の場合は、なぜ発生年度内に対策を実施できなかったのか、また、なぜ当年度当初予算で対応できなかったのか、時系列が分かるように、経緯を日付とともに【推進費を必要とする理由】に記述すること。

事業名（地区名） 河川改修事業（〇〇水系〇〇川）

事業計画概要図

【位置図】

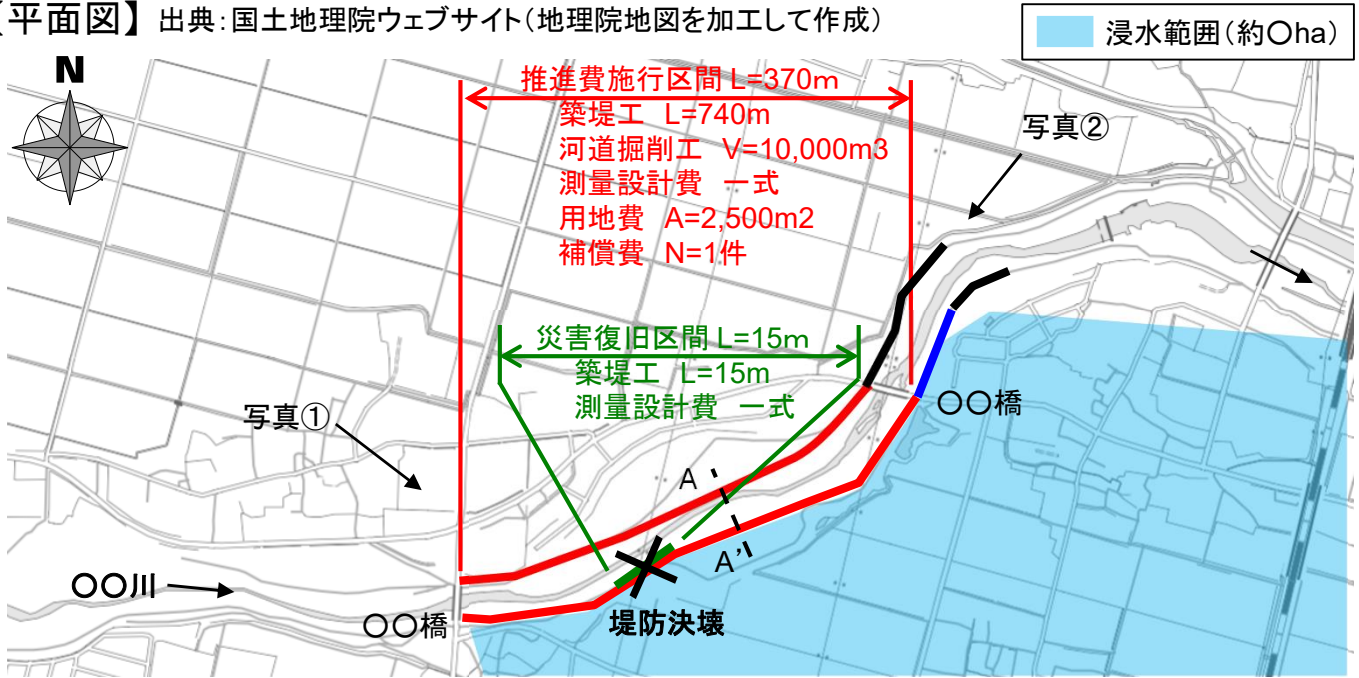


凡例

赤	推進費施行箇所
緑	災害復旧・関連（当年度施行）
青	当年度施行箇所
黒	施行完了箇所

必要な凡例のみ記載する。

【平面図】 出典：国土地理院ウェブサイト(地理院地図を加工して作成)



・公表可能な図面を使用する。(国土地理院が提供している地図は、権利帰属が明確に表示されていればOK。Googleマップの画像貼付はNG。詳細は、各地図の著作権の取扱いをご確認ください)

・避難所、学校、病院、主要道路、鉄道等の重要施設を表示する際は、それぞれの施設が分かる凡例を明示する。

写真①

・被害状況や規模等が視覚的に分かりやすい写真(公表可能なもの)を添付する。

・写真を掲載する場合は、撮影位置・方向を図面に矢印で図示する。

・写真を複数添付する場合、写真①、写真②などと区別して添付する。

写真②

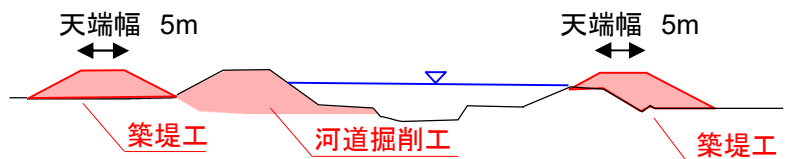
【広域図】

・事業計画の範囲が広範囲であり、「平面図」のみでは表示出来ない場合や、迂回路等の情報を示す場合は、「広域図」を添付する。

・「平面図」のみでは要求の詳細を示すことが出来ない場合、必要に応じて、「詳細図」を添付する。

【断面図】

A-A' 断面



主要施工量
・盛土量 V=2,000m³

断面図を添付できない場合や一般的な工法でない場合は、必要に応じて工法のイメージ写真を添付する。

防災・減災対策等強化事業推進費要求書(事業計画書) [災害対策事業_実施状況表]

事業名(地区名)	河川改修事業(〇〇川水系〇〇川)	
(項) 防災・減災対策等強化事業推進費	(目) 河川改修費	(目細) 工事費、測量設計費、用地費及補償費

(単位:千円)

工種	全体計画							災害復旧等(当年度)	
	前年度迄			当年度			次年度以降	災害復旧	災害関連
	事業費 (事業量)	事業費 (事業量)	事業費 (事業量)	事業費 (事業量)	事業費 (事業量)	事業費 (事業量)			
本工事費	182,000	15,500	11,000	166,500	11,500	155,000		3,500	
築堤工	146,000 (890m)	12,500 (90m)	9,000 (60m)	133,500 (800m)	8,500 (60m)	125,000 (740m)		3,500 (15m)	
河道掘削工	36,000 (12,000m3)	3,000 (1,000m3)	2,000 (600m3)	33,000 (11,000m3)	3,000 (1,000m3)	30,000 (10,000m3)			
測量設計費	18,000	5,000	2,500	13,000	500	12,500			
詳細設計	18,000 (一式)	5,000 (一式)	2,500 (一式)	13,000 (一式)	500 (一式)	12,500 (一式)		1,500 (一式)	
用地費及補償費	11,500			11,500	4,000	7,500			
用地費	8,000 (3,000m2)			8,000 (3,000m2)	2,500 (500m2)	5,500 (2,500m2)			
補償費	3,500 (2件)			3,500 (2件)	1,500 (1件)	2,000 (1件)			
[国費] 合計事業費	[211,500] 211,500	[20,500] 20,500	[13,500] 13,500	[191,000] 191,000	[16,000] 16,000	[175,000] 175,000	[]	[3,500] 3,500	[]

費目毎に「小計値」を記入する。

業務内容毎に記入する。
(例) 地質調査
用地測量
計測管理 など

◆留意事項
「推進費」の単価と「前年度迄」や「当初」の単価に乖離がある場合は、単価差が生じる理由を整理してください。
要求書の提出後、確認させていただく場合があります。
(例)
築堤工の単価について、「推進費」の単価が169千円/m、「当初」の単価が142千円/mである。
単価差が生じる理由は、「推進費」で施行する築堤の断面積が「当初」のものよりも大きいため。

防災・減災対策等強化事業推進費要求書(事業計画書) [災害対策事業_工程表]

上段: 推進費を充当しない場合
下段: 推進費を充当する場合(推進費を充当する部分を太枠)

工種	令和6年度				令和7年度				令和8年度				令和9年度				令和10年度			
	4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1
築堤工																				
河道掘削工																				
詳細設計																				
用地費																				
補償費																				
(災害復旧等)																				
災害復旧																				

「出水期」等の理由がある場合、実施可能な時期から記入する。

特に理由が無い場合、始期は4月からとする。

災害復旧事業、災害関連事業がある場合、その工程を記入する。

1. 2 災害対策事業の事例

災害対策事業の事例を対策毎に分類すると、以下のとおりです。

各事例を次ページ以降に掲載していますので、要求書作成にあたっての参考として活用ください。

また、事例集に記載している「災害復旧事業等で実施できない理由」については、災害復旧事業等の所管省庁が定めている最新の採択要件等を確認の上、要求書に記載してください。

なお、これらの分類にあてはまらない場合でも、災害対策事業の対象となることがありますので、事前相談等をお願いします。

○災害対策事業の対象となる対策毎の主な分類

(1) 災害復旧事業にあわせて公共土木施設等の防災機能の強化・向上を行う対策

- ① 災害復旧事業箇所の隣接箇所への対策
- ② 災害復旧事業箇所への追加対策

(2) 地域は被災したものの、公共土木施設に被害・損傷がない場合の対策

- ① 公共土木施設の被害なし（地域の浸水被害）
- ② 公共土木施設の被害なし（道路の全面通行止め）

(3) 災害復旧事業の対象とならない自然災害により被災した場合の対策

- ① 災害復旧事業の要件未満の自然災害による被害（氾濫注意水位未満の河川災害）
- ② 災害復旧事業の要件未満の自然災害による被害（降雨がなく、風化による崖崩れ）
- ③ 災害復旧事業の要件未満の自然災害による被害（降雨量が要件未満の降雨による山崩れ）
- ④ 災害復旧事業の対象とならない公共土木施設での被害
- ⑤ 災害復旧事業以外の工事施行中箇所での被害

(4) 全国的な緊急点検の結果、要対策箇所の実施の必要が生じた場合の対策

- ① 緊急点検結果を踏まえた災害の未然防止

(1) 災害復旧事業にあわせて公共土木施設等の防災機能の強化・向上を行う対策

① 災害復旧事業箇所の隣接箇所への対策

事業概要
豪雨による法面崩壊が発生した道路の法面对策
対象施設の概要
〇〇線は、〇〇県〇〇市と〇〇市を結ぶ、〇〇県管理の交通量〇〇台/日の幹線道路で、第〇次緊急輸送路として位置付けられているとともに、〇〇集落(〇世帯、〇人)から〇〇方面へ向かう災害時の指定避難所(〇〇公民館)への避難ルートとなっている重要な路線である。
災害の原因となった主な自然現象
豪雨(令和〇年〇月〇日) 最大24時間雨量 〇月〇日〇時～〇月〇日〇時 〇mm/24h(〇〇観測所) 最大1時間雨量 〇月〇日〇時～〇月〇日〇時 〇mm/h(〇〇観測所)
被害状況
<u>一般被害</u> 人的被害なし、全面通行止め〇日間(〇月〇日～〇月〇日) <u>公共土木施設等被害</u> 道路法面崩落〇箇所(L=〇m、H=〇m)
推進費を必要とする理由
今回の豪雨により、令和〇年〇月〇日〇時に土砂崩れによって道路が埋没し、幅員が確保できないため、〇月〇日〇時から全面通行止めとした。その後、崩土を撤去し、路肩に大型土のうを設置して〇月〇日〇時に通行止めを解除した。 崩落した箇所は災害復旧事業で対応予定であるが、隣接箇所においても被災箇所と同様に不安定な急崖部があり、今後の降雨等により、斜面に残存している不安定土塊が崩れ落ち、再び全面通行止めが発生する恐れがあることから、推進費を活用して緊急に法面对策を行う。 なお、本対策は、改良復旧であることから災害復旧事業の対象外であり、さらに改良復旧費が総工事費の5割を超えるため災害関連事業の要件(総工事費の5割以下)にも該当しないことから、推進費により緊急に対策を実施するものである。

(1) 災害復旧事業にあわせて公共土木施設等の防災機能の強化・向上を行う対策

② 災害復旧事業箇所への追加対策

事業概要
豪雨による堤防決壊が発生した箇所における河川の堤防整備
対象施設の概要
〇〇川水系〇〇川は、〇〇県に源を発し、〇〇平野から〇〇市街地を貫流し、〇〇湾に注ぐ流路延長〇km、流域面積〇km ² の一級河川である。
災害の原因となった主な自然現象
豪雨（令和〇年〇月〇日） 最大24時間雨量 〇月〇日〇時～〇月〇日〇時 〇mm/24h（〇〇観測所） 最大1時間雨量 〇月〇日〇時～〇月〇日〇時 〇mm/h（〇〇観測所）
被害状況
<u>一般被害</u> 浸水面積〇ha、床上浸水〇戸、床下浸水〇戸、市道〇路線 全面通行止め（〇月〇日～継続中）
<u>公共土木施設等被害</u> 堤防決壊〇箇所（〇月災害復旧事業申請中）、市道〇路線 路面欠損 L=〇m
推進費を必要とする理由
<p>〇〇川水系〇〇川では、〇〇川本線と〇〇川の高さの関係から、背水対策として従前より〇〇県単独事業及び〇〇事業にて〇〇川の河川改修を進めてきたところであるが、〇〇川本川の水位が上昇することにより背水現象が発生し、〇〇川の流下が滞り、〇〇市〇〇地内において〇〇川左右岸堤防天端から越水し、右岸堤防天端洗掘拡大により決壊したことにより、床上・床下浸水や道路通行止めの被害が発生した。</p> <p>堤防決壊箇所の施設被害については災害復旧事業で対応予定であるものの、次期出水までに堤防の嵩上げを行い、〇〇川からの背水現象及び流下能力向上に対応し再度災害を防止する必要があることから、推進費を活用して緊急に築堤工等を行う。</p> <p>なお、本対策は、改良復旧であることから災害復旧事業の対象外であり、さらに改良復旧費が総工事費の5割を超えるため災害関連事業の要件（総工事費の5割以下）にも該当しないことから、推進費により緊急に対策を実施するものである。</p>

(2) 地域は被災したものの、公共土木施設に被害・損傷がない場合の対策

① 公共土木施設の被害なし（地域の浸水被害）

事業概要
豪雨による浸水被害が発生した地域における河川の水位低下対策
対象施設の概要
〇〇川水系〇〇川は、〇〇県〇〇郡〇〇町の中心部を東西に流下し、〇〇川に流入する流路延長〇mの二級河川である。
災害の原因となった主な自然現象
豪雨（令和〇年〇月〇日） 最大24時間雨量 〇月〇日〇時～〇月〇日〇時 〇mm/24h（〇〇観測所） 最大1時間雨量 〇月〇日〇時～〇月〇日〇時 〇mm/h（〇〇観測所）
被害状況
<u>一般被害</u> 床上浸水 〇戸、床下浸水 〇戸、浸水面積 約〇ha <u>公共土木施設等被害</u> なし
推進費を必要とする理由
〇〇川上流における集中した降雨によって洪水が発生し、現河道断面が狭く流下能力が低い区間の上流において浸水被害が発生した。 現況の流下能力が低い〇〇橋下流から整備済み区間において、次期出水期までに〇〇川の水位を下げ、再度災害を防止する必要があることから、推進費を活用して緊急に河道掘削工を行う。 なお、本対策は、災害復旧事業の採択要件（公共土木施設被害あり）に該当しないことから、災害復旧事業の対象とはならないため、推進費により緊急に対策を実施するものである。

(2) 地域は被災したものの、公共土木施設に被害・損傷がない場合の対策

② 公共土木施設の被害なし（道路の全面通行止め）

事業概要
豪雪による雪崩が発生した道路の雪崩対策
対象施設の概要
〇〇線は、〇〇市から〇〇町を經由して、〇〇市を結ぶ全長〇kmの幹線道路で、当該区間は第〇次緊急輸送道路に位置付けられている。 当該区間は、〇〇町を始めとする周辺自治体の災害時の避難・支援ルートとして重要な路線であるとともに、〇〇物流ターミナルに入港した大型船から飼料を〇〇管内へ輸送するための重要な路線である。
災害の原因となった主な自然現象
豪雪（雪崩：令和〇年〇月〇日） 暖気の影響により雪面の融雪が進んだあと、気温が低下し急速に雪面が冷やされることで、融雪した雪面が再び氷結し、雪崩が発生しやすい氷膜の上に新雪が〇cm程度降り積もり、面発生の乾雪全層雪崩に至ったものと推測される。 （参考情報） 最大24時間降雪量 〇月〇日〇時～〇月〇日〇時 〇cm/24h（〇〇観測所） 最大1時間降雪量 〇月〇日〇時～〇月〇日〇時 〇cm/h（〇〇観測所） 雪崩発生時は〇〇（大雪、風雪、雪崩等）注意報（警報）が発令されていた。
被害状況
<u>一般被害</u> 人的被害なし、全面通行止め〇日間（〇月〇日～〇月〇日） <u>公共土木施設等被害</u> なし
推進費を必要とする理由
今回は幸い一般車両を巻き込むことはなかったが、再度大雪が発生した場合、一般車両を巻き込む事故となる可能性がある。また、雪崩などが発生して通行止めが生じた場合、広域迂回を伴うこととなる。大規模災害時の避難や支援活動を行うための安全な通行を確保する必要があることから、推進費を活用して緊急に雪崩対策を行う。 なお、本対策は、災害復旧事業の採択要件（公共土木施設被害あり）に該当しないことから、災害復旧事業の対象外であるため、推進費により緊急に対策を実施するものである。 また、当該箇所は〇〇国立公園内であり、〇〇省や〇〇署といった関係機関との協議・調整を行ったうえで施行承認許可を得る必要があり、これらに時間を要したため、災害年度及び翌年度の当初予算に要求できなかったものである。

(3) 災害復旧事業の対象とならない自然災害により被災した場合の対策

① 災害復旧事業の要件未達の自然災害による被害（氾濫注意水位未達の河川災害）

事業概要
豪雨による護岸崩落が発生した河川の護岸洗堀対策
対象施設の概要
〇〇川水系〇〇川は、〇〇県に源を発し、〇〇平野から〇〇市街地を貫流し、〇〇湾に注ぐ幹線流路延長〇km、流域面積〇km ² の一級河川である。
災害の原因となった主な自然現象
豪雨（令和〇年〇月〇日） 最大24時間雨量 〇月〇日〇時～〇月〇日〇時 〇mm/24h（〇〇観測所） 最大1時間雨量 〇月〇日〇時～〇月〇日〇時 〇mm/h（〇〇観測所）
被害状況
<u>一般被害</u> 床上浸水 〇戸、床下浸水 〇戸、浸水面積 約〇ha <u>公共土木施設等被害</u> 護岸崩落〇箇所（L=〇m）
推進費を必要とする理由
令和〇年〇月〇日からの豪雨により、〇〇川では増水によって既設低水護岸背面の土砂が流出し、護岸が崩落した。 被災した箇所の背後地には一般住宅、学童保育施設、市立体育館、消防庁舎等の重要施設が多数あり、同規模以上の出水によって護岸崩落が進行した場合、堤防決壊による背後地への浸水により甚大な被害が発生する恐れがあることから、推進費を活用して緊急に護岸工を行う。 なお、本対策は、異常な天然現象（氾濫注意水位以上の出水）に該当しないことから、災害復旧事業の対象外であるため、推進費により緊急に対策を実施するものである。

(3) 災害復旧事業の対象とならない自然災害により被災した場合の対策

② 災害復旧事業の要件未満の自然災害による被害（降雨がなく、風化による崖崩れ）

事業概要
崖崩れが発生した道路の法面对策
対象施設の概要
〇〇線は、〇〇県〇〇市と〇〇市を結ぶ、〇〇県管理の交通量〇〇台/日の幹線道路で、第〇次緊急輸送路として位置付けられているとともに、〇〇集落（〇世帯、〇人）から〇〇方面へ向かう災害時の指定避難所（〇〇公民館）への避難ルートとなっている重要な路線である。
災害の原因となった主な自然現象
<p>崖崩れ（令和〇年〇月〇日）</p> <p>巡視などにより必要な維持管理を行っているところであるが、令和〇年〇月〇日に崖崩れが発生した。有識者と崩落後の法面を現地確認したところ、吹付けの基面となる岩盤が背面地山からの湧水の影響を受け、背面の空洞化やモルタル吹付のひび割れが発生し、法面上部の不安定化した土塊とともにモルタル吹付が崩落したものと推察される。</p> <p>（道路パトロール実施要領（〇〇県道路局）に基づく月1回以上の巡視を行っていたが、当該箇所は道路管理上の重点監視箇所ではなく、通常の維持管理における巡視で今回発生原因である岩盤の状況を確認することは不可能であった。）</p> <p>（参考）被災当日及び被災前5日間降雨なし</p>
被害状況
<p><u>一般被害</u></p> <p>負傷者〇名（軽傷）、車両〇台全損</p> <p>全面通行止め〇日間（〇月〇日）、片側交互通行〇日間（〇月〇日～〇月〇日）</p> <p><u>公共土木施設等被害</u></p> <p>道路法面崩壊〇箇所（L=〇m、H=〇m）</p>
推進費を必要とする理由
<p>令和〇年〇月〇日〇時頃に法面崩落が発生し、一時的に全面通行止めとなった。被災後、早急に崩壊土砂の撤去作業を行い、同日〇時〇分に片側交互で交通開放、〇日には、仮設防護柵を設置し路肩狭小の2車線で交通を開放したが、現在、崩壊箇所の法面对策が未着手であることや、隣接斜面も同時期に施工されたモルタル吹付で、開口クラックや背面の空洞化等も確認されていることなどから、今後の降雨等により増破した場合、同様の崩壊及び通行規制が発生する恐れがある。</p> <p>本路線は緊急輸送道路に指定されており、再度災害が発生した場合、通行止めにより大規模災害時の復旧活動等に影響を与えることになるため、推進費を活用して緊急に法面对策を行う。</p> <p>なお、本対策は、災害復旧事業の採択要件（降雨量（最大24時間雨量80mm以上、最大時間雨量20mm以上））に該当しないことから、災害復旧事業の対象外である。</p>

(3) 災害復旧事業の対象とならない自然災害により被災した場合の対策

③ 災害復旧事業の要件未達の自然災害による被害（降雨量が要件未達の降雨による山崩れ）

事業概要
山崩れが発生した道路の法面对策
対象施設の概要
〇〇自動車道[〇〇IC-〇〇JCT間]は、〇〇県〇〇町から〇〇県〇〇市に至る国管理の交通量約〇台/日（H〇交通量調査）の高速自動車国道で、〇〇IC-〇〇JCT間は緊急輸送道路、〇〇IC-〇〇JCT間は重要物流道路に指定されている重要な路線である。
災害の原因となった主な自然現象
<p>山崩れ（令和〇年〇月〇日）</p> <p>巡視などにより必要な維持管理を行っているところであるが、令和〇年〇月〇日に山崩れが発生した。崩落後に現地確認したところ、岩盤の亀裂に樹根が入り込んでおり、さらに雨水浸透により岩盤内の割れ目が拡大し、岩盤が重力作用に耐えきれなくなり岩盤崩落が発生したと推察される。（当該箇所は道路管理上の重点監視箇所ではなく、道路パトロール実施要領（〇〇県道路局）に基づく月1回以上のパトロールでは、岩盤の亀裂状態について特段の異常は確認されていない。）</p> <p>（参考情報）</p> <p>最大24時間雨量 〇月〇日〇時～〇月〇日〇時 〇mm/24h（〇〇観測所）</p> <p>最大1時間雨量 〇月〇日〇時～〇月〇日〇時 〇mm/h（〇〇観測所）</p>
被害状況
<p><u>一般被害</u></p> <p>人的被害なし</p> <p>全面通行止め〇日間（〇月〇日～〇月〇日）</p> <p><u>公共土木施設等被害</u></p> <p>道路法面崩壊〇箇所（L=〇m、H=〇m）</p>
推進費を必要とする理由
<p>令和〇年〇月〇日に崖崩れが発生したため、〇〇自動車道の交通車両に影響する可能性があったことから、同日〇時〇分より〇〇IC～〇〇IC間の全面通行止めを〇日間実施し、現在は、土砂流出箇所の応急復旧としてブルーシートの設置を行い交通解放している状況であり、雨水浸透対策や地下水排水対策を実施している。その後、詳細調査結果に基づき、対策工法の検討を進め、今回被災を受けた箇所と同様の地質条件である隣接した区間L=〇mについて、令和〇年〇月に対策工法が決定したことから、推進費第〇回での要求に至った。</p> <p>現在の仮復旧状況では、再度、大雨により表層崩落による土砂流出が発生する可能性があり、再度災害が発生した場合、通行止めにより大規模災害時の復旧活動等に影響を与えることになるため、推進費を活用して緊急的に法面对策を実施する必要がある。</p> <p>なお、本対策は、災害復旧事業の採択要件（降雨量（最大24時間雨量80mm以上、最大時間雨量20mm以上））に該当しないことから、災害復旧事業の対象外である。</p>

(3) 災害復旧事業の対象とならない自然災害により被災した場合の対策

④ 災害復旧事業の対象とならない公共土木施設での被害

事業概要
暴風により崩壊した航路標識の再度災害対策
対象施設の概要
〇〇灯台は、〇〇県西方沖合を航行する船舶の向進目標及び変針点の指標となる重要な航路標識である。 〇〇灯標は、〇〇県〇〇周辺の暗礁を明示する北方位標識として設置され、〇〇沖を航行する船舶の指標となる重要な航路標識である。
災害の原因となった主な自然現象
台風第〇号による暴風（波浪：令和〇年〇月〇日） 最大風速（10分平均） 〇月〇日〇時〇分～〇時〇分 〇m/s （〇〇観測所） 最大波高 〇〇m （〇〇観測所）
被害状況
<u>一般被害</u> なし <u>公共土木施設等被害</u> 航路標識の踊場崩壊〇基
推進費を必要とする理由
今回の暴風（波浪）に伴い、被害状況を確認したところ、一般被害はなかったものの、〇〇航路標識等において、踊場の一部が損傷したことにより、更なる被災が生じた場合、航路標識自体の倒壊の恐れが判明した。 当該航路標識は〇〇を航行する船舶の指標となる重要な施設であり、再度災害を防止する必要があることから、推進費を活用して緊急に航路標識の対策工（基礎工、灯塔改修等）を行う。 なお、航路標識は公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法において定められている対象施設とされていないことから、本対策は災害復旧事業の対象外であるため、推進費により緊急に対策を実施するものである。

(3) 災害復旧事業の対象とならない自然災害により被災した場合の対策

⑤ 災害復旧事業以外の工事施行中箇所での被害

事業概要
地すべりが発生した道路の地すべり対策
対象施設の概要
〇〇線は、〇〇県〇〇市と〇〇市を結ぶ、〇〇県管理の交通量〇〇台/日の幹線道路で、第〇次緊急輸送路として位置付けられているとともに、〇〇集落（〇世帯、〇人）から〇〇方面へ向かう災害時の指定避難所（〇〇公民館）への避難ルートとなっている重要な路線である。
災害の原因となった主な自然現象
地すべり（令和〇年〇月〇日） 令和〇年梅雨前線に伴う豪雨（〇月〇日～〇月〇日までの総雨量：〇mm）により地下水位が急激に上昇し、斜面の土塊に揚圧力が作用し、斜面中腹部（H＝〇m）で地すべりが発生し、斜面が崩壊した。その後、中腹部の地すべり崩壊が誘因となり、規模が上方及び下方へ拡大、層状地すべり（最大H＝〇m）に至ったと推測される。
被害状況
<u>一般被害</u> 人的被害なし、全面通行止め（〇月〇日～継続中） <u>公共土木施設等被害</u> 道路法面崩壊〇箇所（L＝〇m、H＝〇m）
推進費を必要とする理由
地すべり範囲が拡大しつつあったことから、押え盛土などの応急対策工事を実施し、地すべり活動の抑制を図っているところであるが、今後の降雨により、地すべり活動が活発となり被害が拡大する恐れがあることから、現在は全面通行止めを実施している。 本路線は第〇次緊急輸送道路であり、大規模災害時などにおける救急輸送や災害時の避難、支援活動の経路を確保するためにも、推進費を活用して緊急に地すべり対策を行う。 なお、本対策は、災害復旧事業以外の事業の工事施行中に生じた災害に係るものであることから、災害復旧事業の対象外であるため、推進費により緊急に対策を実施するものである。

(4) 全国的な緊急点検の結果、要対策箇所の実施の必要が生じた場合の対策

① 緊急点検結果を踏まえた災害の未然防止

事業概要
盛土による災害防止対策
対象施設の概要
<p>当該地は、森林法第5条に基づき、都道府県知事が立てた地域森林計画の対象となる民有林であり、平成〇年度から森林法第10条の2に基づき林地開発許可を受けた後、建設発生土受入地等の造成が実施されてきたところで、令和〇年度時点で約〇割の造成が完了した状態であった。</p> <p>令和〇年〇月に盛土総点検による現地調査を行ったところ、地すべりによるクラックの発生を確認したため、課題のある盛土とした。</p> <p>当該地に隣接して〇〇川があり、対岸には、〇〇市道、〇〇市交通局バス営業所、人家（〇戸）及び田畑（〇ha）、上流には〇〇ダム（最大放流量；〇m³/秒）が存在するほか、当該地の直上で〇河川が合流するため、豪雨時には多大な水量が流下する。</p> <p>【保全対象】 〇〇市道 L=〇km、公共施設（バス営業所）、人家（〇戸）、田畑（〇ha）</p>
災害の原因となった主な自然現象
盛土総点検に基づき課題がある盛土として対策を実施する。
被害状況
<p><u>一般被害</u></p> <p>人的被害なし、市道通行止め（令和〇年〇月〇日～現在も継続中）</p> <p><u>公共土木施設等被害</u></p> <p>被害なし</p>
推進費を必要とする理由
<p>当該盛土は、〇〇県〇〇市で発生した土石流災害を受けて緊急的に実施された盛土総点検において、課題がある盛土とされたものである。詳細調査を実施したところ地すべり層が確認され、令和〇年〇月～令和〇年〇月まで連日活動していることが判明した。その後停滞したが、令和〇年〇月〇日～〇日の降雨により再び顕著となった。</p> <p>今後の降雨（台風）により地すべり活動が活発化して当該盛土が崩落し、〇〇川の河道を閉塞した場合、対岸の地盤高が低いことに加え、急増した水量のため、広範囲で浸水するものと想定される。</p> <p>その影響は、当該盛土対岸集落の孤立のほか、交通路網の分断や市バス営業所の水没による公共交通機関の麻痺、さらに〇km下流の〇〇地区（約〇世帯）まで及ぶことが想定される。</p> <p>地すべり活動は、現在も続いており、今後の台風シーズンに急激に活動が進行する可能性があるため、令和〇年〇月から開始した地すべりの動向調査により確認した結果を踏まえ、対策工の検討を進め、解析及び設計等にR〇年〇月末までの期間を要したが、早急に対応が必要であることから、推進費を活用して緊急に排土等を行うものである。</p>

作成例

(推進費要求書 様式-公2)

令和〇年度 防災・減災対策等強化事業推進費要求書(事業計画書)[公共交通安全対策事業_総括]

施行地	マルマルケンマルマルシマルマル 〇〇県〇〇市〇〇地先ほか、 ←ルビ(カタカナ)を振る		
推進費要求額			
事業費	14,000 千円	国費	7,000 千円 国費率 1/2
事業名(地区名又は箇所名)		所管省名	事業主体名
道路交通安全施設等整備事業 (市道〇〇線ほか3箇所) ↑固有名称にルビ(カタカナ)を振る		国土交通省	〇〇市
事業概要	・全体工期 【R6年10月～R7年3月(6ヶ月)】 ・工期 R6年10月～R7年3月(6ヶ月) ←様式4の工程表と整合を取る。 ・事業計画区間 N=4箇所 ・工種 防護柵設置工 L=320m、グリーンベルト設置工 L=1,000m		
	事業計画の概要		
【対象施設の概要】 市道〇〇線ほか3箇所は、重大事故が発生した〇〇小学校をはじめとした〇〇市内小学校の通学路に該当する道路である。			
【重大事故の概要】 日時、場所 令和6年5月18日〇時頃 〇〇市〇〇町〇〇地先 市道〇〇線 事故の内容 見通しの良い直線道路において、歩道のない道路の右側を歩いて下校中の児童の列に東に進行していたトラックが突っ込み、〇人が死傷する交通事故が発生した。			
【被害状況】 人身被害 死者：〇人 重体：〇人 負傷者：〇人 物損被害 電柱損傷〇箇所			
【推進費を必要とする理由】 ↓「事故の要因」を記述する。 今回の事故は、車両速度が速くなる見通しのよい直線道路や抜け道となっている危険な箇所において、歩行者の安全が確保されていないことにより、事故が発生したものである。 ↓他箇所の事故が契機となる場合、「緊急点検結果」を記述する。 今回の事故を受けて、市内の緊急点検を実施した結果、3箇所と同様の課題が確認されている。 再発防止に向けて、行政機関や周辺住民を含む関係者により、ハード対策・ソフト対策を総合的に検討した結果、事故発生箇所の現地条件と類似性が高く、特に歩行者通行空間の安全確保が必要な箇所として抽出した〇箇所に対して早急に対策を実施する必要があることから、推進費を活用して緊急に交通安全対策を実施する。			
↑ 他箇所の事故が契機となる対策の場合、「対策検討会合等の検討結果」について、「要求箇所の選定理由」が分かるように記述する。 事故発生箇所における対策の場合、「早急に対策を実施すべき根拠」を記載する。			
【推進費による効果】 推進費を活用して早急に交通安全対策を実施することで、事故の再発防止及び未然防止を図り、道路利用者(〇台/日)および歩行者の安全・安心を早期に確保する。			
【総合的な事故の再発防止対策等の概要】 策定主体(構成員) 交通事故に係る会議・合同点検(〇〇市(PTA含む)、〇〇県警、〇〇県教育委員会、〇〇県土木事務所) 対策の概要(実施主体) 防護柵・グリーンベルト設置(〇〇市) ゾーン30・横断歩道設置(〇〇県警) 通学路見守り活動(保護者・地域ボランティア)			

【留意事項】

- 事故発生が「前回の要求書提出期限より以前」の場合は、なぜ要求が今に至ったのか、時系列が分かるように、経緯を日付とともに【推進費を必要とする理由】に記述すること。
 - ・第1回 「新年度に入ってから要求書提出期限まで」の経緯を記述する。
 - ・第2～3回 「前回の要求書提出期限から今回の要求書提出期限まで」の経緯を記述する
- 事故発生が「前年度」の場合は、なぜ発生年度内に対策を実施できなかったのか、また、なぜ当年度当初予算で対応できなかったのか、時系列が分かるように、経緯を日付とともに【推進費を必要とする理由】に記述すること。

事業名 (地区名) 道路交通安全施設等整備事業 (市道〇〇線ほか3箇所)

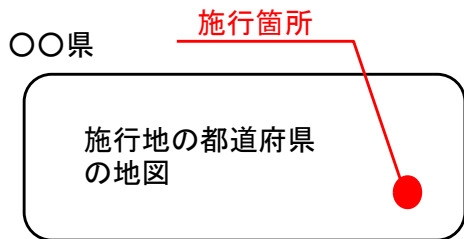
事業計画概要図

凡例

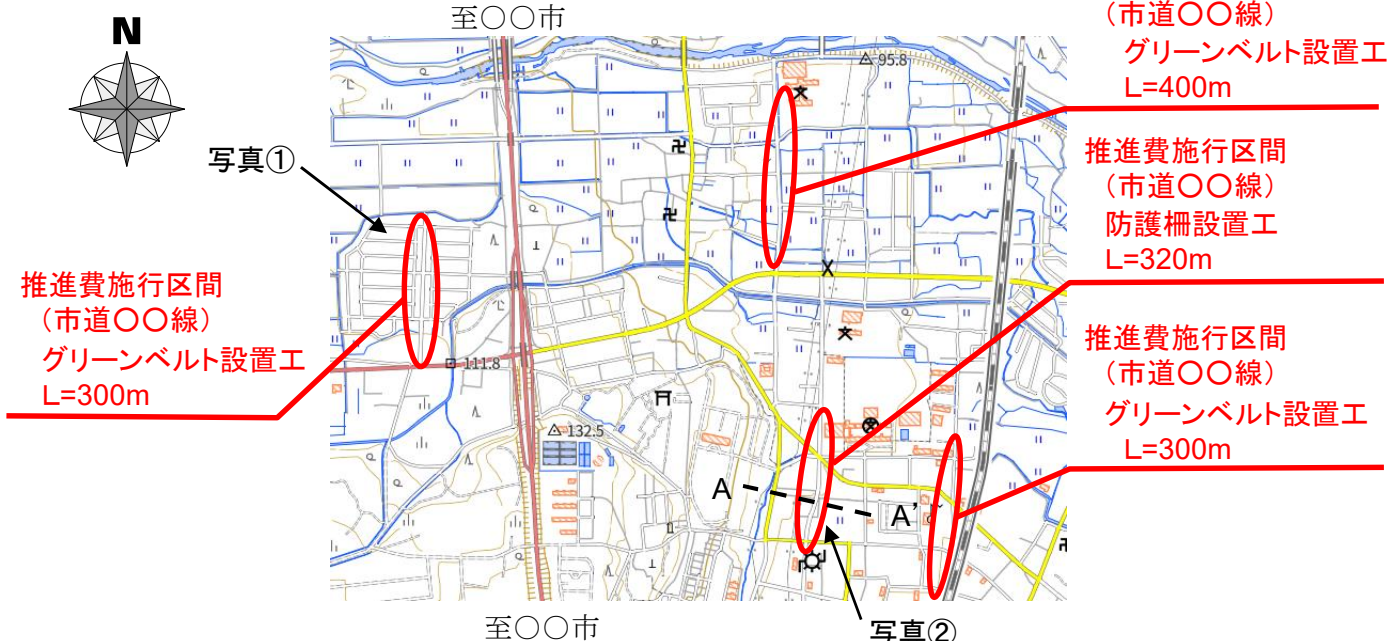
赤 推進費施行箇所

必要な凡例のみ記載する。

【位置図】



【平面図】 出典: 国土地理院ウェブサイト(地理院地図を加工して作成)



- ・公表可能な図面を使用する。(国土地理院が提供している地図は、権利帰属が明確に表示されていればOK。Googleマップの画像貼付はNG。詳細は、各地図の著作権の取扱いをご確認ください)
- ・避難所、学校、病院、主要道路、鉄道等の重要施設を表示する際は、それぞれの施設が分かる凡例を明示する。

写真①

写真②

- ・被害状況や規模等が視覚的に分かりやすい写真(公表可能なもの)を添付する。
- ・写真を掲載する場合は、撮影位置・方向を図面に矢印で図示する。
- ・写真を複数添付する場合、写真①、写真②などと区別して添付する。

【広域図】

- ・事業計画の範囲が広範囲であり、「平面図」のみでは表示出来ない場合や、迂回路等の情報を示す場合は、「広域図」を添付する。
- ・「平面図」のみでは要求の詳細を示すことが出来ない場合、必要に応じて、「詳細図」を添付する。

【断面図】

A-A' 断面

- ・構造や寸法の分かる図面を添付する。
- ・断面図を添付できない場合や一般的な工法でない場合は、必要に応じて工法のイメージ写真を添付する。

防災・減災対策等強化事業推進費要求書(事業計画書) [公共交通安全対策事業_実施状況表]

事業名(地区名)	道路交通安全施設等整備事業(市道〇〇線ほか3箇所)		
(項) 防災・減災対策等強化事業推進費	(目) 道路交通安全施設等整備事業費補助	(目細)	道路交通安全施設等整備事業費補助

(単位:千円)

工種	全体計画						
	事業費 (事業量)	前年度迄		当年度			次年度以降
		事業費 (事業量)	うち前年度 事業費 (事業量)	事業費 (事業量)	当初 事業費 (事業量)	推進費 (事業量)	推進費 事業費 (事業量)
本工事費	14,000			14,000		14,000	
防護柵設置工 (320m)	12,000			12,000		12,000	
グリーンベルト設置工 (1,000m)	2,000			2,000		2,000	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 費目毎に「小計値」を記入する。 </div>							
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 本工事費以外の費目がある場合、費目毎に具体的な内容を記入する。 (例) 測量設計費 詳細設計 地質調査 用地費及補償費 用地費 補償費 </div>							
[国費] 合計事業費	[7,000]	[]	[]	[7,000]	[]	[7,000]	[]

防災・減災対策等強化事業推進費要求書(事業計画書) [公共交通安全対策事業_工程表]

上段: 推進費を充当しない場合

下段: 推進費を充当する場合
(推進費を充当する部分を太枠)

工種	令和6年度				令和7年度				令和8年度				令和9年度				令和10年度			
	4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1
防護柵設置工																				
グリーンベルト設置工																				
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 特に理由が無い場合、始期は4月からとする。 </div>																				
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 事業主体の異なる事業で、推進費に関連するものがある場合、その工程を記入する。 </div>																				
(関連する事業)																				
ゾーン30(県警)	<input type="checkbox"/>																			
横断歩道(県警)	<input type="checkbox"/>																			

2. 2 公共交通安全対策事業の事例

公共交通安全対策事業の事例を対策毎に分類すると、以下のとおりです。

各事例を次ページ以降に掲載していますので、要求書作成にあたっての参考として活用ください。

なお、これらの分類にあてはまらない場合でも、公共交通安全対策事業の対象となることがありますので、事前相談等をお願いします。

○公共交通安全対策事業の対象となる対策毎の主な分類

(1) 死傷者を伴う等、社会的影響の大きい事故への対策

- ① 死傷者を伴う事故発生箇所への対策
- ② 社会経済的に大きな影響を与えた事故を受けて実施する、事故発生箇所以外の箇所への対策

(2) 全国的な緊急点検の起因となった想定外の事故への対策

- ① 全国的な緊急点検の起因となった想定外の事故を受けて実施する、事故発生箇所以外の箇所への対策

(1) 死傷者を伴う等、社会的影響の大きい事故への対策

① 死傷者を伴う事故発生箇所への対策

事業概要
地吹雪による車の多重衝突事故への対策
対象施設の概要
〇〇自動車道は、高速ネットワークの拡充による近隣都市間の連絡機能の強化を図り、地域間交流の活性化及び重要港湾〇〇港、拠点空港〇〇空港等への物流効率化等の支援を目的とした一般国道の自動車専用道路である。
重大事故の概要
<p><u>日時、場所</u></p> <p>令和〇年〇月〇日 〇〇市〇〇町〇〇地先 〇〇自動車道</p> <p><u>事故の内容</u></p> <p>地吹雪による多重衝突事故により、〇人が死傷するとともに、事故車両約〇台を含む約〇台の車両が立ち往生し、〇〇IC～〇〇IC間において約〇時間の全面通行止めが発生した。</p>
被害状況
<p><u>人身被害</u></p> <p>死者：〇人 負傷者：〇人</p> <p><u>物損被害</u></p> <p>車両〇台、ワイヤーロープ〇m破損</p> <p><u>一般被害</u></p> <p>〇〇IC～〇〇IC 全面通行止め〇時間（〇月〇日〇時〇分～〇月〇日〇時〇分）</p>
推進費を必要とする理由
<p>今回の事故について、〇〇警察や〇〇市、〇〇局から成る検討委員会において、視界不良によるワイヤーロープへの接触と追突事故が重なったものであること、視界不良に対する対策が必要であること、〇〇IC から〇〇IC の区間については、事故発生箇所と同様な道路状況（全線でワイヤーロープが設置してあり、事故発生箇所と同様な道路形状（盛土）かつ、風上側平坦地における地吹雪発生の可能性が高い状況）であるため、一体的な対策が必要であることなどとする道路診断結果が令和〇年〇月にまとめられたところ。</p> <p>この道路診断結果を踏まえ、次期降雪期までに事故発生区間への防雪柵設置などにより、降雪に伴う地吹雪による視界不良への対策を行う必要があることから、推進費を活用して緊急対策を実施する。</p>
総合的な事故の再発防止対策等の概要
<p><u>策定主体（構成員）</u></p> <p>道路診断（〇〇警察、〇〇市役所、〇〇市交通安全協会、道路管理者（〇〇局））</p> <p><u>対策の概要（実施主体）</u></p> <p>視線誘導標 N=〇基（〇〇局）、防雪柵〇m（〇〇局）</p> <p>監視・巡回の強化（警察、〇〇局）</p> <p>災害時における車両移動に関する協定（〇〇市・〇〇組合）</p>

(1) 死傷者を伴う等、社会的影響の大きい事故への対策

② 社会経済的に大きな影響を与えた事故を受けて実施する、事故発生箇所以外の箇所への対策

事業概要
荒天時の走錨船舶による衝突事故への対策
対象施設の概要
〇〇港海上交通センターは、船舶交通の安全を確保し運航能率の増進を目的として、レーダー及び船舶自動識別装置（以下、「AIS」という。）等により、船舶の動静を把握し安全な航行に必要な情報を提供するほか、港則法に基づく航路管制等の業務を実施している。
重大事故の概要
<u>日時、場所</u> 令和〇年〇月〇日 〇〇県〇〇市 〇〇空港周辺
<u>事故の内容</u> 令和〇年〇月の台風第〇号による強風により、タンカーが〇〇空港と本土を結ぶ連絡橋に衝突し、同空港へのアクセスが制限されるなど、人流・物流等に甚大な影響が発生した。
被害状況
<u>人身被害</u> 約〇人が空港島に孤立（〇月〇日〇時〇分～〇月〇日〇時〇分）
<u>物損被害</u> 連絡橋の破損
推進費を必要とする理由
当該事故を受け、〇〇庁では有識者検討会を設置のうえ検討を重ね、令和〇年〇月の報告書において、「走錨船舶による衝突事故を防止するため、監視体制を強化することが望ましい。具体的には、海域特性や事故発生の危険性などに応じ、海上交通センターにレーダー等の設置を順次進めることが望ましい。」とされた。 当該報告を受け、台風や低気圧等の荒天時に多数の船舶が錨泊する〇〇湾の走錨監視業務を行っている〇〇港海上交通センターにおいて、現行システムについて、管制官がレーダー、AIS等の情報を容易に判断可能となるよう処理されているか等の観点から緊急点検を実施した。点検の結果、レーダーとAISデータの連携が不十分であり、船舶交通の安全に支障をきたすことが判明した。 〇〇港海上交通センターは、〇〇港に入出港する船舶の航路管制など、極めて重要な業務を実施しており、レーダー、AIS等が一体的に機能することでの確な業務が実施可能となる場所、緊急点検以降、各装置の連携等のシステム構成にかかる検討に期間を要し、令和〇年度当初予算での措置ができなかったもの。 今年度に入り、これら検討・調整が整ったことから、推進費を活用し同センターにおいて緊急的に対策を講じることで、海域監視体制の強化を図り、船舶交通の安全を確保する必要がある。
総合的な事故の再発防止対策等の概要
<u>策定主体（構成員）</u> 荒天時の走錨等に起因する事故の再発防止に係る有識者検討会（学識経験者、海事・漁業関係団体等）
<u>対策の概要（実施主体）</u> 〇〇港海上交通センターの海上交通情報機構処理システムの高度化（〇〇庁） 巡視船艇による直接指導及び法規制（〇〇庁）

(2) 全国的な緊急点検の起因となった想定外の事故への対策

- ① 全国的な緊急点検の起因となった想定外の事故を受けて実施する、事故発生箇所以外の箇所への対策

事業概要
車と歩行者の交通事故への対策
対象施設の概要
市道〇〇線ほか〇箇所は、重大事故が発生した〇〇小学校をはじめとした〇〇市内小学校の通学路に該当する道路である。
重大事故の概要
<p><u>日時、場所</u> 令和〇年〇月〇日〇時頃 〇〇市〇〇町〇〇地先 市道〇〇線</p> <p><u>事故の内容</u> 見通しの良い直線道路において、歩道のない道路の右側を歩いて下校中の児童の列に東に進行していたトラックが突っ込み、〇人が死傷する交通事故が発生した。</p>
被害状況
<p><u>人身被害</u> 死者：〇人 負傷者：〇人</p> <p><u>物損被害</u> 電柱損傷〇箇所</p>
推進費を必要とする理由
<p>今回の事故は、車両速度が速くなる見通しのよい直線道路や抜け道となっている危険な箇所において、歩行者の安全が確保されていないことにより、事故が発生したものである。</p> <p>今回の事故を受けて、国は令和〇年〇月〇日に全国の通学路の緊急点検を決めた。点検では、今回の事故を鑑み、これまでの観点に加え、見通しのよい道路や幹線道路の抜け道になっている道路など、車の速度が上がりやすい箇所等の新たな観点も踏まえて危険な箇所を抽出するものとした。〇〇市内の緊急点検を実施した結果、〇箇所で同様の課題が確認された。</p> <p>再発防止に向けて、行政機関や周辺住民を含む関係者により、ハード対策・ソフト対策を総合的に検討した結果、事故発生箇所の現地条件と類似性が高く、特に歩行者通行空間の安全確保が必要な箇所として抽出した〇箇所に対して早急に対策を実施する必要があることから、推進費を活用して緊急に交通安全対策を実施する。</p>
総合的な事故の再発防止対策等の概要
<p><u>策定主体（構成員）</u> 交通事故に係る会議・合同点検（〇〇市（PTA含む）、〇〇県警、〇〇県教育委員会、〇〇県土木事務所）</p> <p><u>対策の概要（実施主体）</u> 防護柵・グリーンベルト設置（〇〇市） ゾーン30・横断歩道設置（〇〇県警） 通学路見守り活動（保護者・地域ボランティア）</p>

作成例

(推進費要求書 様式-防2)

令和〇年度 防災・減災対策等強化事業推進費要求書 [事前防災対策事業_総括]

施行地	<small>マルマルケンマルマルグンマルマルチヨウマルマル</small> 〇〇県〇〇郡〇〇町〇〇地先			←ルビ(カタカナ)を振る	
推進費要求額					
事業費	110,000	千円	国費	55,000 千円	国費率 1/2
事業名(地区名)		所管省名		事業主体名	
大規模特定河川事業 <small>マルマルガワ マルマルガワ</small> (〇〇川水系〇〇川)		国土交通省		〇〇県	
		↑固有名詞にルビ(カタカナ)を振る			
事業概要 [うち推進事業分]	・全体事業費 590,000千円 ・工期 <u>【R4年4月～R8年3月】</u> <u>【R4年4月～R7年3月】</u>		←工期は様式4の工程表と同一の内容とする。		
	↑推進費を充当しない場合の全体工期		↑推進費を充当する場合の全体工期		
・規模 【L=290m】 ・主要工種 【築堤護岸工 L=290m、測量設計費 一式、用地費 A=0.8ha、補償費 N=2件】 ・推進費分 [築堤護岸工 L=90m、測量設計費 一式]					
対象事業の要件 (取扱要領の2. 対象事業の該当する内容を記載)					
一定の計画等	〇〇川水系河川整備計画 (平成〇年〇月策定)				
計画の概要	洪水氾濫等による災害から貴重な生命、財産を守り、地域住民が安心して暮らせるよう、河川改修事業により堤防強化等を実施している。				
採択要件 (取扱要領の4. 採択要件の該当する内容を記載)					
事業要件	4. 採択要件 (2)-3)-②-1)				
関連する指標	一級河川・二級河川における戦後最大洪水等に対応した河川の整備率 (一級) R〇年度 約〇% → R〇年度 約〇%				
ソフト面での 防災・減災等対策	〇〇町では、洪水ハザードマップを作成するほか、住民参加型の体験訓練を中心とした総合防災訓練を毎年実施し、防災・減災の取り組みを進めている。				
【当初予算措置できなかった理由】	↓「課題」を記述する。 今年度実施区間において、 <u>築堤に伴う事業用地取得について令和5年10月より交渉を行っていたところであるが、土地所有者が翌年も当該用地での耕作継続の意向を示されており、交渉が難航したため、当該区間に係る当初予算の措置を見送った。</u> ↑課題の調整等の開始時期及び調整等が難航した理由(用地買収が年度内に完了しないと判断した特段の理由等)も含めて記述する。				
【当年度に推進費を必要とする理由】	↓「難航していた調整等がどのように解決したのか」を、解決時期も含めて記述する。 令和6年6月に当該用地での耕作を止める意向が示され、 <u>用地取得の合意を得られたことから、当該事業に推進費を充当して築堤工を実施することにより、当該区間の次年度出水期までの整備が可能となり、早期の効果発現を図るものである。</u> ↑「目的」又は「次年度予算で対応する場合の問題点等」を記述する。				
【推進費による効果】	↓「工期短縮の説明」を記述する。 ↓「施行範囲の説明」を記述する。 推進費を活用して早急に築堤工を実施することで、 <u>事業完成の一部前倒しが可能となり、当該区間の完成により一連の事業効果が発揮され、地域の避難所に指定されている〇〇小学校を含む背後地〇haの治水安全度の向上が図られること</u> から、地域の安全・安心な暮らしを支えることができる。 ↑効果を「具体的な数値」を用いて記述する。				

◆留意事項

【当初予算措置できなかった理由】、【当年度に推進費を必要とする理由】の記載にあたっては、**なぜ要求が今に至ったのか**、時系列が分かるように、**各事象が発生した日付を記述すること**。

- ・第1回 : 「新年度に入ってから要求書提出期限まで」の事象を記述する。
- ・第2～3回 : 「前回の要求書提出期限から今回の要求書提出期限まで」の事象を記述する

事業名 (地区名) 大規模特定河川事業 (〇〇川水系〇〇川)

概要図

【位置図】

〇〇県

施行箇所

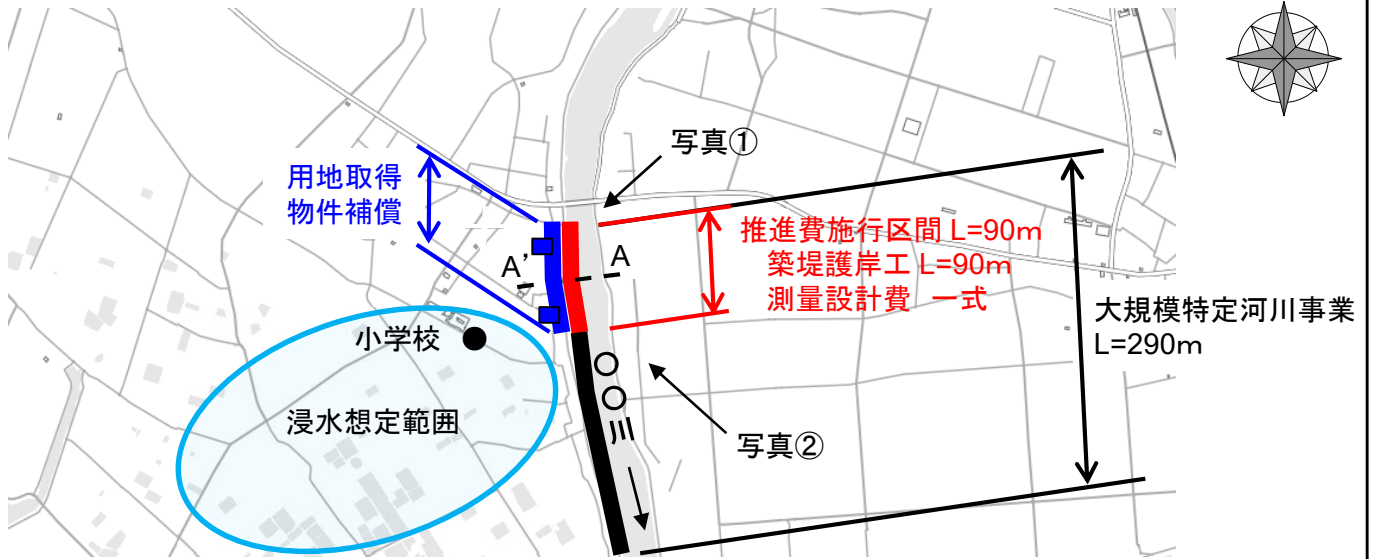
施行地の都道府県の地図

凡例

赤	推進費施行箇所
青	当年度施行箇所
黒	施行完了箇所

必要な凡例のみ記載する。

【平面図】 出典: 国土地理院ウェブサイト(地理院地図を加工して作成)



・公表可能な図面を使用する。(国土地理院が提供している地図は、権利帰属が明確に表示されていればOK。Googleマップの画像貼付はNG。詳細は、各地図の著作権の取扱いをご確認ください)

・避難所、学校、病院、主要道路、鉄道等の重要施設を表示する際は、それぞれの施設が分かる凡例を明示する。

写真①

写真②

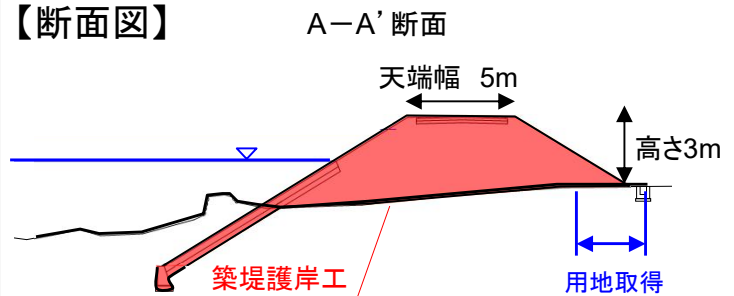
・現地状況の分かる写真(公表可能なもの)を添付する。
 ・写真を掲載する場合は、撮影位置・方向を図面に矢印で図示する。
 ・写真を複数添付する場合、写真①、写真②などと区別して添付する。

【広域図】

・事業計画の範囲が広範囲であり、「平面図」のみでは表示出来ない場合や、迂回路等の情報を示す場合は、「広域図」を添付する。

・「平面図」のみでは要求の詳細を示すことが出来ない場合、必要に応じて、「詳細図」を添付する。

【断面図】



主要施工量
 ・盛土量 V=4,000m³
 ・護岸工 A=1,000m²

一般的な工法でない場合は、必要に応じて工法のイメージ写真を添付する

防災・減災対策等強化事業推進費要求書 [事前防災対策事業_実施状況表]

事業名(地区名)		大規模特定河川事業 (〇〇川水系〇〇川)					
(項)	防災・減災対策等強化事業推進費	(目)	特定洪水対策等推進事業費補助	(目細)	大規模特定河川事業費補助		
(単位:千円)							
工 種	全体計画						
	事業費 (事業量)	前年度迄		当 年 度		次年度以降	
事業費 (事業量)		うち前年度 事業費 (事業量)	当初 事業費 (事業量)	事業費 (事業量)	事業費 (事業量)		事業費 (事業量)
本工事費	440,000	340,000	195,000	100,000			
築堤護岸工	440,000 (290m)	340,000 (200m)	195,000 (150m)	100,000 (90m)		100,000 (90m)	
測量設計費	30,000	20,000	10,000	10,000		10,000	
計測管理	30,000 (一式)	20,000 (一式)	10,000 (一式)	10,000 (一式)		10,000 (一式)	
<p>◆留意事項 「推進費」の単価と「前年度迄」や「当初」の単価に乖離がある場合は、単価差が生じる理由を整理してください。 要求書の提出後、確認させていただく場合があります。 (例) 築堤護岸工の単価について、「推進費」の単価が1,111千円/m、「前年度迄」の単価が1,700千円/mである。 単価差が生じる理由は、「推進費」で施行する護岸の面積が「前年度迄」のものよりも小さいため。</p>							
用地費及補償費	120,000	95,000	65,000	25,000	25,000		
用地費	70,000 (0.8ha)	60,000 (0.6ha)	30,000 (0.3ha)	10,000 (0.2ha)	10,000 (0.2ha)		
補償費	50,000 (2件)	35,000 (1件)	35,000 (1件)	15,000 (1件)	15,000 (1件)		
[国 費]	[295,000]	[227,500]	[135,000]	[67,500]	[12,500]	[55,000]	[]
合計事業費	590,000	455,000	270,000	135,000	25,000	110,000	

業務内容毎に記入する。
(例) 詳細設計
地質調査
用地測量 など

費目毎に「小計値」を記入する。

防災・減災対策等強化事業推進費要求書 [事前防災対策事業_工程表]

上段: 推進費を充当しない場合
下段: 推進費を充当する場合 (推進費を充当する部分を太枠)

工 種	令和4年度				令和5年度				令和6年度				令和7年度				令和8年度			
	4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1
用地取得調整																				
築堤護岸工																				
計測管理																				
用地費																				
補償費																				
効果の発現	<p>・課題解決～要求～配分～実施～効果発現(効果開始時期の矢印を含む)までの流れを記入する。</p>																			

「出水期」等の理由がある場合、実施可能な時期から記入する。

特に理由が無い場合、始期は4月からとする。

3. 2 事前防災対策事業の事例

事前防災対策事業の事例を対策毎に「当初予算措置できなかった理由」・「当年度に推進費を必要とする理由」について分類すると、以下のとおりです。

各事例を次ページ以降に掲載していますので、要求書作成にあたっての参考として活用ください。

なお、これらの分類にあてはまらない場合でも、事前防災対策事業の対象となることがありますので、事前相談等をお願いします。

○事前防災対策事業の対象となる対策毎の主な分類

(1) 「事業推進に向けた地域等の課題が解決した箇所で、事業を推進し早期に事業効果を発揮するための対策」

- ① 地元との調整
- ② 土砂受入れ先の調整
- ③ 他事業との調整
- ④ 関係機関との協議
- ⑤ 用地の関係
- ⑥ 補償の関係

(2) 新たな課題が確認され追加対策を必要とする箇所で、事業を推進し早期に事業効果を発揮するための対策

- ① 工事に伴い発生した状況変化（土質・湧水・地盤等）

(3) 突発的な事象が発生し、緊急的な対策を必要とする箇所で、住民、利用者の早急な安全・安心の確保に資する対策

- ① 法面変状の確認

(1) 事業推進に向けた地域等の課題が解決した箇所、事業を推進し早期に事業効果を発揮するための対策

① 地元との調整

事業概要	課題
高架橋柱の耐震補強	工事に伴い発生する騒音・振動問題
当初予算措置できなかった理由	
<p>橋梁付近は高架下テナント及び住宅地が多くあることから、工事に伴い発生する騒音や振動に対して配慮した工事計画について、令和〇年〇月から周辺住民と協議を行っていたところであるが、周辺住民の理解を得ることができなかったため、当初予算の措置を見送った。</p>	
当年度に推進費を必要とする理由	
<p>騒音や振動をより抑える新技術による施工方法を採用するとともに作業時間の見直しを行い、令和〇年〇月に周辺住民から工事着手について合意を得られたことから、当該事業に推進費を充当して耐震補強を実施することで、今年度中に要対策区間全体の耐震性能を確保することができ、早期の防災・減災効果発現を図るものである。</p>	

② 土砂受入れ先の調整

事業概要	課題
河川の河道掘削	掘削土の受入れ調整
当初予算措置できなかった理由	
<p>当該事業の掘削土について、近隣の〇〇県〇〇市の団地造成に活用する予定であったが、当該団地造成には別途民間事業の建設発生土も受入れることとなっていたため、令和〇年〇月時点で掘削土の受入れ調整が整わず、他の受入地もなかったことから、当初予算の措置を見送った。</p>	
当年度に推進費を必要とする理由	
<p>令和〇年〇月に〇〇市から団地造成計画の変更について連絡があり、建設発生土の受入れ計画を改めて確認したところ、本事業の掘削土の受入れが可能となったことが判明したことから、当該事業に推進費を充当して河道掘削を実施することで、次年度出水期までに一連区間の整備が可能となり、早期の防災・減災効果発現を図るものである。</p>	

(1) 事業推進に向けた地域等の課題が解決した箇所で、事業を推進し早期に事業効果を発揮するための対策

③ 他事業との調整

事業概要	課題
砂防堰堤の整備	農地復旧事業との工事内容の調整
当初予算措置できなかった理由	
<p>当該砂防施設は、隣接して〇〇市による区画整理型農地復旧事業が進められており、砂防施設の流末処理や整備する溪流からの取水の有無について、令和〇年〇月より関係機関や対象地権者と調整を行っていたところであるが、農地、宅地、河川の復旧方法について調整が難航し、当該砂防施設の一部の形状が決定に至らなかったことから、当初予算の措置を見送った。</p>	
当年度に推進費を必要とする理由	
<p>令和〇年〇月に農地復旧事業の全体計画が合意に至り、それに伴い砂防施設の流末処理や整備する溪流からの取水についても合意がなされ、砂防施設の工事が可能となったことから、当該事業に推進費を充当し堰堤工を実施するものである。また、当該事業を実施することで、次年度出水期までに要対策区間全体の整備が可能となり、早期の防災・減災効果発現を図るものである。</p>	

事業概要	課題
道路法面の土砂災害防止対策	水道事業との工事着手時期の調整
当初予算措置できなかった理由	
<p>施行箇所には工事の支障となる水道管（φ100）が存在したことから、水道管理者と移設協議を行っていた。しかし、当該水道移設は専門業者に工事発注して対応する必要があったが、地域の専門業者が既に複数の工事を抱え技術者不足の状態であり、令和〇年〇月の時点において当年度内の水道移設の見通しが立たなかった。そのため、当該箇所の当初予算の措置を見送った。</p>	
当年度に推進費を必要とする理由	
<p>令和〇年〇月に水道管の唯一の引き込み先であった民家の転居が判明し、水道管は廃止され水道移設が不要となったことから、当該箇所の法面工事に着手可能となった。よって、当該箇所に推進費を充当し法面工事を実施することで、今年度中に要対策区間全体の整備が可能となり、早期の防災・減災効果発現を図るものである。</p>	

(1) 事業推進に向けた地域等の課題が解決した箇所で、事業を推進し早期に事業効果を発揮するための対策

④ 関係機関との協議

事業概要	課題
河川への導水路整備	都道府県との汚染土取扱いの協議
当初予算措置できなかった理由	
<p>導水路施工にあたり、令和〇年〇月に当該箇所で重金属を含む汚染土が存在していることが判明したため、〇〇県へ対策等も含めた土質調査の結果報告が必要となった。土質調査及び〇〇県との汚染土壌に関する報告手続き等に期間を要するため、今年度中の工事着手ができないことから、当初予算の措置を見送った。</p>	
当年度に推進費を必要とする理由	
<p>土質調査を進める中で、自然由来の汚染土壌であることが判明し、当初想定していた調査項目が半減したことで、汚染土に関する手続きが令和〇年〇月に完了し、当該箇所の工事着手が可能となった。このことから、当該事業に推進費を充当して整備を実施することで、次年度出水期までに一連区間の整備が可能となり、早期の防災・減災効果発現を図るものである。</p>	

事業概要	課題
高架橋柱の耐震補強	道路管理者等との設計・施工計画の協議
当初予算措置できなかった理由	
<p>耐震設計にあたり、令和〇年〇月より道路管理者（〇〇市）・交通管理者（〇〇県警察）と協議を行ってきたが、耐震補強を行う橋脚が歩行者の通行に影響を及ぼすと判断され、設計・施工計画を大幅に見直す必要が生じ、工事着手の目途が立たなかったことから、当初予算の措置を見送った。</p>	
当年度に推進費を必要とする理由	
<p>道路管理者・交通管理者の指導を考慮した設計・施工計画を提案し、現場状況に応じた対応に見直したことにより、令和〇年〇月に各管理者との調整が整い、許可が得られた。このことから、当該事業に推進費を充当して耐震補強を実施することにより、今年度中に要対策区間全体の耐震補強が完了し、早期の防災・減災効果発現を図るものである。</p>	

(1) 事業推進に向けた地域等の課題が解決した箇所で、事業を推進し早期に事業効果を発揮するための対策

⑤ 用地の関係

事業概要	課題
河川の堤防整備	事業反対による用地交渉の難航
当初予算措置できなかった理由	
堤防整備に向けて、令和〇年〇月から事業用地取得のため協議を行っていたところであるが、土地所有者が事業反対の意向を示し用地取得の見通しが立たなかったため、当該箇所の築堤護岸に係る当初予算の措置を見送った。	
当年度に推進費を必要とする理由	
地元市役所の積極的な協力により土地所有者の事業への理解が得られ、令和〇年〇月に用地取得の合意が得られたことから、早々に用地取得を行うとともに、当該事業に推進費を充当して築堤護岸を実施することにより、次年度出水期までに一連区間の整備が可能となり、早期の防災・減災効果発現を図るものである。	

事業概要	課題
河川の堤防整備	相続による用地交渉の難航
当初予算措置できなかった理由	
築堤に伴う事業用地取得について、令和〇年〇月より交渉を行っていたところであるが、土地所有者が死亡し、相続人が複数人となり相続整理が難航し用地取得の見通しが立たなかったため、当該区間の工事に係る当初予算の措置を見送った。	
当年度に推進費を必要とする理由	
地元市役所の積極的な協力により相続の整理が進み、令和〇年〇月に相続人との用地取得の合意が得られたことから、当該事業に推進費を充当して築堤を実施することにより、次年度出水期までに一連区間の整備が可能となり、早期の防災・減災効果発現を図るものである。	

事業概要	課題
河川の堤防整備	所有者入院による用地借上げ交渉の難航
当初予算措置できなかった理由	
当該地区の堤防整備に向けて、令和〇年〇月から工事用道路設置のための調査を行ってきたところであるが、借地交渉に入ろうとしたところ土地所有者が入院し面会謝絶の状態となったことが判明し、令和〇年〇月時点で借地の見通しが立たず、当該区間の高潮堤防整備に係る当初予算の措置を見送った。	
当年度に推進費を必要とする理由	
令和〇年〇月になり、土地所有者が退院したことから借地交渉をしたところ、借地契約の同意が得られ、工事着手の見通しが立ったことから、当該事業に推進費を充当して築堤護岸工を実施することにより、次年度出水期までに一連区間の整備が可能となり、早期の防災・減災効果発現を図るものである。	

(1) 事業推進に向けた地域等の課題が解決した箇所で、事業を推進し早期に事業効果を発揮するための対策

⑥ 補償の関係

事業概要	課題
河川の堤防整備	工場移転に係る補償交渉の難航
当初予算措置できなかった理由	
<p>事業予定地内にて稼働している〇〇工場に対して移転補償を行うことにより、用地買収を進め築堤を行う予定であったが、工場の生産計画、令和〇年度は工場の稼働を止められず移転が出来ないことが判明したため、当該区間の移転補償及び用地買収、築堤工に係る当初予算の措置を見送った。</p>	
当年度に推進費を必要とする理由	
<p>令和〇年〇月に工場より連絡があり、世界的な半導体不足の影響により生産計画の見直しを行い、現時点であれば移転が可能であることが判明したことから、当該事業に推進費を充当して築堤を実施することにより、次年度出水期までに一連区間の整備が可能となり、早期の防災・減災効果発現を図るものである。</p>	

事業概要	課題
高架橋柱の耐震補強	工事用地利用者の代替地交渉の難航
当初予算措置できなかった理由	
<p>高架橋柱の耐震補強にあたり、高架下を借地利用している店舗の代替地について、令和〇年〇月より利用者と調整を行っていたところであるが、代替地の場所について交渉が難航したため、当初予算の措置を見送った。</p>	
当年度に推進費を必要とする理由	
<p>令和〇年〇月に地元市役所の協力により、新たな代替地を確保できたことで、高架下の借地利用者との調整が整ったことから、当該事業に推進費を充当して高架橋柱の耐震補強を実施することにより、今年度中に要対策区間全体の耐震性を確保することができ、早期の防災・減災効果発現を図るものである。</p>	

(2) 新たな課題が確認され追加対策を必要とする箇所で、事業を推進し早期に事業効果を発揮するための対策

① 工事に伴い発生した状況変化（土質・湧水・地盤等）

事業概要	課題
排水機場の整備	軟弱な土質
当初予算措置できなかった理由	
平成〇年〇月豪雨を受けて排水機場の整備を進めていたが、管工整備のための立坑内で、令和〇年〇月に不測の土砂流入があり、詳細な地質調査をした結果、当初想定していなかった転石混じりの軟弱な地質が確認されたことにより、追加対策として薬液注入工を行う必要が生じたものである。	
当年度に推進費を必要とする理由	
当該事業に推進費を充当して立坑下部の追加対策（薬液注入工）を実施することにより、排水機場完成の前倒しが可能となり、早期の効果発現を図るものである。	

事業概要	課題
砂防施設の整備	不安定な斜面
当初予算措置できなかった理由	
当該箇所は令和〇年〇月に土砂災害を受け、災害関連緊急事業により緊急的な土砂災害対策を実施し、引き続き防災・安全社会資本整備交付金事業により詳細設計中であったが、冬季の融雪後である令和〇年〇月に一部斜面の小崩壊が確認された。	
このため、緊急的に地形測量および地質調査を実施し令和〇年〇月に学識者の見解を得たところ、工事箇所上部斜面が不安定な状態であり、更なる崩壊拡大の可能性が非常に高く、早急に斜面安定を図ることが必要不可欠であると指摘を受け、早急に追加対策が必要となった。	
当年度に推進費を必要とする理由	
斜面の崩壊範囲が拡大傾向であり緊急性を要することから、当該事業に推進費を充当して斜面の追加対策（法枠工、植生工）を実施することにより、対策完了の前倒しが可能となり、効果の早期発現を図るものである。	

事業概要	課題
道路法面の土砂災害防止対策	崩落性の高い地質
当初予算措置できなかった理由	
一般国道〇〇号〇〇地区の法面は、道路防災点検に基づく『落石・崩壊』の要対策箇所とされ、既往地質調査結果を基に、法枠工及びアンカー工による法面安定を計画していた。施工に先立ち既設モルタル吹付の撤去を開始したところ、令和〇年〇月〇日にアンカー工施工範囲外に崩落性の高い地質が確認されたため、新たに地質調査を追加したところ、アンカー工の追加施工が必要となった。なお、令和〇年度末の事象確認後、地質調査の追加から設計・照査等を令和〇年〇月まで要したことから、当初予算の措置を見送った。	
当年度に推進費を必要とする理由	
〇〇県〇〇郡〇〇町は日本有数の多雨地域であり、放置すると法面の崩壊が懸念され、道路機能の阻害につながる恐れがあることから、推進費を充当して早急に法面の追加対策を実施することで、対策完了の前倒しが可能となり、効果の早期発現を図るものである。	

(3) 突発的な事象が発生し、緊急的な対策を必要とする箇所で、住民、利用者の早急な安全・安心の確保に資する対策

① 法面変状の確認

事業概要	事象
道路法面の土砂災害防止対策	法面の変状
当初予算措置できなかった理由	
<p>当該法面の変状は、令和〇年〇月〇日の通常巡回において初めて確認されたものである。〇月末に実施した詳細調査の結果、降雨による切土表層部の緩みや乾湿繰り返しによる劣化が進行し、表層崩壊したことが判明した。今後変状が進行した場合は、大規模な法面崩壊をおよぼし、道路機能を損なう恐れがあることから、〇月に対策工法の検討を実施したものである。</p>	
当年度に推進費を必要とする理由	
<p>今後、豪雨や地震により変状が進行した場合、大規模に法面が崩壊し、当該路線が長期間通行止めとなることにより、災害時における救急救命活動や復旧支援活動に支障を来す恐れがあることから、推進費を活用して早期に法面对策を実施する必要がある。</p>	

6. 防災・減災対策等強化事業推進費に係る 変更及び実施状況報告に関する取扱い

防災・減災対策等強化事業推進費に係る変更に関する取扱い

防災・減災対策等強化事業推進費取扱要領 5. (5) に定める「変更」についての取扱いは以下によるものとする。

(1) 推進費要求時の目的達成に資する対策について、次に該当する場合、各省は国土交通省国土政策局の了承を得なければならない。

- ・事業の内容又は事業費を変更する場合。(例：事業費・主要工種の大幅な変更、施行場所の変更。)
- ・その他必要と思われるもの。(例：本工事費全額を未契約で繰越しする場合。)

(2) (1) について国土交通省国土政策局が必要と認めた場合、変更協議書(別紙様式-1)を提出すること。

(別紙様式－１)

番 号
令和 年 月 日

国土交通省国土政策局地方政策課長あて

実施省 課長

令和 年度防災・減災対策等強化事業推進費に係る事業内容の変更について（協議）

「防災・減災対策等強化事業推進費取扱要領」の5.（5）に基づき、別添のとおり変更を行うことについて協議します。

（参考資料）……………必要に応じて添付（本工事費全額を未契約繰越しする案件については不要）
概要図、工程表（変更前後が対比できるもの）
その他図面、写真等

(別添)

令和 年度 防災・減災対策等強化事業推進費 変更協議地区一覧表

省庁、局名	災害対策、公共交通 交通安全対策、事前防災の別	事業名、地区、箇所名		事業主体	施行地	変更事項 (注1)	当初			変更				備考	
							防災・減災対策等強化事業推進費に係る 主要工事等	事業費 (国費:千円)	工期	防災・減災対策等強化事業推進費に係る 主要工事等	事業費 (国費:千円)	工期	変更理由		
													繰越分類(注2) (未契約繰越の場合)		変更理由(繰越理由)(注3)

注1) 変更事項については、「事業内容」或いは「その他」を記載し、その他の場合については、該当する内容(未契約繰越等)について記載する。

注2) 繰越分類については、該当する分類について選択する。

注3) 変更理由(繰越理由)については、具体的に詳しく記載する。

(別添)【記載例】

令和 年度 防災・減災対策等強化事業推進費 変更協議地区一覧表

省庁、局名	災害対策、公共交通安全対策、事前防災の別	事業名、地区、箇所名		事業主体	施行地	変更事項 (注1)	当初			変更				備考	
							防災・減災対策等強化事業推進費に係る主要工事等	事業費 (国費:千円)	工期	防災・減災対策等強化事業推進費に係る主要工事等	事業費 (国費:千円)	工期	変更理由		
													繰越分類(注2) (未契約繰越の場合)		変更理由(繰越理由)(注3)
〇〇省△△局	災害対策	〇〇事業	◇◇水系 ▲▲川 〇地区	◇◇県	◇◇県◇◇市 ◇◇(◇◇県 ◇◇市〇〇)	事業内容 掘削工:V=@@@m3 護岸工:L=@@@m	100,000	RO年〇月～ RO年〇月	築堤工:L=@@@m 掘削工:V=@@@m3 護岸工:L=@@@m	-	-	-	(具体的に詳しく記載する。)		
〇〇省△△局	事前防災	〇〇事業	〇〇水系 △△川 ◆地区	〇〇省	△△県△△市 △△	その他 (未契約繰越)	100,000	RO年〇月～ RO年〇月	-	-	RO年〇月～ R△年△月	設計に関する諸条件	入札不調による、〇〇工設計の見直しにより不測の日数を要したため、配分全額を未契約繰越するもの。		
〇〇省△△局	事前防災	〇〇事業	〇〇水系 △△川 ◆地区	〇〇省	△△県△△市 △△	その他 (未契約繰越)	200,000	RO年〇月～ RO年〇月	-	-	RO年〇月～ R△年△月	気象の関係	令和〇年〇月の〇〇で甚大な被害が発生したことに関連し、工事発注の手続き等に不測の日数を要したため、本工事費全額を未契約繰越するもの。		

注1) 変更事項については、「事業内容」或いは「その他」を記載し、その他の場合については、該当する内容(未契約繰越等)について記載する。

注2) 繰越分類については、該当する分類について選択する。

注3) 変更理由(繰越理由)については、具体的に詳しく記載する。

防災・減災対策等強化事業推進費に係る実施状況報告に関する取扱い

防災・減災対策等強化事業推進費取扱要領 5. (6) に定める「実施状況報告」についての取扱いは以下によるものとする。

- (1) 各省は、推進費の移替え若しくは繰入れ等が行われた後、その実施状況について、国土交通省国土政策局地方政策課に次のとおり報告しなければならない。
- (2) 推進費を配分した箇所については、配分年度の翌年度4月末日までに実施状況報告書（別紙様式-2 A）を提出すること。
なお、繰り越した事業については、推進費の執行が完了するまで毎年提出すること。（別紙様式-2 B、2 C）

報告対象事業	報告時期	様式
①当年度（ α ）に配分した全事業	翌年度4月末 （ $\alpha + 1$ ）	別紙様式-2 A
②翌年度（ $\alpha + 1$ ）へ繰り越した事業	翌々年度4月末 （ $\alpha + 2$ ）	別紙様式-2 B
③翌々年度（ $\alpha + 2$ ）へ繰り越した事業	翌々々年度4月末 （ $\alpha + 3$ ）	別紙様式-2 C

- (3) 事業完了した箇所については、対策実施前後の写真を提出すること。なお、写真の提出箇所については、別途指示するものとする。
- (4) その他、事業実施状況が確認可能な契約書類等の追加資料を求める場合がある。なお、追加資料の提出については、別途指示するものとする。

(別紙様式-2B)

令和 α 年度 防災・減災対策等強化事業推進費実施状況報告書

報告時期 $(\alpha+2)$ 年4月末
 報告対象箇所 α 年度全配分箇所のうち、翌年度 $(\alpha+1)$ へ繰越を行った箇所

金額単位：千円

省庁、局名	災害対策、公共交通安全対策、事前防災の別	事業名、地区、箇所名		事業主体	施行地	防災・減災対策等強化事業推進費に係る主要工事等(当初)	防災・減災対策等強化事業推進費に係る主要工事等(変更)	変更理由	令和 α 年度			令和 $(\alpha+1)$ 年度					備考				
									【配分額】 事業費 (国費)	【実績額】 事業費 (国費)	【繰越額】 事業費 (国費)	【不用額】 事業費 (国費)	【前年度繰越額】		繰越理由	【不用額】 事業費 (国費)		分類	不用理由		
													【実績額】 事業費 (国費)	【繰越額】 事業費 (国費)							
推進費(災害対策事業)計																					
推進費(公共交通安全対策事業)計																					
推進費(事前防災対策事業)計																					

注1) 施行地が変更となった場合には、「変更後施行地名(変更前施行地名)」と施行地欄に記載する。
 注2) 防災・減災対策等強化事業推進費に係る主要工事に変更になった場合には、変更後の工程・工事量を「防災・減災対策等強化事業推進費に係る主要工事等(変更)」欄に記載する。
 注3) 防災・減災対策等強化事業推進費の実績額について、繰越を行った場合には、翌年度に繰越額分の実施状況報告を行うこと。
 注4) 繰越額が発生した場合はその理由を簡潔に、不用額が発生した場合はその理由の分類を選択し簡潔に記載する。
 注5) 事業費は千円単位とし、千円未満は四捨五入等を行わずに小数点で記載する。

(別紙様式-2B)【記載例】

令和α年度 防災・減災対策等強化事業推進費実施状況報告書

報告時期 (α+2)年4月末
 報告対象箇所 α年度全配分箇所のうち、翌年度(α+1)へ繰越を行った箇所

金額単位:千円

省庁、局名	災害対策、公共交通 交通安全対策、 事前防災の別	事業名、地区、箇所名		事業主体	施行地	防災・減災対策等 強化事業推進費に 係る主要工事等(当 初)	防災・減災対策等 強化事業推進費に 係る主要工事等(変 更)	変更理由	令和α年度				令和(α+1)年度				備考			
									【配分額】 事業費 (国費)	【実績額】 事業費 (国費)	【繰越額】 事業費 (国費)	【不用額】 事業費 (国費)	【前年度繰越額】			繰越理由		【不用額】 事業費 (国費)	分類	不用理由
													事業費 (国費)	実績額 事業費 (国費)	繰越額 事業費 (国費)					
(記載例)																				
〇〇省△△局	災害対策	△△事業	〇〇水系 △△川 ◆地区	〇〇省	△△県△△市 △△(△△県 △△市〇〇)	築堤工:L=@@m 護岸工:L=@@m	築堤工:L=@@m 護岸工:L=@@m		600,000 (400,000)	300,000 (200,000)	300,000 (200,000)	0 (0)	300,000 (200,000)	300,000 (200,000)	0 (0)			0 (0)		
〇〇省△△局	災害対策	△△事業	〇〇水系 ▲▲川 ◇地区	〇〇省	△△県△△市 △△	掘削工:V=@@m3 護岸工:L=@@m	掘削工:V=@@m3 護岸工:L=@@m		600,000 (400,000)	120,000 (80,000)	300,000 (200,000)	180,000 (120,000)	300,000 (200,000)	180,000 (120,000)	120,000 (80,000)	災害発生による事故繰越		0 (0)		
〇〇省△△局	災害対策	△△事業	◇◇水系 ▲▲川 ◎地区	▲▲市	◇◇県▲▲市 ◇◇	築堤工:L=@@m 護岸工:L=@@m	築堤工:L=@@m 護岸工:L=@@m		500,000 (250,000)	400,000 (200,000)	80,000 (40,000)	20,000 (10,000)	80,000 (40,000)	20,000 (10,000)	0 (0)		60,000 (30,000)	契約価格が予定 を下回った	入札差金	
推進費(災害対策事業)計									1,700,000 (1,050,000)	820,000 (480,000)	680,000 (440,000)	200,000 (130,000)	680,000 (440,000)	500,000 (330,000)	120,000 (80,000)			60,000 (30,000)		
推進費(公共交通対策事業)計									0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			0 (0)		
推進費(事前防災対策事業)計									0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			0 (0)		

注1) 施行地が変更となった場合には、「変更後施行地名(変更前施行地名)」と施行地欄に記載する。
 注2) 防災・減災対策等強化事業推進費に係る主要工事が変更になった場合には、変更後の工種・工事を「防災・減災対策等強化事業推進費に係る主要工事等(変更)」欄に記載する。
 注3) 防災・減災対策等強化事業推進費の実績額について、繰越を行った場合には、翌年度に繰越額の実施状況報告を行うこと。
 注4) 繰越額が発生した場合はその理由を簡潔に、不用額が発生した場合はその理由の分類を選択し簡潔に記載する。
 注5) 事業費は千円単位とし、千円未満は四捨五入等は行わずに小数点で記載する。

(別紙様式-2C)

令和 α 年度 防災・減災対策等強化事業推進費実施状況報告書

報告時期	($\alpha+3$)年4月末
報告対象箇所	α 年度全配分箇所のうち、翌年度($\alpha+2$)へ繰越を行った箇所

金額単位:千円

省庁、局名	災害対策、公共交通安全対策、事前防災の別	事業名、地区、箇所名	事業主体	施行地	防災・減災対策等強化事業推進費に係る主要工事等(当初)	防災・減災対策等強化事業推進費に係る主要工事等(変更)	変更理由	令和 α 年度			令和($\alpha+1$)年度			令和($\alpha+2$)年度				備考			
								【配分額】 事業費 (国費)	【実績額】 事業費 (国費)	【繰越額】 事業費 (国費)	【不用額】 事業費 (国費)	【前年度繰越額】			【前年度繰越額】 事業費 (国費)	【実績額】 事業費 (国費)	【不用額】 事業費 (国費)		分類	不用理由	
												事業費 (国費)	実績額 (国費)	繰越額 (国費)							
推進費(災害対策事業)計																					
推進費(公共交通安全対策事業)計																					
推進費(事前防災対策事業)計																					

注1) 施行地が変更となった場合には、「変更後施行地名(変更前施行地名)」と施行地欄に記載する。
 注2) 防災・減災対策等強化事業推進費に係る主要工事に変更になった場合には、変更後の工種・工事を「防災・減災対策等強化事業推進費に係る主要工事等(変更)」欄に記載する。
 注3) 不用額が発生した場合は、その理由の分類を選択し簡潔に記載する。
 注4) 事業費は千円単位とし、千円未満は四捨五入等は行わずに小数点で記載する。

(別紙様式-2C)【記載例】

令和α年度 防災・減災対策等強化事業推進費実施状況報告書

報告時期	(α+3)年4月末
報告対象箇所	α年度全配分箇所のうち、翌年度(α+2)へ繰越を行った箇所

金額単位:千円

省庁、局名	災害対策、公共交通安全対策、事前防災の別	事業名、地区、箇所名	事業主体	施行地	防災・減災対策等強化事業推進費に係る主要工事等(当初)	防災・減災対策等強化事業推進費に係る主要工事等(変更)	変更理由	令和α年度				令和(α+1)年度				令和(α+2)年度				備考			
								【配分額】 事業費 (国費)	【実績額】 事業費 (国費)	【繰越額】 事業費 (国費)	【不用額】 事業費 (国費)	【前年度繰越額】 事業費 (国費)	【実績額】 事業費 (国費)	【繰越額】 事業費 (国費)	【不用額】 事業費 (国費)	【前年度繰越額】 事業費 (国費)	【実績額】 事業費 (国費)	【不用額】 事業費 (国費)	令和(α+2)年度				
																			分類		不用理由		
(記載例)																							
〇〇省△△局	災害対策	△△事業	〇〇省	△△県△△市 △△(△△県 △△市〇〇)	掘削工:V=@@m3 護岸工:L=@@m	掘削工:V=@@m3 護岸工:L=@@m		600,000 (400,000)	120,000 (80,000)	300,000 (200,000)	180,000 (120,000)	300,000 (200,000)	180,000 (120,000)	120,000 (80,000)	0 (0)	120,000 (80,000)	120,000 (80,000)	0 (0)					
〇〇省△△局	災害対策	△△事業	▲▲市	◇◇県▲▲市 ◇◇	築堤工:L=@@m 護岸工:L=@@m	築堤工:L=@@m 護岸工:L=@@m		500,000 (250,000)	400,000 (200,000)	80,000 (40,000)	20,000 (10,000)	80,000 (40,000)	20,000 (10,000)	50,000 (25,000)	10,000 (5,000)	50,000 (25,000)	40,000 (20,000)	10,000 (5,000)	契約価格 が予定を 下回った	入札差金			
推進費(災害対策事業)計								1,100,000 (650,000)	520,000 (280,000)	380,000 (240,000)	200,000 (130,000)	380,000 (240,000)	200,000 (130,000)	170,000 (105,000)	10,000 (5,000)	170,000 (105,000)	160,000 (100,000)	10,000 (5,000)					
推進費(公共交通安全対策事業)計								0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
推進費(事前防災対策事業)計								0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			

注1) 施行地が変更となった場合には、「変更後施行地名(変更前施行地名)」と施行地欄に記載する。
 注2) 防災・減災対策等強化事業推進費に係る主要工事に変更になった場合には、変更後の工程・工事量を「防災・減災対策等強化事業推進費に係る主要工事等(変更)」欄に記載する。
 注3) 不用額が発生した場合は、その理由の分類を選択し簡潔に記載する。
 注4) 事業費は千円単位とし、千円未満は四捨五入等を行わずに小数点で記載する。

7. よくある質問とその回答 (FAQ)

よくある質問とその回答(FAQ) [令和7年度4月版]

－目次－

番号	内 容	頁
1. 防災・減災対策等強化事業推進費の制度の概要等について		
問 1	防災・減災対策等強化事業推進費はどのような制度ですか。	7-4
問 2	防災・減災対策等強化事業推進費を要求するために満たす必要がある要件は何ですか。	7-5
問 3	採択要件の対象となる「災害」はどのようなものですか。	7-6
問 4	採択要件確認手順の具体例はありますか。	7-7
問 5	従前の「災害対策等緊急事業推進費」と「防災・減災対策等強化事業推進費」はどこが違うのですか。	7-10
問 6	社会資本整備総合交付金事業への配分は可能ですか。	7-11
問 7	国庫補助率や地方財政措置への優遇措置はありますか。	7-11
問 8	繰越制度(明許)は利用可能ですか。	7-11
問 9	配分を受けた事業以外の事業に流用することはできますか。	7-12
問 10	公社は本推進費の対象事業主体に含まれますか。	7-12
問 11	地方公共団体が単独で実施する事業(国費補助を受けない事業)への配分は可能ですか。	7-12
問 12	老朽化対策は対象となりますか。	7-12
2. 防災・減災対策等強化事業推進費における各種対策の共通事項について		
問 13	要求にあたり事業効果を定量的に算定することは必要ですか。	7-13
問 14	災害や交通事故が発生していない地域での事業について要求は可能ですか。	7-13
問 15	事前着手(施越工事)の要求は可能ですか。	7-13
問 16	事業量や事業費の採択基準(上限・下限)はありますか。	7-14

番号	内 容	頁
問 17	複数年に及ぶ事業への配分は可能ですか。	7-14
問 18	工事費以外の費目の要求は可能ですか。	7-15
問 19	応急復旧・仮復旧の要求は可能ですか。	7-15
問 20	配分回毎の予算枠はありますか。 また、「災害対策事業」、「公共交通安全対策事業」、「事前防災対策事業」の対策事業毎の予算枠はありますか。	7-15
問 21	配分後に事業費の不足が判明した場合、追加配分は可能ですか。	7-15
問 22	取扱要領「2. 対象事業」にある「一定の計画等」とは具体的にどのような計画が該当しますか。	7-15
3. 災害対策事業について		
問 23	災害対策事業の対象となる災害とその規模はどの程度ですか。	7-16
問 24	災害対策事業では、公共土木施設が被害を受けていない場合の申請は可能ですか。	7-16
問 25	災害対策事業での対策は、原形復旧のみですか。	7-16
問 26	前年度に発生した災害の対策は対象となりますか。	7-16
問 27	災害復旧事業との違いは何ですか。	7-17
問 28	改良復旧事業との違いは何ですか。	7-18
問 29	災害復旧事業にあわせて公共土木施設の防災機能の強化・向上を行う対策はどのように要求するのでしょうか。	7-20
問 30	災害発生後に発生箇所の周辺を点検した結果、対策が必要と判断される箇所が確認された場合、災害発生箇所と併せて申請可能でしょうか。	7-20
4. 公共交通安全対策事業について		
問 31	公共交通安全対策事業では、公共交通機関以外の事故対策は可能ですか。	7-21
問 32	公共交通安全対策事業では、どのような対策ができるのでしょうか。	7-21
問 33	前年度に発生した事故の対策は対象となりますか。	7-21
問 34	重大な事故を契機として道路の緊急点検を行ったのですが、事故発生箇所以外における再発防止対策の要求は可能ですか。	7-22

番号	内 容	頁
5. 事前防災対策事業について		
問 35	「事前防災対策事業」として予算の配分が可能なのはどのような対策ですか。	7-23
問 36	「災害対策事業」と「事前防災対策事業」突発事象型の違いは何ですか。	7-24
問 37	社会資本整備重点計画の重点目標に係る指標の向上にあてはまらない事業でも推進費の要求は可能ですか。	7-24
問 38	防災・減災対策の推進に著しく高い効果を発揮することが見込まれる事業とは、どのような事業のことを指すのでしょうか。	7-24
6. 防災・減災対策等強化事業推進費の事務手続き等について		
問 39	地方公共団体から防災・減災対策等強化事業推進費の要求(要求書の提出)は、国土交通省国土政策局に対して行えば良いですか。	7-25
問 40	要求から配分までの流れはどのようなものですか。	7-25
問 41	取扱要領の解説※15「被災前の維持管理状況を国土交通省に説明する」とは具体的にどのようなことを行うのですか。	7-25
問 42	事務手続きの流れはどのようなものですか。	7-26
問 43	要求資料の作成は具体的にどのようなものですか。	7-26
問 44	取扱要領5.(5)に定める「変更」の取扱いはどのようなものですか。	7-26
問 45	取扱要領5.(6)に定める「実施状況報告」の取扱いはどのようなものですか。	7-27
7. その他		
問 46	公表された情報は何かありますか。その中に、これまでの実施事例はありますか。また、どこで参照できますか。	7-28
問 47	問い合わせ先はどこですか。	7-29

よくある質問とその回答(FAQ) [令和7年度4月版]

1. 防災・減災対策等強化事業推進費の制度の概要等について

問1 防災・減災対策等強化事業推進費はどのような制度ですか。

(回答)

防災・減災対策等強化事業推進費は、自然災害が激甚化・頻発化している状況を踏まえ、国民の安全・安心の確保をより一層図るため、防災・減災対策の強化を行う公共事業に対して、緊急的かつ機動的に配分する予算※です。

※本推進費は、年度当初には事業箇所が未定であり、年度途中の災害発生等により必要となった対策に配分するため、「目未定経費」です。

○防災・減災対策等強化事業推進費の対象事業

一定の計画等(問22参照)に基づき、公共事業関係費をもって実施する事業で、早期実施により効果が適切に発現するものが対象です。

国土交通省所管事業以外(他省庁の所管事業)にも配分が可能です。

なお、災害復旧事業に防災・減災対策等強化事業推進費を配分することはできません。

【災害対策事業】

災害を受けた地域等において、災害復旧事業での対応が出来ない場合等の再度災害防止等の対策

【公共交通安全対策事業】

交通インフラ(陸上交通、海上交通、航空交通)における重大事故等が発生した場合の対策(安全性の向上)

【事前防災対策事業】

突発的な事象が発生した個所における住民等の早急な安全・安心を確保する対策又は新たな課題が確認され追加対策を必要とする個所等における事業を推進し早期に防災・減災効果を発揮するための対策(公共交通の安全確保を含む)

問2 防災・減災対策等強化事業推進費を要求するために満たす必要がある要件は何ですか。

(回答)

防災・減災対策等強化事業推進費の要求(申請)には、防災・減災対策等強化事業推進費取扱要領(以下「取扱要領」という。)の4. 採択要件のほか、各省庁が所掌する各事業に配分する予算であるため、要求(申請)の前提として、配分する各事業の採択要件を満たす必要があります。

取扱要領 4. 採択要件

(1) 推進費を充当する事業に係る基本的な考え方は、以下のとおりとする。

防災・減災対策の強化を図るものであることから、単なる維持管理費用など、防災・減災の機能を現行よりも強化する効果に乏しいものには充当しない。

(2) 上記の基本的考え方を踏まえ、対象となる事業は以下のいずれかの要件を満たすものとする。

- 1) 災害を受けた地域等における再度災害防止等を図る事業であって、住民、利用者等の安全・安心の確保に資する事業(「災害対策事業」という。)
- 2) 交通事故が発生した箇所等において公共交通の安全性の向上を図る事業であって、住民、利用者等の安全・安心の確保に資する事業(「公共交通安全対策事業」という。)
- 3) 事業推進により早期に防災・減災効果を発揮する事業であって、以下の①及び②の要件を満たす事業(「事前防災対策事業」という。)

① 当該事業を行おうとする地方公共団体において、各種の土地利用規制の適切な運用など、ソフト面での防災・減災等に資する対策が図られていること(以下、「ソフト面での防災・減災対策」という。)

① 以下のいずれかの要件を満たすこと。

イ) 社会資本整備重点計画(第五次計画)(令和3年5月28日閣議決定)(以下、「社重点」という。)の重点目標1に係る指標の向上に資する事業であること。

ロ) 社重点の重点目標3に係る指標のうち、安全な移動・生活空間の整備の向上に資する事業であること。

ハ) 社重点の重点目標3に係る指標のうち、上記のロ)に示すもの以外で防災・減災対策の推進に資するものの向上に資する事業であること。ただし、三大都市圏以外の地域に重点を置いて実施するものに限る。

ニ) その他上記イ)からハ)までを満たす事業以外のもので、防災・減災対策の推進に著しく高い効果を発揮することが見込まれる事業であること。

問3 採択要件の対象となる「災害」はどのようなものですか。

(回答)

対象となる「災害」は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火、地すべり、山崩れ、崖崩れその他の異常な自然現象により生じる災害とし、以下の要件のいずれかを満たすものになります。

(1) 降雨

・24時間雨量(任意の連続24時間における雨量をいう。)が80mm以上の降雨により発生した災害

・1時間雨量(任意の60分における雨量をいう。)が20mm以上の降雨により発生した災害

(2) 強風

最大風速(10分間の平均風速で最大のもの)が15m/秒以上の風により発生した災害

(3) 豪雪、高潮、地震、津波、噴火、地すべり、山崩れ、崖崩れその他の異常な自然現象により発生した災害であり、被害の程度が比較的軽微と認められない災害

ただし、上の要件のいずれかを満たす場合であっても、甚だしく維持管理の義務を怠ったことに基因して生じたと認められる災害については、対象とならない。

また、これら採択要件の確認手順としては、被災を受けた原因や被災の形態の状況等により、以下の①,②,③,④の順に確認していきます。

① 降雨、強風の気象の要件に該当する災害か。

② 豪雪、洪水、高潮、地震、噴火等の気象を要因等とする現象による災害か。

③ 地すべり、山崩れ、崖崩れ等の被災の形態による災害か。

④ その他の異常な自然現象(気象を要因等とする現象、被災の形態)による災害か。

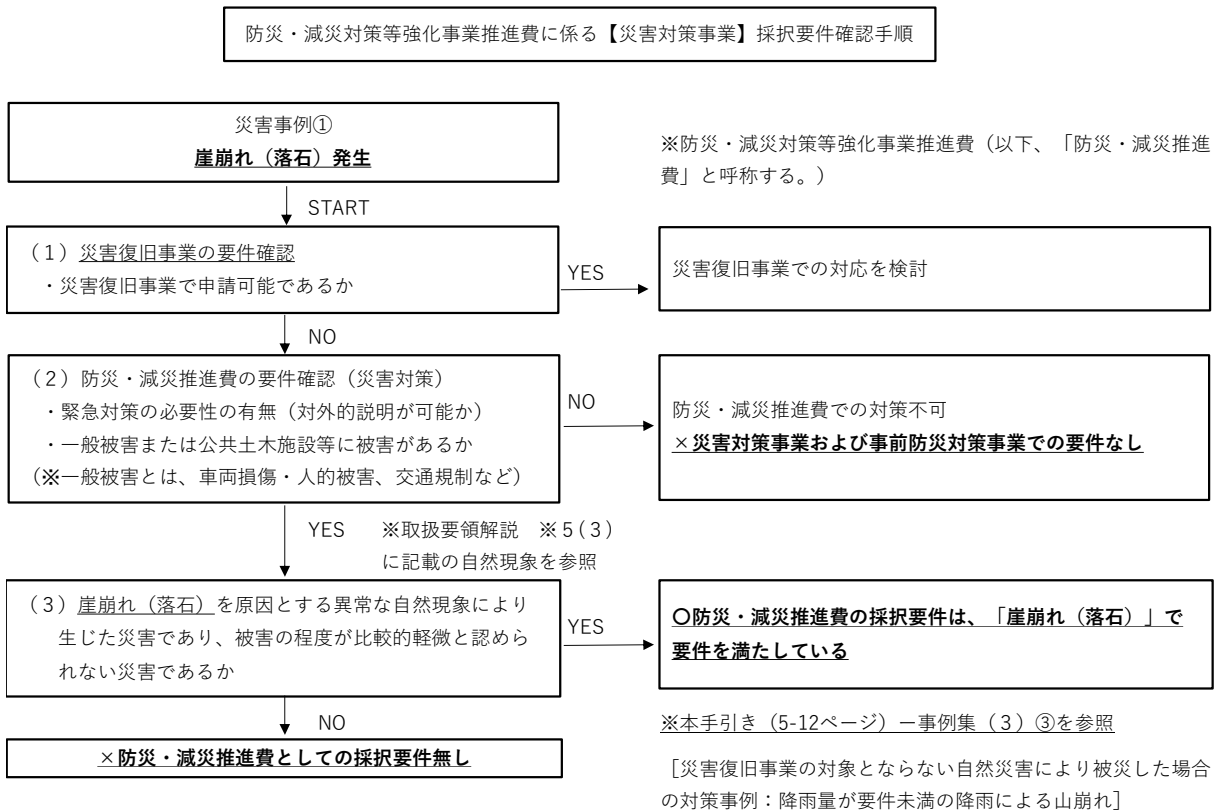
上記、①,②,③,④のいずれにも当たらない場合は、採択要件の対象となる「災害」には該当しません。これらの判断に迷う場合は、事前にご相談ください。

問4 採択要件の確認手順の具体例はありますか。

(回答)

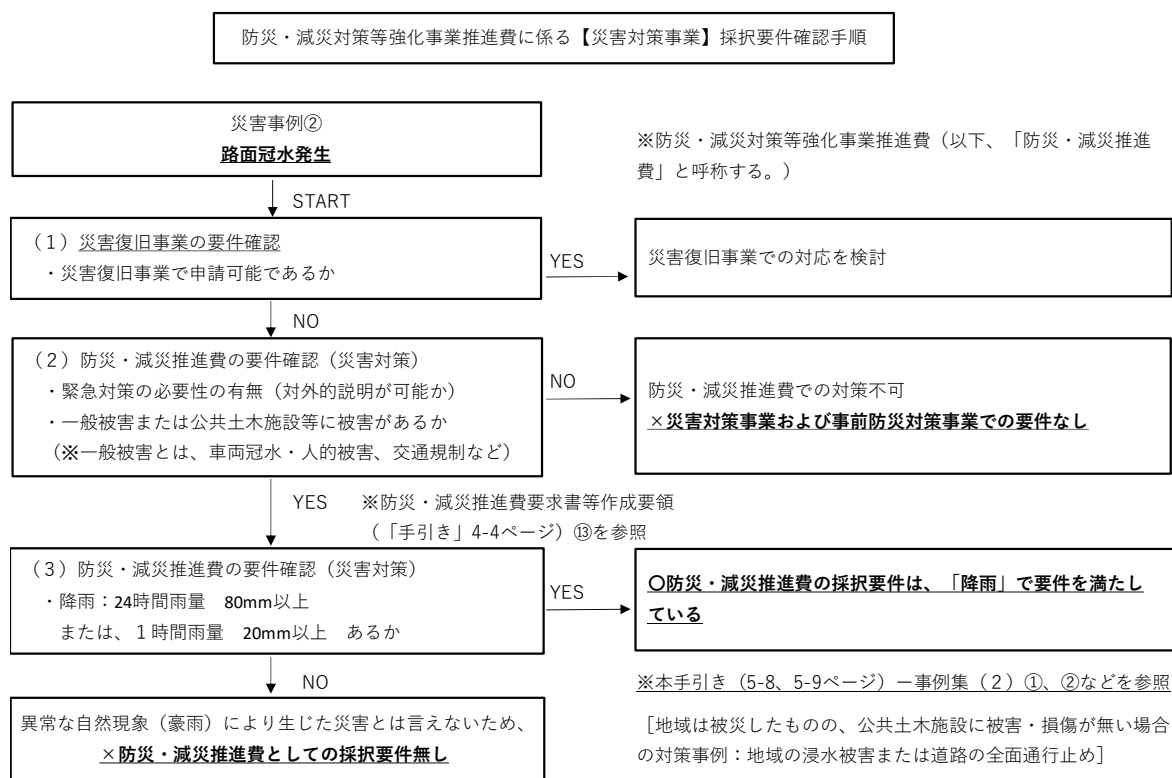
災害対策事業における主な災害事例について、採択要件確認手順を示しますので参考にしてください。(災害事例:①崖崩れ(落石)、②路面冠水、③河川構造物被災、④家屋等浸水被害、⑤暴風による施設被害)

・災害事例① 崖崩れ(落石)



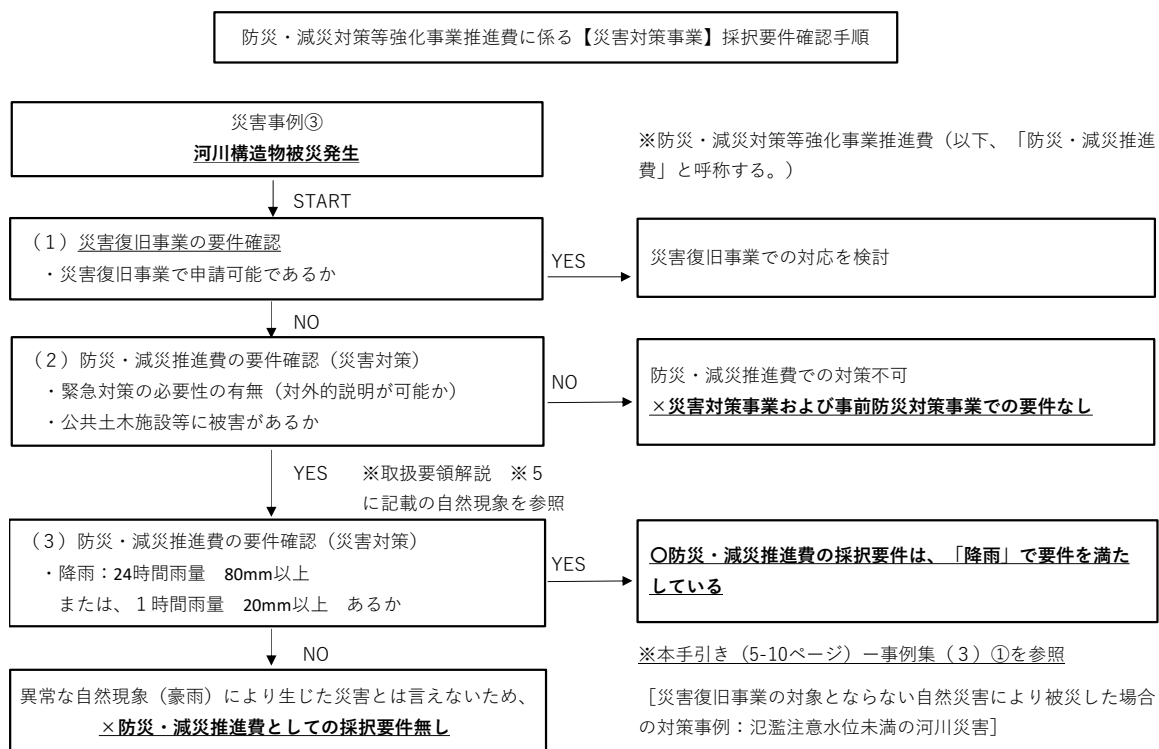
※ただし、上記(2)、(3)の必要な要件を満たす場合であっても、甚だしく維持管理の義務を怠ったことに基因して生じたと認められる災害については、対象とならない。

・災害事例② 路面冠水



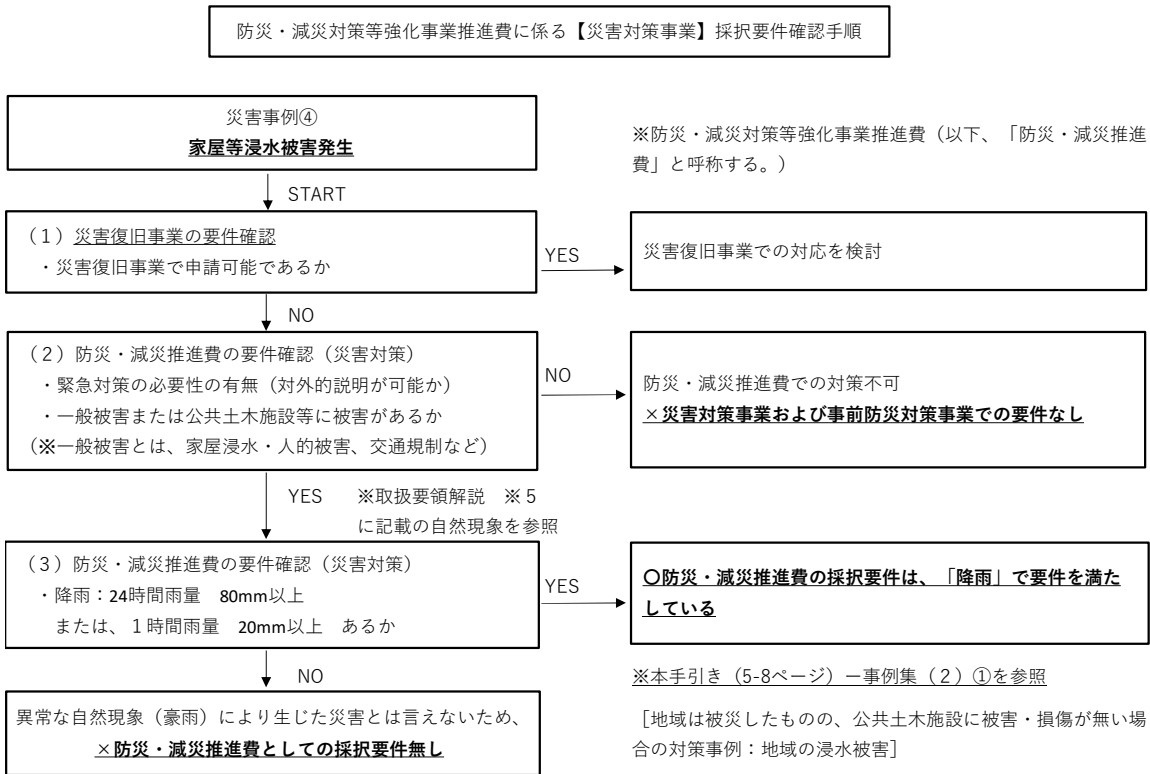
※ただし、上記（2）、（3）の必要な要件を満たす場合であっても、基だしく維持管理の義務を怠ったことに基因して生じたと認められる災害については、対象とならない。

・災害事例③ 河川構造物被災



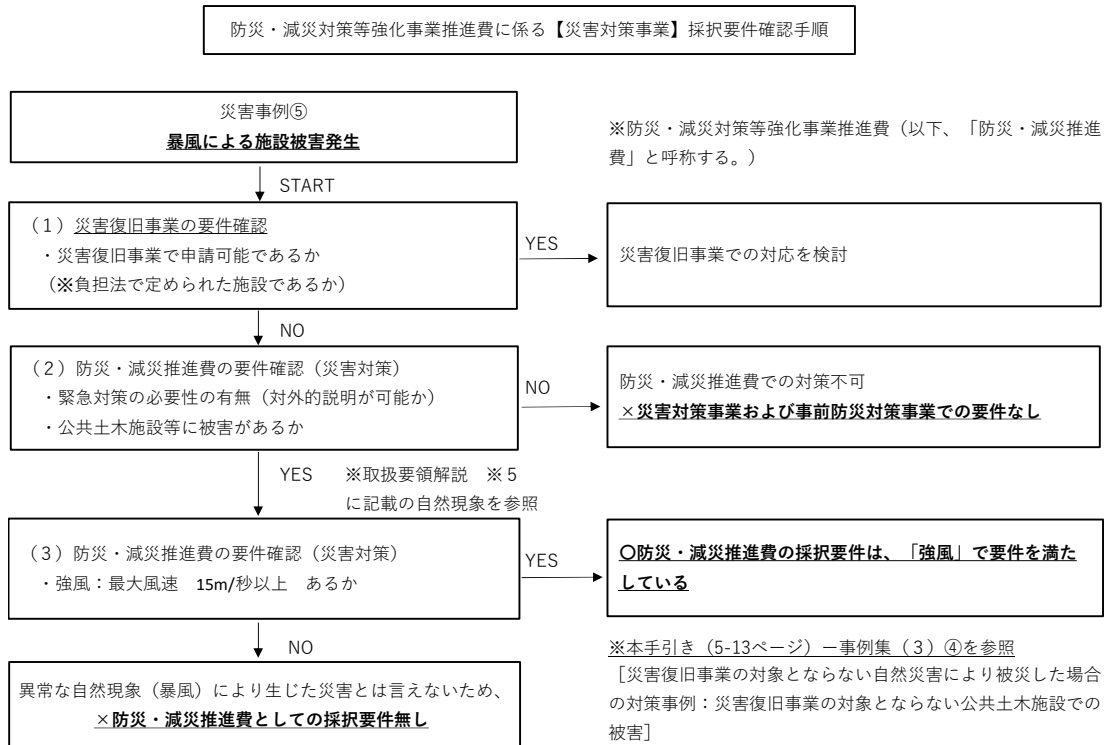
※ただし、上記（2）、（3）の必要な要件を満たす場合であっても、基だしく維持管理の義務を怠ったことに基因して生じたと認められる災害については、対象とならない。

・災害事例④ 家屋等浸水被害



※ただし、上記 (2)、(3) の必要な要件を満たす場合であっても、基だしく維持管理の義務を怠ったことに基因して生じたと認められる災害については、対象とならない。

・災害事例⑤ 暴風による施設被害



※ただし、上記 (2)、(3) の必要な要件を満たす場合であっても、基だしく維持管理の義務を怠ったことに基因して生じたと認められる災害については、対象とならない。

問5 従前の「災害対策等緊急事業推進費」と「防災・減災対策等強化事業推進費」はどこが違うのですか。

(回答)

「災害対策等緊急事業推進費」は令和2年度より「防災・減災対策等強化事業推進費」に制度が改正されました。

従前の「災害対策等緊急事業推進費」で実施していた「災害対策事業」や「公共交通安全対策事業」に加え、新たに「事前防災対策事業」にも配分可能となりました。

主な相違点は下表のとおりです。

	災害対策等緊急事業推進費	防災・減災対策等強化事業推進費
目的	住民等の安全・安心の確保	防災・減災対策を強化
対策内容	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策事業 ・公共交通安全対策事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策事業 ・公共交通安全対策事業 ・<u>事前防災対策事業</u>
対象事業	<p>あらかじめ定められた事業に限定 (直轄、補助) <主な事業> 海岸保全施設整備事業、農業農村整備事業、河川改修事業、道路更新防災対策事業等</p> <p>※災害復旧等事業及び交付金事業は含まない。</p>	<p><u>公共事業関係費：直轄事業(国)、補助事業(地方公共団体、民間事業者)</u></p> <p>※「災害復旧等事業」及び「交付金事業のうち、事前防災対策事業(課題解決型 事業推進に向けた地域等の課題が解決した箇所、事業を推進し早期に事業効果を発揮するための対策)」は含まない。(問6参照)</p>

問6 社会資本整備総合交付金事業への配分は可能ですか。

(回答)

交付金事業においては、災害対策事業、公共交通安全対策事業及び事前防災対策事業で、原則年度途中で新たな事象が確認され、追加対策(予算)が必要となったものについて配分可能です。

(「事前防災対策事業」で、社会資本整備総合交付金事業に配分が可能な事業は、取扱要領の解説※11に記載している対策のうち、「(2)新たな課題が確認され追加対策を必要とする箇所で、事業を推進し早期に事業効果を発揮するための対策」、「(3)突発的な事象が発生し、緊急的な対策を必要とする箇所で、住民、利用者の早急な安全・安心の確保に資する対策」が該当します。)

なお、社会資本整備総合交付金事業にて要求する場合は、「社会資本整備総合交付金に係る計画等について(平成22年3月26日付け国官会第2318号)」第2第1項に定められた実施に関する計画について、防災・減災対策等強化事業推進費に係る交付金事業のみが記載された計画として作成する必要があります。

また、当該事業以外の事業に流用することは認められません。

問7 国庫補助率や地方財政措置への優遇措置はありますか。

(回答)

防災・減災対策等強化事業推進費では、国庫補助率や地方財政措置の優遇措置はありません。

国庫補助率、国庫負担率、地方財政措置は、各事業について事業所管部局で定められた規定に従います。

問8 繰越制度(明許)は利用可能ですか。

(回答)

防災・減災対策等強化事業推進費を配分して行う対策は、年度内に完了することを原則としています。翌年度予算を待つ事なく事業を進める必要があるものに緊急的かつ機動的に配分する趣旨に鑑み、配分後の速やかな事業実施に向けての早期の契約手続きをお願いします。

ただし、天候不順、入札不調及び現場条件の変更など、申請時には想定し得なかったやむを得ない事由が発生した場合、繰越制度(明許)の利用が可能です。

なお、事前に必要な対外協議等については調整するなど、それらが繰越しの要因とならないよう取り組みをお願いします。

問9 配分を受けた事業以外の事業に流用することはできますか。

(回答)

本推進費は、配分を受けた事業以外の事業への流用はできません。また、当該事業であっても、要求時の目的外の工事へ流用はできません。

なお、事業の実施状況等を確認することを目的に、「防災・減災対策等強化事業推進費に係る実施状況報告に関する取扱い(本手引き P6-5 参照)」のとおり、当該事業の施行箇所や施行内容を確認できる契約書類や完成図書(例えば、契約書、特記仕様書、図面、工事数量総括表)等の他、交付金事業であれば予算費目を整理した追加資料を求める場合があります。

問10 公社は本推進費の対象事業主体に含まれますか。

(回答)

公社が対象事業主体となる前提としては、当該公社が対象となり得る補助事業の規定によることから、具体は補助事業の事業所管部局に事前にご確認ください。

問11 地方公共団体が単独で実施する事業(国費補助を受けない事業)への配分は可能ですか。

(回答)

本推進費は、各省庁が所掌する各事業(直轄事業または補助事業)に配分する予算のため、地方公共団体が国からの補助等を受けずに、独自の経費で任意に実施する事業(いわゆる単独事業)への配分は出来ません。

問12 老朽化対策は対象となりますか。

(回答)

本推進費は、当初予算配分以降に生じた理由により、早期に事業を実施する必要があるものとして、再度災害防止や安全な避難経路確保等を含む防災・減災対策を強化することを目的とする予算のため、計画的に推進すべき老朽化対策は対象になりません。

2. 防災・減災対策等強化事業推進費における各種対策の共通事項について

問 13 要求にあたり事業効果を定量的に算定することは必要ですか。

(回答)

防災・減災対策等強化事業推進費の要求に当たっては、定量的な事業効果の算定は必要ありません。

ただし、各対策を実施することによる効果について、要求書(様式-災2、公2、防2)に、整理して記載する必要があります。(本手引き P4-3、P4-13、P4-21 参照)

問 14 災害や交通事故が発生していない地域での事業について要求は可能ですか。

(回答)

(1) 「災害対策事業」の場合

自然災害が発生していない地域であっても、他地域における自然災害の発生を契機に緊急点検を行った結果、早急に対策を講じなければ人的被害や通行規制など社会的に多大な影響を与えるおそれが高い場合にその対策を実施する事業について要求することは可能です。

(2) 「公共交通安全対策事業」の場合

重大な交通事故が発生していない地域であっても、他地域における想定外の事故の発生を契機に緊急点検を行った結果、早急に対策を講じなければ人的被害や通行規制など社会的に多大な影響を与えるおそれが高い場合にその対策を実施する事業について要求することは可能です。

(3) 「事前防災対策事業」の場合

災害が発生していない地域であっても、防災・減災対策の強化が図られる事業について要求可能です。以下の対策を想定しています。

- 1) 突発事象型 突発的な事象が発生し、緊急的な対策を必要とする箇所で、住民、利用者の早急な安全・安心の確保に資する対策
- 2) 追加対策型 新たな課題が確認され追加対策を必要とする箇所で、事業を推進し早期に事業効果を発揮するための対策
- 3) 課題解決型 事業推進に向けた地域等の課題が解決した箇所で、事業を推進し早期に事業効果を発揮するための対策

問 15 事前着手(施越工事)の要求は可能ですか。

(回答)

防災・減災対策等強化事業推進費は、財務省との実施計画協議を実施し、承認を受けて予算の配分が決まる仕組みです(問 40 参照)。配分前に事前着手(施越工事)した工事は防災・減災対策等強化事業推進費の対象となりません。

問 16 事業量や事業費の採択基準(上限・下限)はありますか。

(回答)

事業量や事業費の採択基準(上限・下限)はありません。

ただし、事業規模を踏まえて、国として推進費を充当して支援する必要性や妥当性等を確認させていただきます。

問 17 複数年に及ぶ事業への配分は可能ですか。

(回答)

(1)「災害対策事業」の場合

年度内に対策の効果を発揮することを基本としているため、複数年に及ぶ事業への配分は、原則対象外です。

ただし、「災害対策事業」の場合、河川激甚災害対策特別緊急事業など複数年で集中的・緊急的に実施する事業については、計画初年度分の対策への配分を可能としています。

※河川激甚災害対策特別緊急事業以外で、配分が可能と想定している複数年で集中的・緊急的に実施する事業(例)は以下のとおり。

- ・河川災害復旧等関連緊急事業(概ね4か年)
- ・床上浸水対策特別緊急事業(概ね5か年)
- ・砂防激甚災害対策特別緊急事業(概ね3か年)
- ・特定緊急砂防事業(直轄事業:概ね5か年、補助事業:概ね3か年)
- ・地すべり激甚災害対策特別緊急事業(概ね3か年)
- ・特定緊急地すべり対策事業(概ね3か年)

(2)「公共交通安全対策事業」の場合

年度内に対策の効果を発揮することを基本としているため、複数年に及ぶ事業への配分は、原則対象外です。

(3)「事前防災対策事業」の場合

すでに事業中の複数年に及ぶ防災・減災事業であって、追加対策型(新たな課題が確認され追加対策を必要とする箇所)で、予算措置により事業を推進し、早期に事業効果が発揮できる場合や、課題解決型(事業推進に向けた地域等の課題が解決した箇所)で、予算措置により事業を推進し、早期に事業効果が発揮できる場合に配分可能です。

問 18 工事費以外の費目の要求は可能ですか。

(回答)

対象事業のために必要となる費目(測量設計費や用地費及補償費等)は、配分先の対象事業において計上が可能であれば、本工事費とあわせて要求できます。

ただし、対象事業の必要な範囲に限るとともに、工事費以外の費目(測量設計費や用地費及補償費等)のみの要求はできません。

また、工事諸費は配分の対象外です。

問 19 応急復旧・仮復旧の要求は可能ですか。

(回答)

対策を実施するうえで必要な応急復旧・仮復旧(例えば、仮橋や仮設道路等)は、要求可能です。

ただし、応急復旧・仮復旧のみの事業では、防災・減災対策の強化が必ずしも図られるとは言えないことから、要求できません。

問 20 配分回毎の予算枠はありますか。

また、「災害対策事業」、「公共交通安全対策事業」、「事前防災対策事業」の対策事業毎の予算枠はありますか。

(回答)

配分回毎、対策事業毎の予算枠はありませんが、年度途中に発生する災害等へ備えるため、応募状況に応じ調整する場合があります。この場合、「災害対策事業」、「公共交通安全対策事業」への配分が優先されます。

問 21 配分後に事業費の不足が判明した場合、追加配分は可能ですか。

(回答)

配分後、新たな課題などにより事業費が不足することになった理由について整理し、変更協議書を提出して頂き、実施計画協議を再度行う必要があります。追加事業費が必要となった場合は、事前にご相談ください。

ただし、推進費の配分が終了している場合は、追加配分できません。

問 22 取扱要領「2. 対象事業」にある「一定の計画等」とは具体的にどのような計画が該当しますか。

(回答)

「事前防災対策事業」は、防災・減災対策の必要性及び根拠となる法定計画を指します。要求にあたっては、計画書の写しを求められる場合があります。

「災害対策事業」及び「公共交通安全対策事業」は、「防災・減災対策等強化事業推進費」の「要求書」をもって計画とします。

3. 災害対策事業について

問 23 災害対策事業の対象となる災害とその規模はどの程度ですか。

(回答)

災害対策事業の対象となる災害は、取扱要領の解説※5に規定されているとおりです。(本手引き P3-2 参照)

対象となる災害の規模は、被害の程度が比較的軽微と認められないことを示す必要があります。この場合、緊急の対策が必要であること、再度災害等が発生した場合に人的被害や通行規制など社会的に多大な影響を与えることなどを、整理する必要があります。

問 24 災害対策事業では、公共土木施設が被害を受けていない場合の申請は可能ですか。

(回答)

防災・減災対策等強化事業推進費は、自然災害が発生(浸水、落石、越波等)した地域において、対象施設自体に被害はなくても対策を行うことが可能です。

例えば、河川堤防からの越水により家屋浸水等の被害が発生した地域では、公共土木施設(堤防や護岸等)に損壊等の被害がない場合でも、同規模の自然現象による再度災害を防止するために、河道掘削や堤防嵩上げ等の対策を行うことが可能です。

問 25 災害対策事業での対策は、原形復旧のみですか。

(回答)

災害対策事業は、被災の原因に対して再度災害防止を図るために対策を実施するものであり、原形復旧のみではありません。

問 26 前年度に発生した災害の対策は対象となりますか。

(回答)

原則として当該年度に発生した自然災害の対策が対象となりますが、前年度に発生した自然災害も対象となる場合があります。

ただし、この場合は、「対策の緊急性があるにも関わらず、何故、発生年度内に対策を実施できなかったのか。」や、「年度を跨いだ場合、何故、次年度当初予算で対応できなかったのか。」等を整理する必要があります。

問 27 災害復旧事業との違いは何ですか。

(回答)

「防災・減災対策等強化事業推進費の災害対策事業」と「災害復旧事業」には主に以下の違いがあります。(問 28【参考2】参照)

(1) 趣旨

【防災・減災対策等強化事業推進費の災害対策事業】

再度災害を防止するために公共土木施設の防災機能を強化・向上。

【災害復旧事業】

災害の速やかな復旧を図り、公共の福祉を確保する。

(被災前の機能を回復するための原形復旧が原則。)

(2) 制度

【防災・減災対策等強化事業推進費の災害対策事業】

- ・再度災害を防止するために実施する各配分事業により対策を実施。
- ・施行期間は原則、災害発生年度内。
- ・各事業所間部局への予算配分後に、工事を実施。

【災害復旧事業】

- ・「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」に基づき、災害復旧事業により対策を実施。
- ・施行期間は災害発生年を含め3か年度以内。(※直轄河川等は2か年度以内)
- ・災害復旧工事は、国の災害査定を待たず、発災直後から実施可能。

(3) 要件

【防災・減災対策等強化事業推進費の災害対策事業】

- ① 異常な自然現象により生じた災害。 ※河川水位に関する要件なし
- ② 公共土木施設に被害が無い場合でも、災害を受けた地域を広く対象。
- ③ 限度額なし(ただし、維持管理の範疇は除く)。
- ④ 負担率・補助率は配分先の対象事業の規定に従う。

【災害復旧事業】

- イ) 異常な自然現象により生じた災害。
 - ロ) 公共土木施設に被害がある場合が対象。
 - ハ) 限度額あり(都道府県・指定市 120 万円以上、市町村 60 万円以上、直轄河川等は 500 万円以上)。
- 二) 負担率・補助率は「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」に基づく。

問 28 改良復旧事業との違いは何ですか。

(回答)

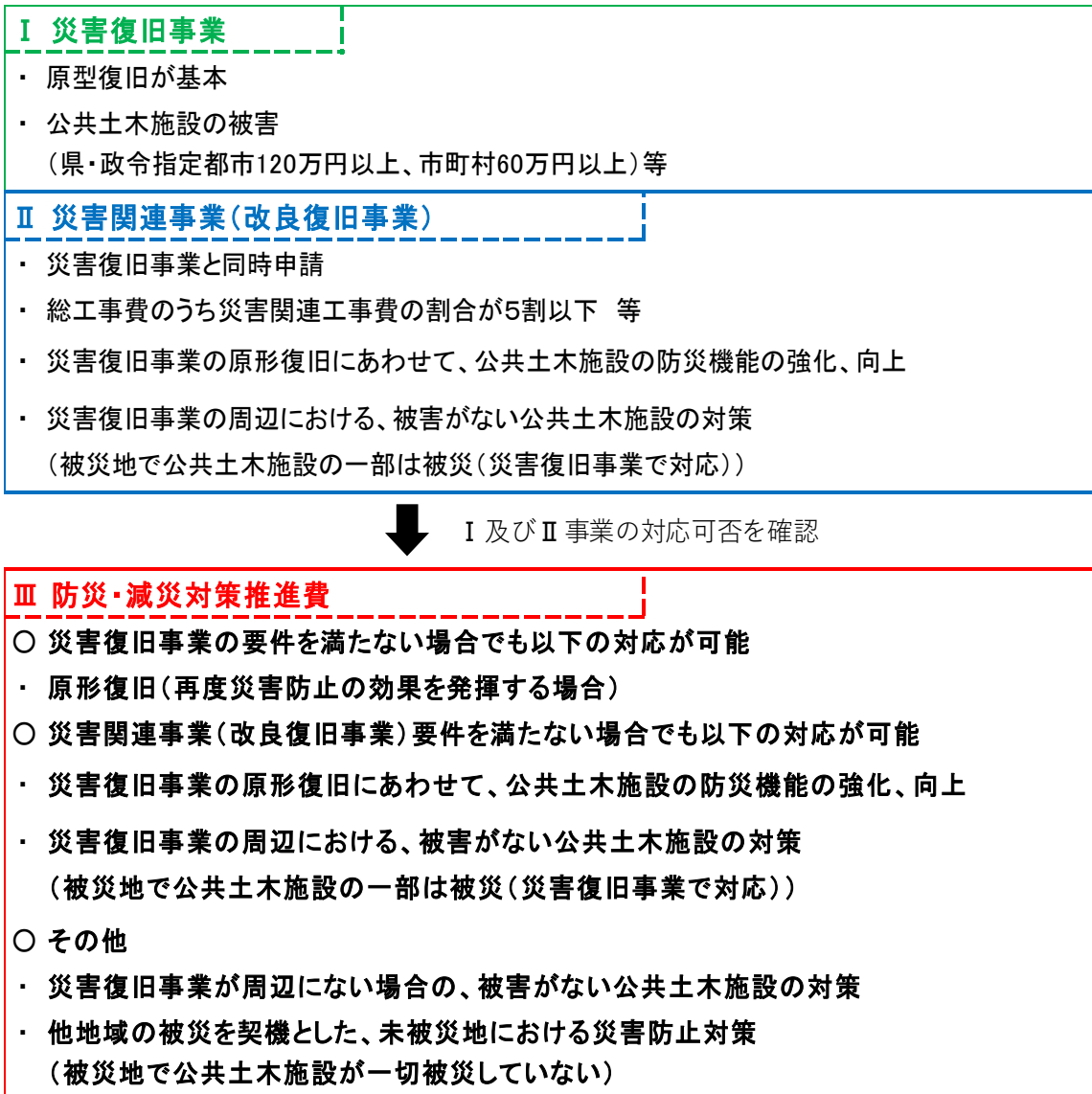
「改良復旧事業」は、災害復旧事業のみでは十分な効果を期待できない場合、原形復旧に加え防災機能の強化・向上を図ることが可能な事業です。

改良復旧事業の採択に当たっては、災害復旧事業との同時申請が必要であることのほか、工事費の下限や総工事費(災害復旧+改良復旧)のうち改良復旧分の割合(5割以下)などについて一定の基準があります。

これに対し「防災・減災対策等強化事業推進費の災害対策事業」は、必ずしも災害復旧事業の実施が必要ではなく、工事費の下限などの要件はありません。

なお、改良復旧事業に防災・減災対策等強化事業推進費を配分することはできません。

【参考1】概念図



【参考2】

事業名	防災・減災対策等強化 事業推進費（災害対策事業）	災害復旧事業	災害関連事業 （改良復旧事業）
根拠 法令 ・ 規定	防災・減災対策等強化事業 推進費取扱要領 （令和2年3月27日国広 調第17号）	公共土木施設災害復旧事業 費国庫負担法（昭和26年3 月31日法律第97号）	公共土木施設災害復旧事業查 定方針（昭和32年7月15日 建河発第351号）の第19条〔災 害関連事業〕
		その他（参考）： 農林水産業施設災害復旧事業費国 庫補助の暫定措置に関する法律（昭 和25年5月10日法律第169号）等 がある。	その他（参考）： 公共土木施設災害復旧事業査定方針 （昭和32年7月15日建河発第351 号）の第18条〔災害復旧助成事業〕、 河川等災害関連特別対策事業実施要 領（昭和59年4月12日建設省河防発 第50号）〔河川等災害関連特別対策 事業〕、特定小川災害関連環境再生事 業実施要領（平成2年6月7日建設省 河防発第71号）〔特定小川災害関連 環境再生事業〕等がある。
目的 ・ 内容	<ul style="list-style-type: none"> ●大規模自然災害時にお ける被害拡大及び二次災 害の防止 ●負担法・暫定法の対象に 位置付けのない公共土木 施設等の機能回復 ●緊急点検結果を踏まえ た災害の未然防止 等 	<ul style="list-style-type: none"> ●被災箇所を早期に、被災前 の原形に復旧すること （原則、機能の付与・強化は できない） 	<ul style="list-style-type: none"> ●災害復旧事業による原形復 旧のみでは再度被災するお それがある場合に、被災箇所あ るいは未災箇所を含む一連の 施設について、施設機能の強 化等を図ること（原形復旧工 事と密接に関連する改良工 事）
対象	施設に被害がある、又は施 設に被害がないが、浸水、 落石、越波等の災害を受け た地域に被害がある場合	施設に被害がある場合	一連の効果を発揮するため、 局部的に又は一定計画のもと に災害復旧事業費に改良費を 加えて実施するもの
採択 要件	<p>【下限値】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なし <p>【災害要件】</p> <p>次の要件のいずれかを満 たすもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ●降雨 <ul style="list-style-type: none"> ・80mm以上（24時間） ・20mm以上（1時間） ●強風 <ul style="list-style-type: none"> ・最大風速15m/秒以上 ●豪雪、高潮、地震、津波、 噴火、地すべり、山崩れ、 崖崩れ、その他の異常な自 然現象により発生した災 害の場合、被害の程度が比 較的軽微と認められない 災害 	<p>【下限値】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県、指定市：120万 円以上 ・市町村：60万円以上 ・直轄河川等は500万円以上 <p>【災害要件】</p> <p>異常な天然現象により生じ た災害</p> <ul style="list-style-type: none"> ●河川災害（原則） <ul style="list-style-type: none"> ・警戒水位以上の水位 ・河岸高の5割程度以上の 水位（警戒水位の定めのない 場合） ・比較的長期間にわたる融 雪出水等 【河川以外の施設災害】 ●降雨 <ul style="list-style-type: none"> ・80mm以上（24時間） ・20mm以上（1時間） ●強風 <ul style="list-style-type: none"> ・最大風速15m/秒以上 等 	<p>【下限値】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県、指定市：2,400万 円以上 ・市町村：1,800万円以上 ・直轄河川は5,000万円以上 <p>【災害要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●災害復旧事業と同時申請が 必要 ●総工事費のうち災害関連工 事費の占める割合が原則5割 以下 ●災害復旧事業として採択し た箇所を含む一連区間 ●原則として他の改良計画が ないもの ●災害関連事業費によって得 られる効果が大きい
期間	当該年度内（明許繰越可）	3か年度以内（直轄河川等は 2か年度以内）	3か年度以内（直轄河川は採 択年度内）
負担率・ 補助率	配分先の対象事業の規定に従う	内地 2/3以上 その他 4/5以上	内地 1/2
地方債起 債充当率	配分先の対象事業の規定に従う	現年災 100% 過年災 90%	現年災 90% 過年災 90%

問 29 災害復旧事業にあわせて公共土木施設の防災機能の強化・向上を行う対策はどのように要求するのでしょうか。

(回答)

災害復旧事業にあわせて公共土木施設の防災機能の強化・向上を行う対策を要求する際は、災害復旧事業とは別に、防災・減災対策等強化事業推進費の採択要件を満たした事業にて要求していただく必要があります。なお、要求にあたっては災害査定時に提出する「被災前状況を説明する資料」の写しの他、関連資料として、災害復旧事業箇所の災害復旧事業費申請書並びに平面図及び構造図を添付していただく必要があります。また、防災・減災対策等強化事業推進費要求箇所が、①災害関連事業等で実施出来ない理由、②災害復旧事業箇所と対策内容が異なる場合はその理由の整理をしていただく必要があります。

問 30 災害発生後に発生箇所の周辺を点検した結果、対策が必要と判断される箇所が確認された場合、災害発生箇所と併せて申請可能でしょうか。

(回答)

災害発生箇所の対策だけでは、効果が適切に発現しないと判断される場合、併せて申請することが可能な場合があります。

例えば、道路法面において崖崩れが発生し、周辺点検の結果、近隣の同一路線で崖崩れの予兆が確認され、早急に対策を講じる必要があると判断される場合。

4. 公共交通安全対策事業について

問 31 公共交通安全対策事業では、公共交通機関以外の事故対策は可能ですか。

(回答)

公共交通安全対策事業の対象となる事故は、交通インフラ(陸上交通、海上交通、航空交通)を支える社会基盤における社会的に影響の大きい事故であり、バス、鉄道、船舶、旅客機などの公共交通機関による事故のみではなく、自家用車やトラックなどによる事故も対象です。

問 32 公共交通安全対策事業では、どのような対策ができるのでしょうか。

(回答)

公共交通安全対策事業として、従前の推進費(災害対策等緊急事業推進費)を含め、実施した対策には以下の例があります。

【陸上交通】

交差点改良(縁石工、防護柵工、区画線工等)、視線誘導標、道路情報提供装置

【海上交通】

監視システム(レーダー、情報管理装置等)、沿岸域情報提供システム、通信機器の高度化整備

【航空交通】

鋼管製車止め、侵入防護柵、コンクリート壁、ガードレール

問 33 前年度に発生した事故の対策は対象となりますか。

(回答)

原則として当該年度に発生した重大な交通事故の対策が対象となりますが、前年度に発生した重大な交通事故の対策も対象となる場合があります。

ただし、この場合は、「対策の緊急性があるにも関わらず、何故、発生年度内に対策を実施できなかったのか。」や、「年度を跨いだ場合、何故、次年度当初予算で対応できなかったのか。」等を整理する必要があります。

問 34 重大な事故を契機として道路の緊急点検を行ったのですが、事故発生箇所以外における再発防止対策の要求は可能ですか。

(回答)

重大な事故を契機として、「道路」の緊急点検を実施した場合においては、警察、道路管理者等の行政機関及び周辺住民を含む関係者によりハード対策・ソフト対策を総合的に検討した結果、ソフト対策の強化と合わせて緊急的に再発防止対策を実施する必要がある箇所は要求可能です。

ただし、「何故、緊急点検を行った全箇所の中から、緊急的に対策を実施する箇所として抽出したのか。」について、客観的に整理する必要があります。

5. 事前防災対策事業について

問 35 「事前防災対策事業」として予算の配分が可能なのはどのような対策ですか。

(回答)

大きく次の三つの対策を想定しています。

ただし、(3)の対策は「交付金事業」は配分の対象外です。

(1) 突発事象型 突発的な事象が発生し、緊急的な対策を必要とする箇所で、住民、利用者の早急な安全・安心の確保に資する対策

(例)

○緊急輸送道路において、橋梁の詳細調査を実施した結果、ケーブル腐食が確認され、落橋の恐れが判明したことから、推進費を充当してケーブル補強対策を実施することにより、早急な安全・安心の確保が可能。

(2) 追加対策型 新たな課題が確認され追加対策を必要とする箇所で、事業を推進し早期に事業効果を発揮するための対策

(例)

○事業実施中に想定外の箇所で玉石が確認され、工法の変更が必要となったことから、追加対策として推進費を充当し、玉石に対応した施工を実施することにより、計画していた道路擁壁の整備が可能。

○道路法面にアンカー工を実施中、施工範囲外に崩落性の高い地質が確認されたことから、追加対策として推進費を充当し、当初施工範囲外のアンカー工を含めて実施することにより、一体的に工事を完了させ、事業効果を発揮することが可能。

(3) 課題解決型 事業推進に向けた地域等の課題が解決した箇所で、事業を推進し早期に事業効果を発揮するための対策

(例)

○予算要求の段階では用地取得の見込みが立たず、予算措置を見合わせていたが、その後、協議を重ね、用地取得の見込みが立ったことから、推進費充当で河川の築堤工事を実施。

○建設発生土の受入れ先の企業と調整が整わず、予算措置を見合わせていたが、当該年度に再度協力の依頼をした結果、受入れの了解を得られたことから、推進費充当で耐震強化等の事業推進を図る。

○施行中、想定される騒音について周辺住民の承諾が得られず、当該区間の予算措置を見合わせていたが、騒音対策を再検討し、承諾を得られたことから、推進費充当で耐震対策を実施。

問 36 「災害対策事業」と「事前防災対策事業」突発事象型の違いは何ですか。

(回答)

取扱要領の解説※5(本手引き P3-2)より、災害対策事業の対象要件は「被害の程度が比較的軽微と認められない災害」とあるため、「被害の程度が比較的軽微※かどうか」が災害対策事業と事前防災対策事業の突発事象型との違いです。なお、突発事象型は、突発事象が発生し、大規模災害の恐れがある箇所を緊急的に対策するものです。

※事象への対応が維持管理の範疇(シート養生や巡視・点検の経過観察のみ等)であること。

問 37 社会資本整備重点計画の重点目標に係る指標の向上にあてはまらない事業でも推進費の要求は可能ですか。

(回答)

国土交通省所管以外の事業で、防災・減災対策の推進に著しく高い効果を発揮することが見込まれる事業であれば要求可能です。

この防災・減災対策とは、社会資本整備重点計画の重点目標1の目指すべき姿のとおり「激甚化・頻発化する、または切迫する風水害・土砂災害・地震・津波・噴火・豪雪等の自然災害に対し、強くてしなやかになるようにする対策がなされ、国民が安心して生活を送ることができる社会をつくる」ための対策です。

また、地方公共団体等が作成する防災・減災に関する計画に、具体的に位置付けられた事業で緊急性の高いもの※に限っては、国土交通省所管事業でも認められます。

※避難行動に直接関係する補助事業(避難道路等)など、国民の命と暮らしを守るために必要なものを想定。

問 38 防災・減災対策の推進に著しく高い効果を発揮することが見込まれる事業とは、どのような事業のことを指すのでしょうか。

(回答)

事業を実施することにより、防災・減災の機能が現状よりも強化され、地域の安全・安心の確保を推進する効果が大きい事業が該当します。

ただし、本推進費の配分により事業計画の一部が早期に完成する場合においても、早期に防災・減災効果が発揮することが認められない場合は、配分の対象となりません。

6. 防災・減災対策等強化事業推進費の事務手続き等について

問 39 地方公共団体からの防災・減災対策等強化事業推進費の要求(要求書の提出)は、国土交通省国土政策局に対して行えば良いですか。

(回答)

防災・減災対策等強化事業推進費の案件募集は、国土交通省国土政策局から各省庁の事業所管部局に依頼されます。

事業所管部局は、担当する各事業(直轄事業及び補助事業)について要求書を取りまとめて、窓口を経由し、国土交通省国土政策局に提出します。(問 42 参照)

地方公共団体においては(市町村の場合は都道府県を通じて)、各事業所管部局に対して要求書を提出することとなります(問 42 参照)。なお、申請に際しては、事前に事業所管部局に確認した上で要求書を作成ください。

問 40 要求から配分までの流れはどのようなものですか。

(回答)

防災・減災対策等強化事業推進費を要求する事業主体は、要求書を作成し、事業を所管する各省庁の事業所管部局に提出します。その後、事業所管部局は、要求書を国土交通省国土政策局へ提出します。(問 42 参照)

国土交通省国土政策局と事業所管部局は、提出された要求書に関する調整を図ったうえで、財務省と実施計画協議を行います。

その後、財務省の承認を経て、国土交通省国土政策局から事業所管部局へ防災・減災対策等強化事業推進費の配分の決定通知を発出し、事業所管部局へ予算が配分(移替え等)されます。

通常、要求書に関する調整、財務省協議、移替え等の事務手続きに各々2週間程度が必要となります。

問 41 取扱要領の解説※15「被災前の維持管理状況を国土交通省に説明する」とは、具体的にどのようなことを行うのですか。

(回答)

維持管理や定期点検が適切に行われていたこと、対策の規模が維持管理の範疇ではないことを説明するために、「防災・減災対策等強化事業推進費要求書等作成要領(以下、作成要領)」の「補足資料:被災前の維持管理状況の説明について(本手引き P4-9 参照)」に基づき「被災前状況を説明する資料」を作成し、提出してください。

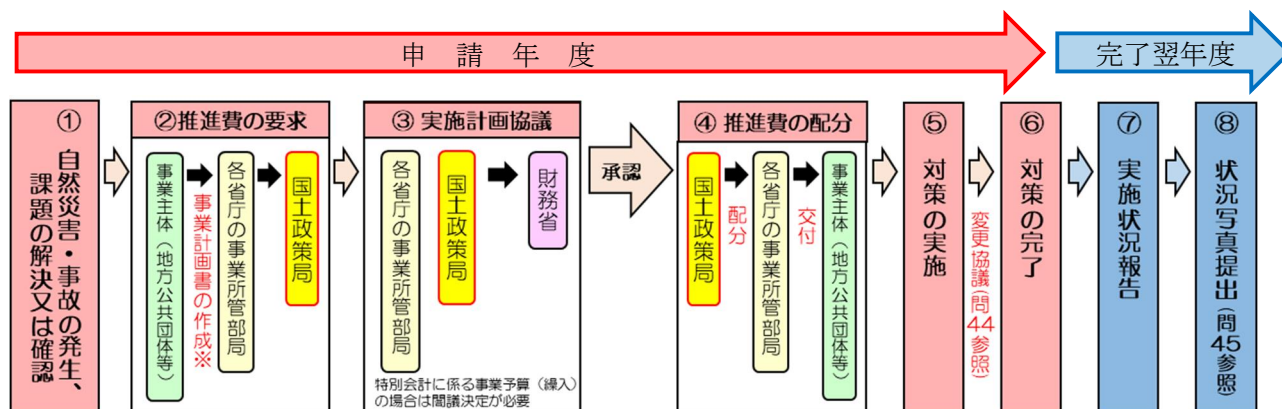
ただし、当該対策の対象となる施設において、「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」又は「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」に基づく災害復旧事業を申請している場合は、災害査定時に提出する「被災前状況を説明する資料」の写しにて代えることができます。

なお、必要に応じて、巡視報告(パトロール日誌)や日常・定期点検等の説明資料を求める場合があります。

問 42 事務手続きの流れはどのようなものですか。

(回答)

事務手続きの流れについては、次のとおりです。



※事前に事業所管部局に確認した上で作成(問39参照)

問 43 要求資料の作成は具体的にどのようなものですか。

(回答)

事業主体は、要求書及び参考資料(「一定の計画」の計画書、災害の原因となった自然現象、被害状況、メカニズム、事業費の積算資料等)を作成し、事業所管部局に提出します。その後、事業所管部局は、要求書を国土交通省国土政策局へ提出します。

要求事業毎で必要となる書類は作成要領(本手引き P4-1)を参照ください。

問 44 取扱要領5.(5)に定める「変更」の取扱いはどのようなものですか。

(回答)

取扱要領5.(5)により、推進費の移替え若しくは繰入れ等が行われた後、当該事業の内容又は事業費を変更しようとするときは、国土交通省国土政策局の了承を得る必要があります。取扱いについては、「防災・減災対策等強化事業推進費に係る変更に関する取扱い(本手引き P6-1 参照)」において定めています。

国土交通省国土政策局が必要と認めた場合は、変更協議書を作成・提出いただき、協議を行います。

次の場合は、変更該当することになります。該当する事象が生じた(予定含む)場合や該当するの判断に迷う場合は、その都度速やかに事前協議をお願いします。

- ・事業費・主要工種・工期などを大幅に変更する場合
- ・施行場所を変更する場合
- ・その他必要と思われるもの

事業費・主要工種の大幅な変更とは、「現場地形・条件などの変更による対策工法の変更等」に伴い、主要工種や事業費が変更になる場合等が該当します。

工期の大幅な変更とは、「本工事費全額を未契約で繰越」に伴い工期が変更される場合が該当します。

施行場所を変更とは、「現場地形・条件などの変更による対策範囲の変更等」に伴い、施行場所が変更になる場合等が該当します。

問 45 取扱要領5. (6)に定める「実施状況報告」の取扱いはどのようなものですか。

(回答)

取扱要領5. (6)により推進費による事業完了後、その実施状況を国土交通省国土政策局への報告する必要があり、取扱いについては、「防災・減災対策等強化事業推進費に係る実施状況報告に関する取扱い(本手引き P6-5 参照)」において定めています。

1つ目として、事業所管部局は、防災・減災対策等強化事業推進費を配分した翌年度の4月末日までに実施状況報告書を作成し、国土交通省国土政策局に提出する必要があります。

なお、繰越しを行った場合は、配分した翌々年度の4月末にも実施状況報告書を提出する必要があります。推進費の執行が完了するまで毎年提出してください。

2つ目として、事業完了翌年度に、対策の実施前と実施後の写真を提出する必要があります。提出頂いた写真については、公表資料として利用する場合があります。なお、写真の提出箇所については、別途指示します。

3つ目として、事業実施状況について確認するために、当該事業の施行箇所や施行内容を確認できる契約書類や完成図書(例えば、契約書、特記仕様書、図面、工事数量総括表)等の他、交付金事業であれば予算費目を整理した追加資料を求める場合があります。なお、資料の追加提出については、別途指示します。

7. その他

問 46 公表された情報は何かありますか。その中に、これまでの実施事例はありますか。また、どこで参照できますか。

(回答)

募集情報及び実施事例等の防災・減災対策等強化事業推進費に関する最新の情報を、国土交通省のウェブサイトで公開しています。

【防災・減災対策等強化事業推進費のウェブサイト】

国土交通省ホーム > 政策・仕事 > 国土政策 > 防災・減災対策等強化事業推進費

【URL】 https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kokudoseisaku_tk9_000021.html

国土交通省

ホーム > 国土交通省について > 報道・広報 > 政策・法令・予算 > 白書・オープンデータ > お問い合わせ・申請

国土政策

国土政策トップ > 国土計画 > 地方振興 > サイトマップ

ホーム > 政策・仕事 > 国土政策 > 防災・減災対策等強化事業推進費

防災・減災対策等強化事業推進費

近年、激甚な災害が発生していることを踏まえ、国民の安全・安心の確保をより一層図るため、防災・減災対策の強化を行う公共事業に対して、緊急的かつ機動的に配分する予算です。本推進費は、災害を受けた地域における「災害対策事業」、公共交通に係る重大な事故が発生した箇所における「公共交通安全対策事業」、早期に事業効果が発揮できる箇所における「事前防災対策事業」に活用することができます。

令和6年度 防災・減災対策等強化事業推進費の募集は終了しました。

○(リーフレット) 防災・減災対策等強化事業推進費の概要(令和6年度7月版) (PDF 3,569KB)

取扱要領・要求書等作成要領・要求書様式

注:「要求書等作成要領」、「変更に関する取扱い」及び「実施状況報告に関する取扱い」を令和6年2月27日付けで更新しています。

○防災・減災対策等強化事業推進費 取扱要領及び解説 (PDF 144KB)

○防災・減災対策等強化事業推進費 要求書等作成要領 (PDF 3,750KB)

- ・要求書様式(災害対策事業)
 - 取扱い及び作成例 (PDF 867KB)
 - 様式-災1(案件報告書) (XLSX 16KB)
 - 様式-災2(総括) (DOCX 20KB)
 - 様式-災3(概要図) (PPTX 34KB)
 - 様式-災4(実施状況表、工程表) (XLSX 43KB)
 - 被災前状況を説明する資料(別紙参考様式) (XLSX 15KB)
 - チェックリスト-災 (XLSX 20KB)
- ・要求書様式(公共交通安全対策事業)
 - 取扱い及び作成例 (PDF 684KB)
 - 様式-公1(案件報告書) (XLSX 14KB)
 - 様式-公2(総括) (DOCX 20KB)
 - 様式-公3(概要図) (PPTX 33KB)
 - 様式-公4(実施状況表、工程表) (XLSX 41KB)
 - チェックリスト-公 (XLSX 18KB)
- ・要求書様式(事前防災対策事業)
 - 取扱い及び作成例 (PDF 709KB)
 - 様式-防1(案件報告書) (XLSX 15KB)
 - 様式-防2(総括) (DOCX 15KB)
 - 様式-防3(概要図) (PPTX 33KB)
 - 様式-防4(実施状況表、工程表) (XLSX 42KB)
 - チェックリスト-防 (XLSX 30KB)

○防災・減災対策等強化事業推進費に係る変更に関する取扱い (PDF 160KB)

- ・変更協議様式
 - (別紙様式-1) 変更協議書 (DOCX 15KB)
 - (別添) 変更協議地区一覧表 (XLSX 22KB)

○防災・減災対策等強化事業推進費に係る実施状況報告に関する取扱い (PDF 198KB)

防災・減災対策等強化事業推進費の手引き

手引きには次の内容が記載されています。
リーフレット、年間配分スケジュール、取扱要領及び解説、要求書等作成要領、要求書事例集及び作成例、変更及び実施状況報告に関する取扱い、FAQ、執行事例、その他参考資料

○防災・減災対策等強化事業推進費の手引き(令和6年度4月版) (PDF 22,564KB)

防災・減災対策等強化事業推進費の配分状況(報道発表資料)

これまでの配分状況(報道発表資料、地区別領票)についてはこちら
○配分状況(報道発表資料、地区別領票)

(前制度) 災害対策等緊急事業推進費

前身の災害対策等緊急事業推進費についてはこちら
○災害対策等緊急事業推進費

基本情報

- 風の概要・総括図 (PDF: 327KB)
- 計画・基本方針一覧
- 報道発表資料
- 所管法令
- 所管審議会等
- 予算(省全体へリンク)
- 事業評価
- アーカイブ(過去の情報)

データ・情報コーナー

- 自治体のみなさま
- 支援メニュー
- 事業者のみなさま

- 迅速情報
- 支援メニュー

関連情報

- リンク

※募集情報

※取扱要領

※作成要領

※事例集、
要求書様式
(対策事業別)

※変更、実施状況の取扱い

※手引き (執行事例を掲載)

※配分状況 (報道発表資料)

※旧推進費
(災害対策等緊急事業推進費のウェブサイト)

問 47 問い合わせ先はどこですか。

(回答)

防災・減災対策等強化事業推進費の制度に関する内容は、国土交通省国土政策局
地方政策課調整室にご相談ください。

〒100-8918

東京都千代田区霞が関2丁目1番2号中央合同庁舎2号館 12 階

TEL:03-5253-8111(代表) (内線:29-923)

03-5253-8360(直通)

FAX:03-5253-1572

対象事業の内容及び申請に際しては、事前に事業所管部局にご相談ください。

※主な事業所管部局は下記のとおりです。

- ・農林水産省(農村振興局、林野庁、水産庁)
- ・経済産業省(経済産業政策局)
- ・環境省(環境再生・資源循環局、自然環境局)
- ・国土交通省(都市局、水管理・国土保全局、道路局、住宅局、
鉄道局、港湾局、航空局、海上保安庁)

8. 防災・減災対策等強化事業推進費 の配分事例

(1) 令和6年度配分箇所一覧表
及び配分箇所図

令和6年度第1回防災・減災対策等強化事業推進費執行地区一覧表

※ 個別の案件の詳細（個票）は、国土交通省のホームページをご覧ください。

(https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kokudoseisaku_tk9_000026.html)

また、各案件をクリックすると詳細（個票）のページが開きます。

【災害対策事業】

[金額単位：千円]

種別	事業名	事業主体名	施行地	実施計画額		
				事業費	国費 (配分額)	
1. 洪水・浸水対策						
河川(直轄)						
(1)	河川維持修繕事業	天竜川水系 天竜川下流	国土交通省	静岡県 浜松市浜名区上島地先	305,000	305,000
(2)	河川維持修繕事業	天竜川水系 三峰川	国土交通省	長野県 伊那市美篤地先	205,000	205,000
(3)	河川維持修繕事業	天竜川水系 天竜川上流	国土交通省	長野県 駒ヶ根市東伊那地先	175,000	175,000
(4)	河川維持修繕事業	天竜川水系 天竜川上流	国土交通省	長野県 駒ヶ根市中沢地先	205,000	205,000
(5)	河川維持修繕事業	木曾川水系 木曾川	国土交通省	岐阜県 加茂郡坂祝町酒倉地先	10,000	10,000
(6)	河川維持修繕事業	木曾川水系 長良川	国土交通省	岐阜県 岐阜市日置江地先	50,000	50,000
(7)	河川維持修繕事業	物部川水系 物部川	国土交通省	高知県 香南市野市町深淵地先	35,000	35,000
計		7件			985,000	985,000
2. 雪崩対策						
道路(直轄)						
(8)	道路維持管理事業	一般国道232号	国土交通省	北海道 留萌市春日町地先	120,000	120,000
(9)	道路維持管理事業	一般国道40号 (北海道縦貫自動車道)	国土交通省	北海道 天塩郡豊富町字修徳地先	300,000	300,000
計		2件			420,000	420,000
3. 崖崩れ・法面崩壊対策						
道路(直轄)						
(10)	道路維持管理事業	一般国道19号	国土交通省	長野県 長野市信州新町水内地先	747,000	747,000
(11)	道路維持管理事業	東九州自動車道	国土交通省	鹿児島県 曾於郡大崎町野方地先	200,000	200,000
道路(補助)						
(12)	道路更新防災等対策事業	主要地方道 園原インター線	長野県	長野県 下伊那郡阿智村智里地先	305,000	152,500
(13)	道路更新防災等対策事業	主要地方道 川根寸又峡線	静岡県	静岡県 榛原郡川根本町下泉地先	300,000	150,000
(14)	道路更新防災等対策事業	主要地方道 飯田富山佐久間線	愛知県	愛知県 北設楽郡豊根村富山地先	35,000	17,500
(15)	道路更新防災等対策事業	市道脇町8号線	美馬市	徳島県 美馬市脇町字西赤谷地先	100,000	50,000
(16)	道路更新防災等対策事業	一般県道 宮ノ上川北線	高知県	高知県 安芸市井ノ口乙地先	13,000	6,500
計		7件			1,700,000	1,323,500
災害対策事業 計		16件			3,105,000	2,728,500

令和6年度 第1回 防災・減災対策等強化事業推進費 執行地区一覧表

【事前防災対策事業】

[金額単位：千円]

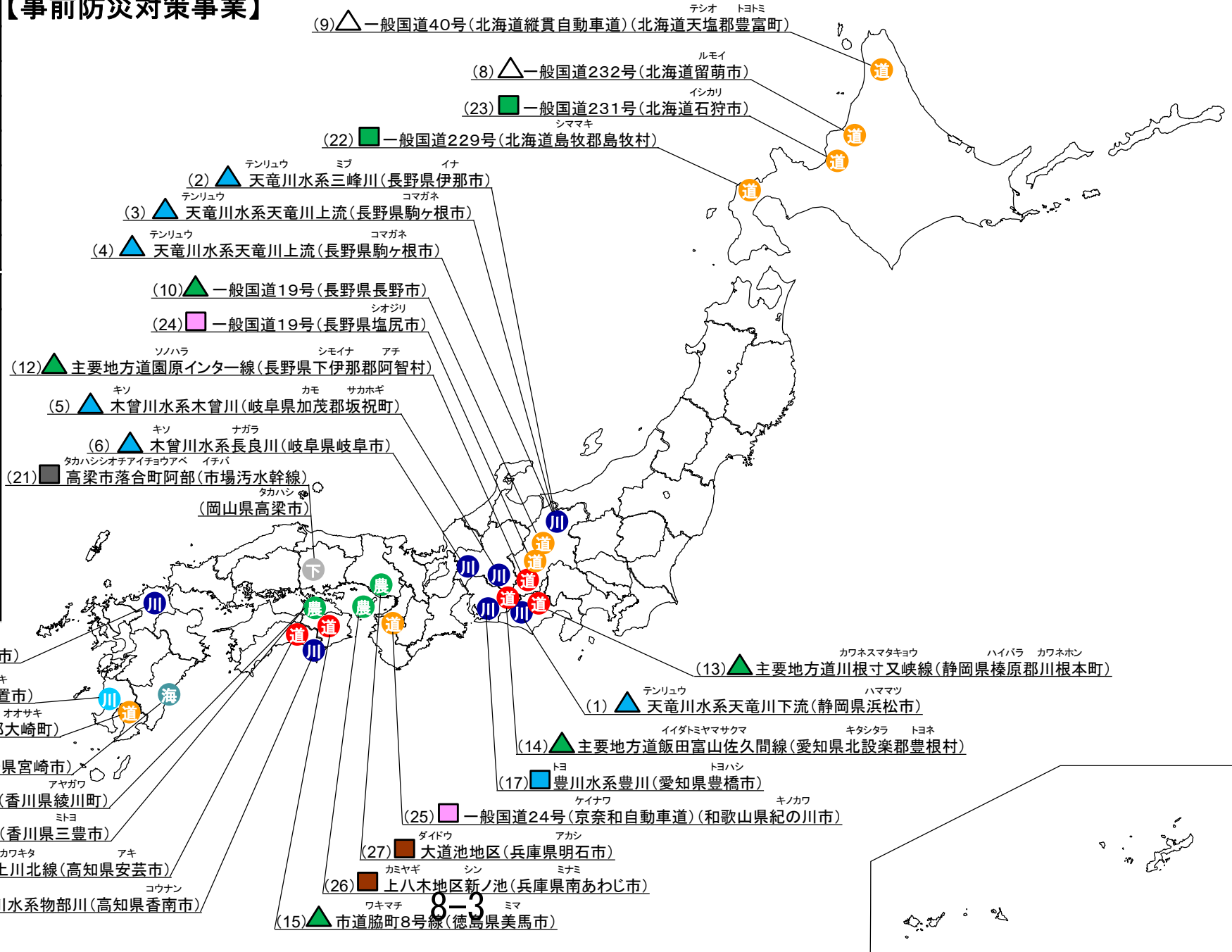
種別	事業名	事業主体名	施行地	実施計画額		
				事業費	国費(配分額)	
1. 洪水・浸水対策						
河川(直轄)						
(17)	河川改修事業	豊川水系豊川	国土交通省	愛知県 豊橋市牛川地先	205,000	205,000
(18)	河川改修事業	遠賀川水系穂波川	国土交通省	福岡県 飯塚市秋松地先	300,000	300,000
河川(補助)						
(19)	大規模特定河川事業	神之川水系神之川	鹿児島県	鹿児島県 日置市伊集院町徳重地先	200,000	100,000
計		3件			705,000	605,000
2. 侵食・高潮対策						
海岸(直轄)						
(20)	海岸保全施設整備事業	宮崎海岸大炊田地区	国土交通省	宮崎県 宮崎市佐土原町下田島地先	135,000	135,000
計		1件			135,000	135,000
3. 下水道施設の耐震対策						
下水道(補助)						
(21)	防災・安全交付金事業	高梁市落合町阿部(市場汚水幹線)	高梁市	岡山県 高梁市落合町阿部地内	221,800	110,900
交付金計画名：高梁市における、安全で快適な魅力ある水環境づくり(防災・安全)						
計		1件			221,800	110,900
4. 崖崩れ・法面崩壊対策						
道路(直轄)						
(22)	道路維持管理事業	一般国道229号	国土交通省	北海道 島牧郡島牧村原歌町地先	310,000	310,000
(23)	道路維持管理事業	一般国道231号	国土交通省	北海道 石狩市浜益区濃屋地先	142,000	142,000
計		2件			452,000	452,000
5. 管理施設の防災対策						
道路(直轄)						
(24)	道路維持管理事業	一般国道19号	国土交通省	長野県 塩尻市宗賀地先	123,000	123,000
(25)	道路維持管理事業	一般国道24号(京奈和自動車道)	国土交通省	和歌山県 紀の川市池田新地先	578,000	578,000
計		2件			701,000	701,000
6. ため池の防災対策						
農業(補助)						
(26)	農村地域防災減災事業	上八木地区新ノ池	兵庫県	兵庫県 南あわじ市八木養宜上地先	50,000	27,500
(27)	農村地域防災減災事業	大道池地区	兵庫県	兵庫県 明石市魚住町金ヶ崎地先	50,000	25,000
(28)	農村地域防災減災事業	綾川東地区東裏池	香川県	香川県 綾川町山田上地先	44,000	24,200
(29)	農村地域防災減災事業	豊中地区菅池	香川県	香川県 三豊市豊中町笠田笠岡地先	30,000	16,500
計		4件			174,000	93,200
事前防災対策事業 計		13件			2,388,800	2,097,100
総計		29件			5,493,800	4,825,600

※地図上の引き出し線は、詳細な施行地を指し示すものではありません。

事業種別	件数
川 河川(直轄)	9
川 河川(補助)	1
海 海岸(直轄)	1
下 下水道(補助)	1
道 道路(直轄)	8
道 道路(補助)	5
農 農業(補助)	4
合計	29

【災害対策事業】
【事前防災対策事業】

対策種別	
▲ 洪水・浸水対策	災害 対策 事業
△ 雪崩対策	
▲ 崖崩れ・法面崩壊対策	
■ 洪水・浸水対策	事前 防災 対策 事業
■ 侵食・高潮対策	
■ 下水道施設の耐震対策	
■ 崖崩れ・法面崩壊対策	
■ 管理施設の防災対策	
■ ため池の防災対策	



令和6年度 第2回 防災・減災対策等強化事業推進費 配分箇所一覧表

※ 個別の案件の詳細（個票）は、国土交通省のホームページをご覧ください。

(https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kokudoseisaku_tk9_000026.html)

また、各案件をクリックすると詳細（個票）のページが開きます。

【災害対策事業】

[金額単位：千円]

種別	事業名	事業主体名	施行地	実施計画額		
				事業費	国費 (配分額)	
1. 洪水・浸水対策						
河川(直轄)						
(1)	河川改修事業	安倍川水系 安倍川	国土交通省	静岡県 静岡市葵区与左衛門新田地先	355,000	355,000
(2)	河川維持修繕事業	北上川水系 赤川	国土交通省	岩手県 八幡平市松尾寄木地先	125,000	125,000
(3)	河川維持修繕事業	肱川水系 矢落川	国土交通省	愛媛県 大洲市新谷地先	80,000	80,000
河川(補助)						
(4)	防災・安全 交付金事業	樫野川水系 樫野川	山口県	山口県 山口市小郡上郷地内	50,000	25,000
交付金計画名：山口県における総合的な水の安全・安心基盤整備の推進 (防災・安全)						
(5)	防災・安全 交付金事業	大浦川水系 大王川	鹿児島県	鹿児島県 南さつま市大浦町地内	120,000	60,000
交付金計画名：鹿児島県全域における総合的な浸水対策と土砂災害対策の推進 (防災・安全)						
計		5件			730,000	645,000
2. 崖崩れ・法面崩壊等対策						
道路(補助)						
(6)	道路更新防災 等対策事業	一般国道261号	島根県	島根県 江津市桜江町谷住郷地先	50,000	25,000
(7)	道路更新防災 等対策事業	市道 新村・三ノ倉線	喜多方市	福島県 喜多方市熱塩加納町 相田字沢田曾根地先	180,000	90,000
(8)	道路更新防災 等対策事業	一般県道 神原西津汲線	岐阜県	岐阜県 揖斐郡揖斐川町 大字小津地先	140,000	70,000
(9)	道路更新防災 等対策事業	主要地方道 新居浜別子山線	愛媛県	愛媛県 新居浜市別子山瀬場地先	131,000	65,500
計		4件			501,000	250,500
災害対策事業 計		9件			1,231,000	895,500

【公共交通安全対策事業】

[金額単位：千円]

種別	事業名	事業主体名	施行地	実施計画額		
				事業費	国費 (配分額)	
1. 交通安全対策						
海上交通(直轄)						
(10)	船舶交通安全 基盤整備事業	苫小牧港	海上保安庁	北海道 苫小牧市港町1丁目	163,900	163,900
計		1件			163,900	163,900
公共交通安全対策事業 計		1件			163,900	163,900

令和6年度 第2回 防災・減災対策等強化事業推進費 配分箇所一覧表

【事前防災対策事業】

[金額単位：千円]

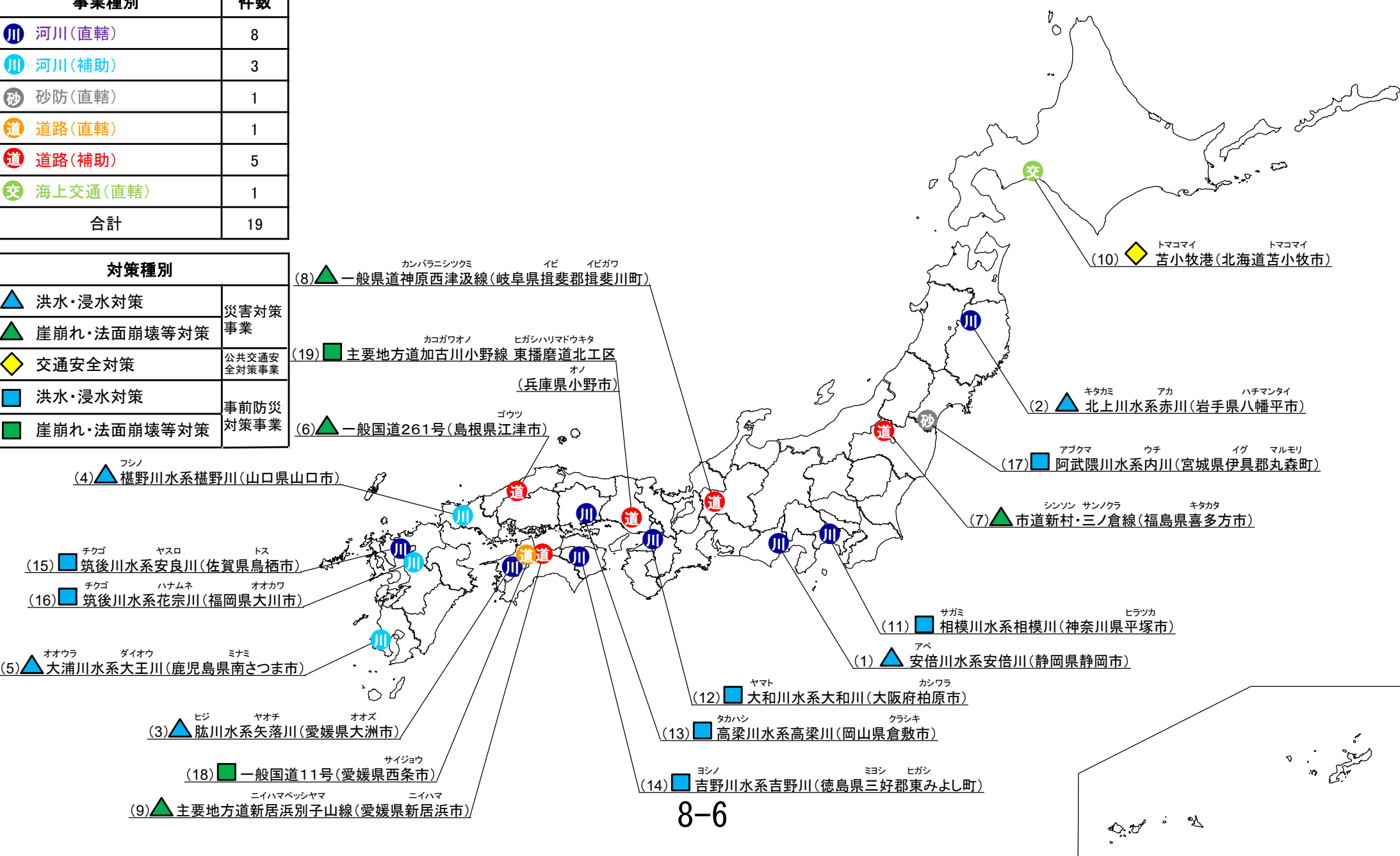
種 別		事業 主体名	施行地	実施計画額		
事業名				事業費	国費 (配分額)	
1. 洪水・浸水対策						
河川(直轄)						
(11)	河川改修事業	相模川水系 相模川	国土交通省	神奈川県 平塚市馬入地先	250,000	250,000
(12)	河川改修事業	大和川水系 大和川	国土交通省	大阪府 柏原市国分市場地先	600,000	600,000
(13)	河川改修事業	高梁川水系 高梁川	国土交通省	岡山県 倉敷市船穂地先	250,000	250,000
(14)	河川改修事業	吉野川水系 吉野川	国土交通省	徳島県 三好郡東みよし町加茂地先	570,000	570,000
(15)	河川改修事業	筑後川水系 安良川	国土交通省	佐賀県 鳥栖市下野町地先	400,000	400,000
河川(補助)						
(16)	大規模特定 河川事業	筑後川水系 花宗川	福岡県	福岡県 大川市酒見地先	200,000	100,000
砂防(直轄)						
(17)	特定緊急砂防 事業	阿武隈川水系 内川 新川遊砂地	国土交通省	宮城県 伊具郡丸森町字飯塚 ～字虚空蔵下～字土ヶ森地内	400,000	400,000
計			7件		2,670,000	2,570,000
2. 崖崩れ・法面崩壊等対策						
道路(直轄)						
(18)	道路維持管理 事業	一般国道11号	国土交通省	愛媛県 西条市丹原町来見地先	180,000	180,000
道路(補助)						
(19)	道路更新防災 等対策事業	主要地方道 加古川小野線 東播磨道北工区	兵庫県	兵庫県 小野市池尻町地先	350,000	175,000
計			2件		530,000	355,000
事前防災対策事業 計			9件		3,200,000	2,925,000
総 計			19件		4,594,900	3,984,400

【災害対策事業】【公共交通安全対策事業】【事前防災対策事業】

※地図上の引き出し線は、詳細な施行地を指し示すものではありません。

事業種別	件数
川 河川(直轄)	8
川 河川(補助)	3
砂 砂防(直轄)	1
道 道路(直轄)	1
道 道路(補助)	5
交 海上交通(直轄)	1
合計	19

対策種別	
▲ 洪水・浸水対策	災害対策事業
▲ 崖崩れ・法面崩壊等対策	
◆ 交通安全対策	公共交通安全対策事業
■ 洪水・浸水対策	事前防災対策事業
■ 崖崩れ・法面崩壊等対策	



令和6年度 第3回 防災・減災対策等強化事業推進費 配分箇所一覧表

※ 個別の案件の詳細（個票）は、国土交通省のホームページをご覧ください。

https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kokudoseisaku_tk9_000026.html

また、各案件をクリックすると詳細（個票）のページが開きます。

【災害対策事業】

[金額単位：千円]

種別	事業名	事業主体名	施行地	実施計画額			
				事業費	国費 (配分額)		
1. 洪水・浸水等対策							
河川(直轄)							
(1)	河川維持修繕事業	雄物川水系 雄物川上流	国土交通省	秋田県	雄勝郡羽後町睦合吉淵下川原地先、湯沢市中川原地先、湯沢市泉沢字屋形川原地先	576,000	576,000
(2)	河川維持修繕事業	雄物川水系 皆瀬川	国土交通省	秋田県	横手市増田町 八木字落合川原地先	213,000	213,000
(3)	河川維持修繕事業	雲出川水系 雲出川	国土交通省	三重県	津市久居小戸木町地先	161,100	161,100
(4)	河川維持修繕事業	川内川水系 隈之城川	国土交通省	鹿児島県	薩摩川内市向田町地先	180,000	180,000
(5)	河川維持修繕事業	菊池川水系 菊池川	国土交通省	熊本県	菊池市七城町高島地先	93,000	93,000
(6)	河川維持修繕事業	松浦川水系 松浦川	国土交通省	佐賀県	唐津市鏡地先	70,000	70,000
(7)	河川維持修繕事業	筑後川水系 佐賀江川	国土交通省	佐賀県	佐賀市蓮池町大字小松地先	110,000	110,000
(8)	河川維持修繕事業	嘉瀬川水系 嘉瀬川	国土交通省	佐賀県	佐賀市久保田町大字新田地先	20,500	20,500
(9)	河川改修事業	子吉川水系 子吉川	国土交通省	秋田県	由利本荘市 二十六木下久保地先	1,000,000	1,000,000
河川(補助)							
(10)	大規模特定河川事業	厚東川水系 中川	山口県	山口県	宇部市厚南中央地内	100,000	50,000
道路(直轄)							
(11)	道路維持管理事業	一般国道21号	国土交通省	岐阜県	可児市今渡字大東地先	560,000	560,000
計			11件			3,083,600	3,033,600
2. 崖崩れ・法面崩壊等対策							
道路(直轄)							
(12)	道路維持管理事業	一般国道42号	国土交通省	三重県	熊野市飛鳥町大又地先	106,000	106,000
道路(補助)							
(13)	道路更新防災等対策事業	一般国道363号	愛知県	愛知県	瀬戸市上品野町地先	17,000	8,500
(14)	道路更新防災等対策事業	一般国道424号	和歌山県	和歌山県	有田郡有田川町 大字修理川地先	77,000	38,500
(15)	道路更新防災等対策事業	一般県道 田峯東大見線	愛知県	愛知県	豊田市御内町下切地先	15,000	7,500
(16)	道路更新防災等対策事業	主要地方道 有田湯浅線	和歌山県	和歌山県	有田市千田地先	20,000	10,000
計			5件			235,000	170,500
災害対策事業 計			16件			3,318,600	3,204,100

令和6年度 第3回 防災・減災対策等強化事業推進費 配分箇所一覧表

【事前防災対策事業】

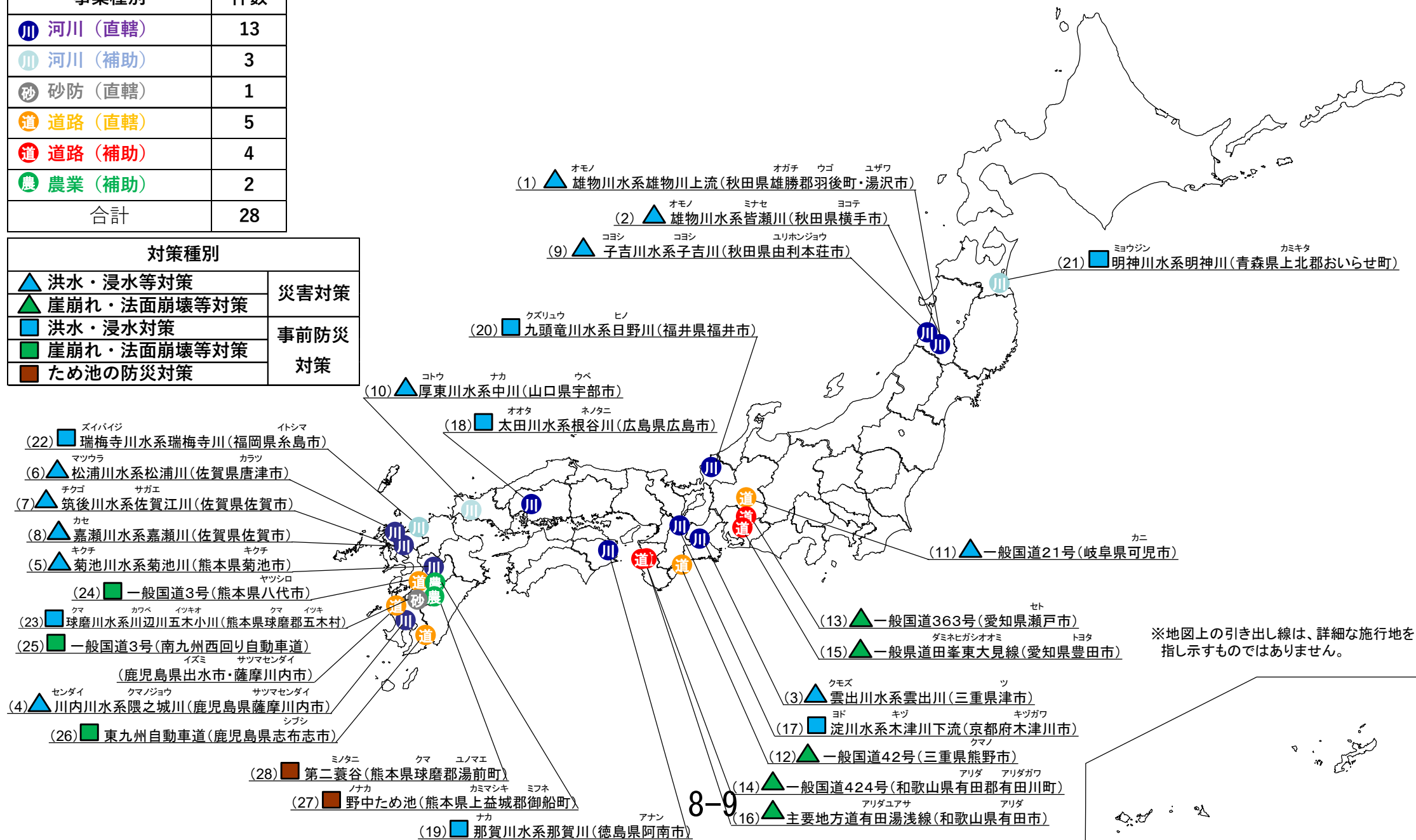
[金額単位：千円]

種 別		事業 主体名	施行地	実施計画額	
事業名				事業費	国費 (配分額)
1. 洪水・浸水対策					
河川(直轄)					
(17)	河川改修事業	淀川水系 木津川下流	国土交通省	京都府 木津川市加茂町北佃地先	400,000 400,000
(18)	河川改修事業	太田川水系 根谷川	国土交通省	広島県 広島市安佐北区可部東地先	150,000 150,000
(19)	河川改修事業	那賀川水系 那賀川	国土交通省	徳島県 阿南市原ヶ崎町 本原ヶ崎地先	400,000 400,000
(20)	河川改修事業	九頭竜川水系 日野川	国土交通省	福井県 福井市大瀬町地先	435,700 435,700
河川(補助)					
(21)	大規模特定 河川事業	明神川水系 明神川	青森県	青森県 上北郡おいらせ町沼端地先	50,000 25,000
(22)	大規模特定 河川事業	瑞梅寺川水系 瑞梅寺川	福岡県	福岡県 糸島市坂持地先	60,000 30,000
砂防(直轄)					
(23)	直轄砂防事業	球磨川水系川辺 川五木小川	国土交通省	熊本県 球磨郡五木村平瀬地先	200,000 200,000
計			7件		1,695,700 1,640,700
2. 崖崩れ・法面崩壊等対策					
道路(直轄)					
(24)	道路維持管理 事業	一般国道3号	国土交通省	熊本県 八代市二見赤松町地先	90,000 90,000
(25)	道路維持管理 事業	一般国道3号 (南九州西回り自 動車道)	国土交通省	鹿児島県 出水市下知識町、 薩摩川内市都町地先	67,000 67,000
(26)	道路維持管理 事業	東九州自動車道	国土交通省	鹿児島県 志布志市志布志町 大字安楽地先	50,000 50,000
計			3件		207,000 207,000
3. ため池の防災対策					
農業(補助)					
(27)	農村地域防災 減災事業	野中ため池	熊本県	熊本県 上益城郡御船町高木地先	14,000 7,700
(28)	農村地域防災 減災事業	第二蓑谷	熊本県	熊本県 球磨郡湯前町上猪地内	30,000 16,500
計			2件		44,000 24,200
事前防災対策事業 計			12件		1,946,700 1,871,900
総 計			28件		5,265,300 5,076,000

【災害対策事業】【事前防災対策事業】

事業種別	件数
河川 (直轄)	13
河川 (補助)	3
砂防 (直轄)	1
道路 (直轄)	5
道路 (補助)	4
農業 (補助)	2
合計	28

対策種別	
▲ 洪水・浸水等対策	災害対策
▲ 崖崩れ・法面崩壊等対策	
■ 洪水・浸水対策	事前防災対策
■ 崖崩れ・法面崩壊等対策	
■ ため池の防災対策	



※地図上の引き出し線は、詳細な施行地を指し示すものではありません。

(2) 対策別代表事例

防災・減災対策等強化事業推進費 対策別代表事例

災害対策事業

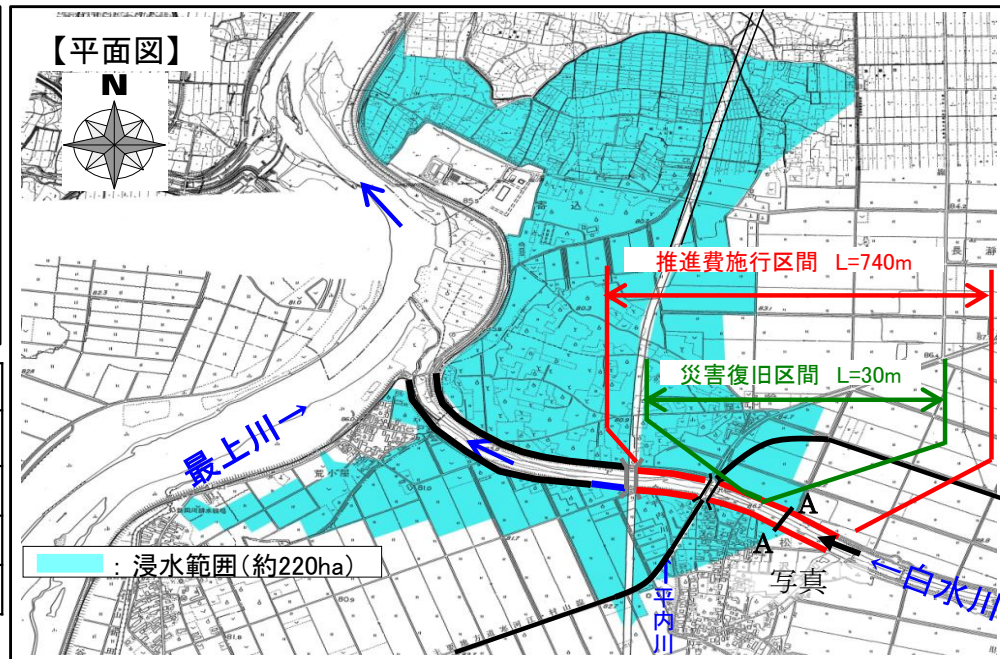
- ① 災害復旧事業にあわせて公共土木施設等の防災機能の強化・向上を行う対策

災害対策事業

災害復旧事業にあわせて公共土木施設等の防災機能の強化・向上を行う対策。

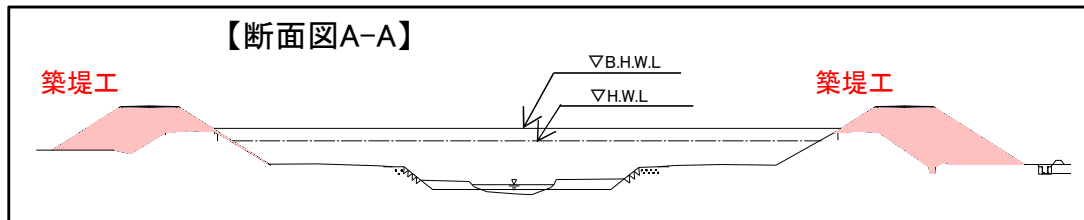
○豪雨により、白水川の越水及び堤防決壊等が発生し、家屋浸水などの被害が発生したため、災害復旧事業にあわせて、推進費により築堤工を実施。

事業名	防災・安全社会資本整備交付金事業(最上川水系白水川)
事業主体	山形県
施行地	山形県東根市長瀬地先
配分額	175 (百万円) (国費)
効果	築堤嵩上げを実施することで、最上川本川からの背水現象及び流下能力向上に対応し、次の出水期までに再度災害防止を図るとともに住民の安全・安心を確保する。



凡 例

赤	推進費施行箇所
青	当年度施行箇所
黒	施行完了箇所
緑	災害復旧事業

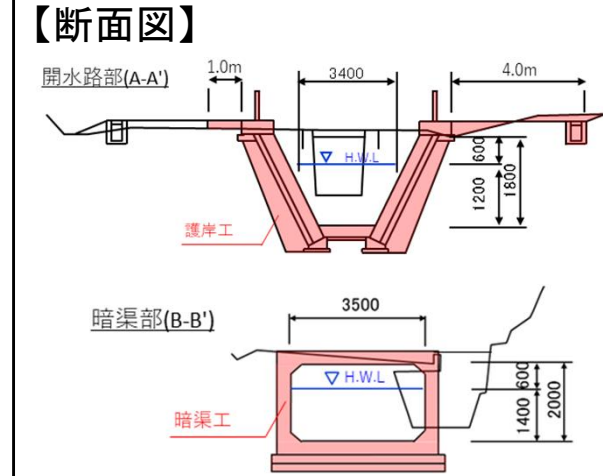
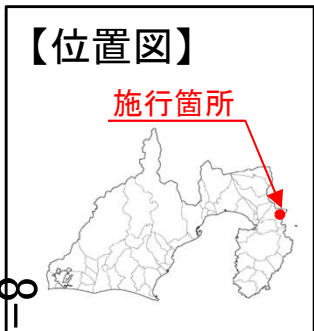
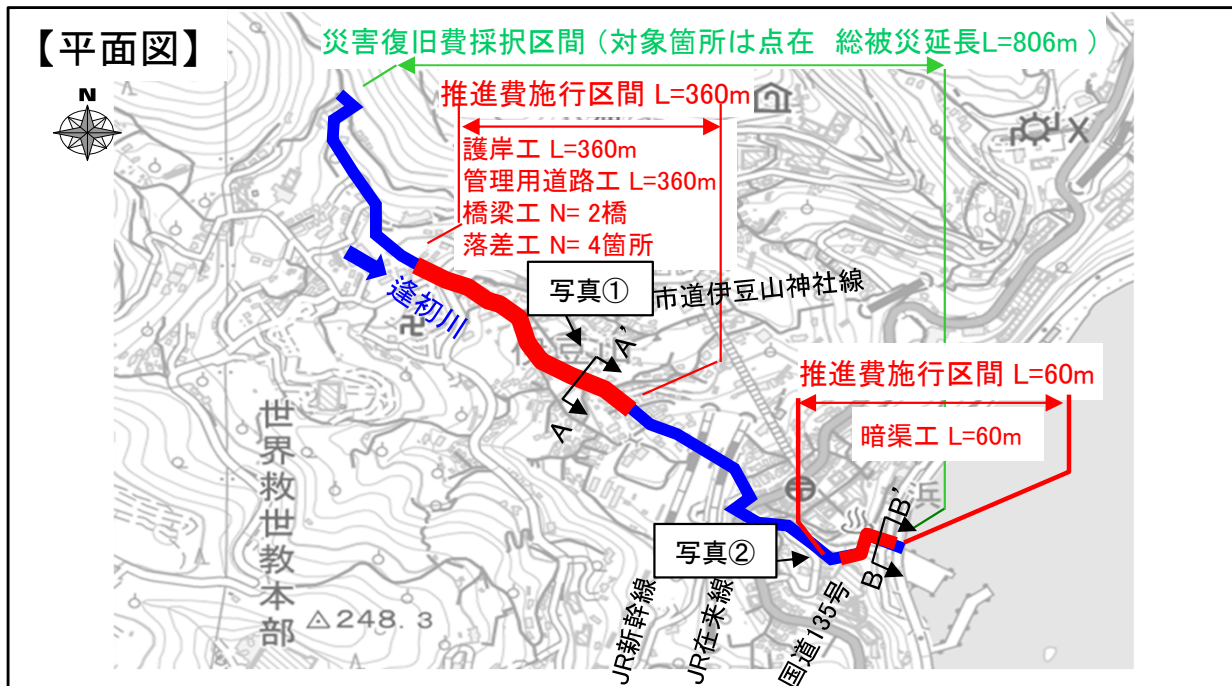


災害対策事業

災害復旧事業にあわせて公共土木施設の防災機能の強化・向上を行う対策。

○豪雨により、逢初川では上流の土砂崩壊と合わせて洪水による溢水が発生し、死者や家屋損壊を伴う被害が発生したため、災害復旧事業にあわせて、推進費により流下能力向上対策(護岸工等)を実施。

事業名	防災・安全交付金事業 (逢初川水系逢初川)
事業主体	静岡県
施行地	静岡県熱海市伊豆山地先
配分額	175 (百万円) (国費)
効果	護岸工等を実施して流下能力を向上させることで、災害復旧事業等とあわせて、同規模洪水に対して再度の浸水被害を防止し、住民の安全・安心を確保する。

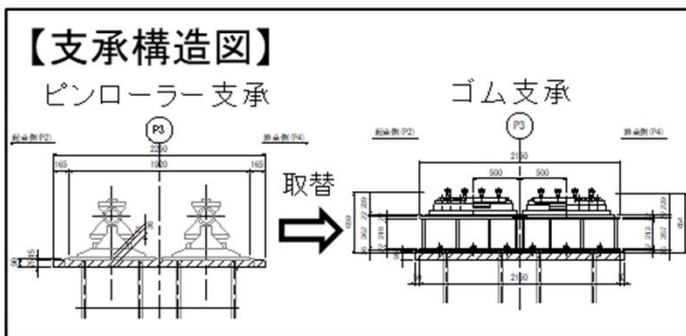
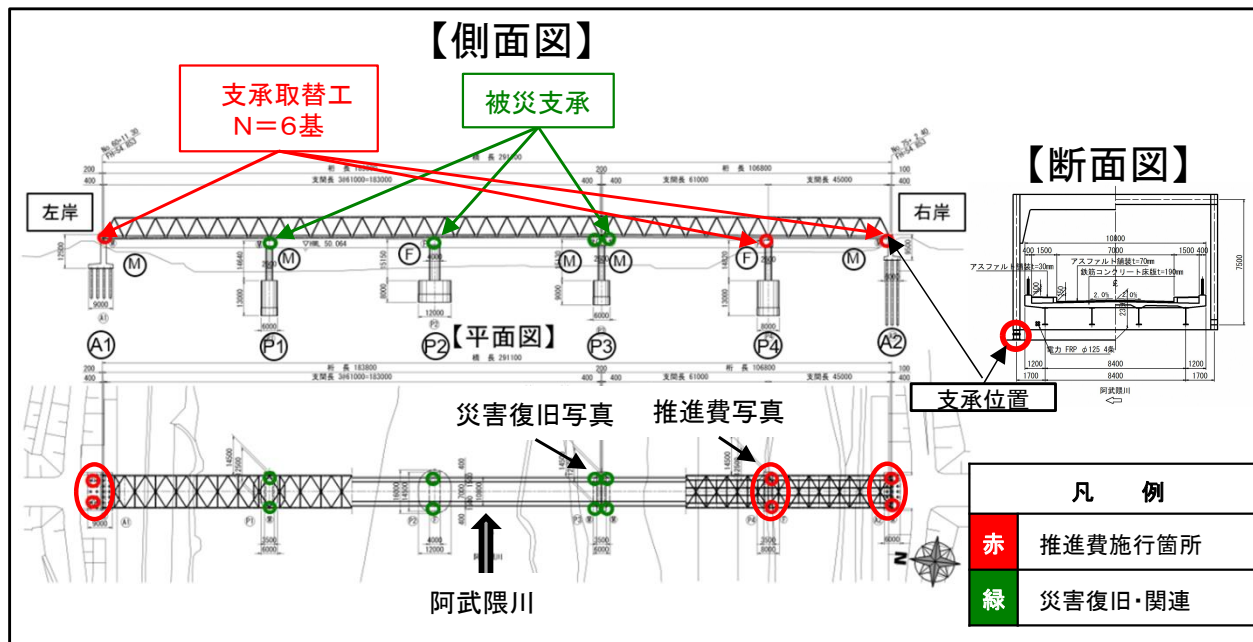


災害対策事業

災害復旧事業にあわせて公共土木施設の防災機能の強化・向上を行う対策。

○地震の被災により、町道107号の昭和大橋で橋梁支承の一部が損傷したため、損傷した支承取替工は災害復旧事業で対応となるが、損傷を免れた支承についても、災害復旧事業(被災の支承取替工)にあわせて、推進費により再度災害防止対策(未被災の支承取替工)を実施。

事業名	道路更新防災等対策事業 (町道107号)
事業主体	桑折町
施行地	福島県伊達郡桑折町大字上郡才勝地内
配分額	62 (百万円) (国費)
効果	支承取替工を実施して、同様の地震が発生した場合に損傷する可能性のある橋梁支承の再度災害防止を図り、通行者の安全・安心を確保する。



P3橋脚 被災支承

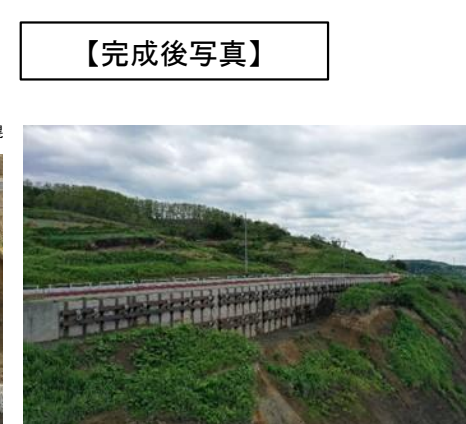
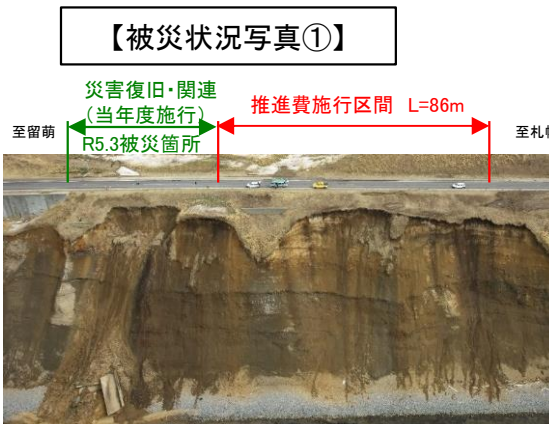
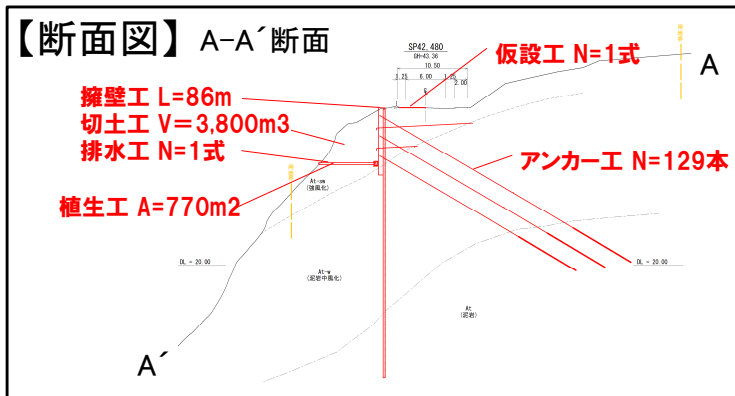
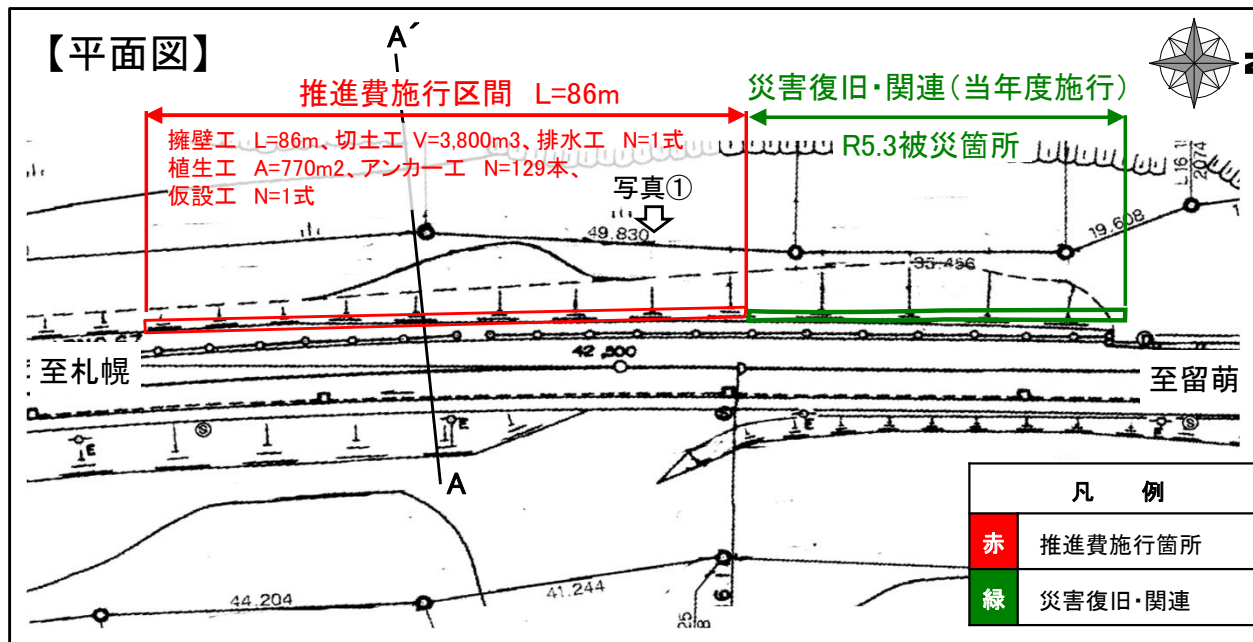
P4橋脚 未被災支承

災害対策事業

災害復旧事業にあわせて公共土木施設の防災機能の強化・向上を行う対策。

○崖崩れにより、一般国道231号で全面通行止めが発生し、被災箇所は災害復旧事業で対応予定であるが、隣接箇所についても被災箇所と類似した地形・地質であることから、災害復旧事業にあわせて、推進費により擁壁工を実施

事業名	道路維持管理事業 (一般国道231号)
事業主体	国土交通省
施行地	北海道石狩市厚田区厚田
配分額	1,340 (百万円) (国費)
効果	災害復旧事業とあわせて、法面対策工事を実施することで、災害時の避難路や生活道路としての機能確保と、通行者等の安全・安心を早期に確保する。



災害対策事業

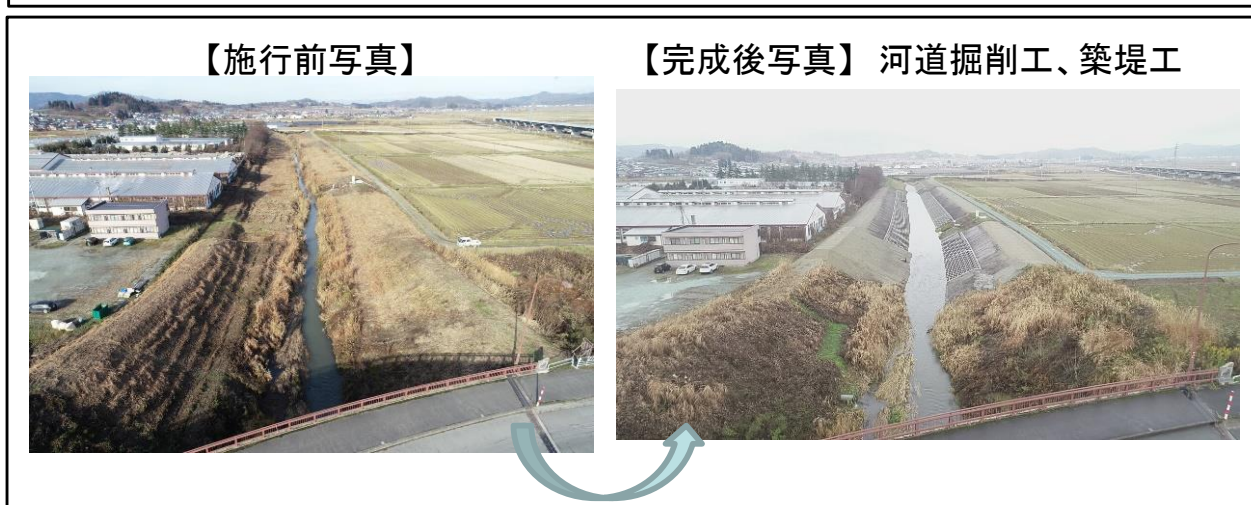
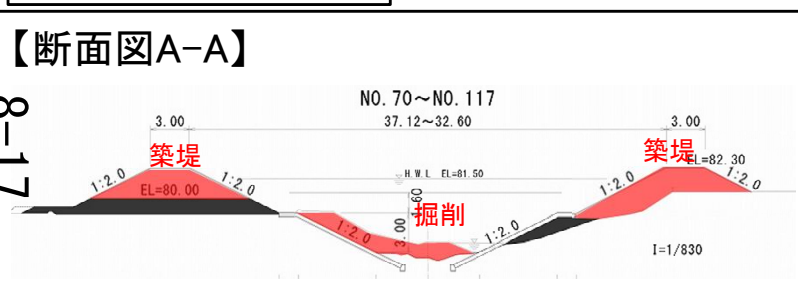
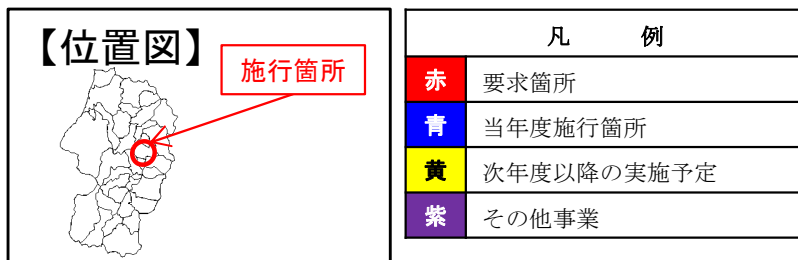
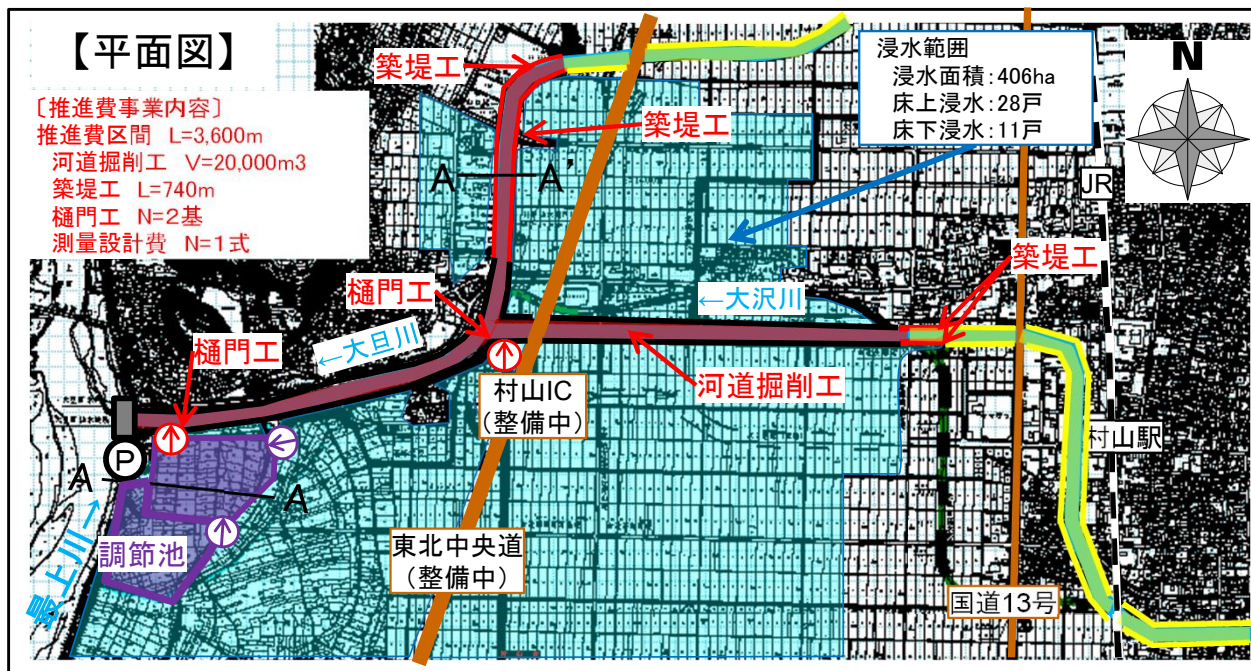
② 地域は被災したものの、公共土木施設に被害・損傷がない場合の対策

災害対策事業

地域は被災したものの、公共土木施設に被害・損傷がない場合の対策。

○豪雨により大旦川の水位が上昇し、家屋浸水などの被害が発生したため、推進費により河道掘削工を実施。

事業名	防災・安全社会資本整備交付金事業(最上川水系大旦川)
事業主体	山形県
施行地	山形県村山市河島地先
配分額	200 (百万円) (国費)
効果	河道掘削工を実施し、流下能力を向上させ、水位の低減を図ること、同規模洪水に対して再度の浸水被害を防止し、住民の安全・安心を確保する。

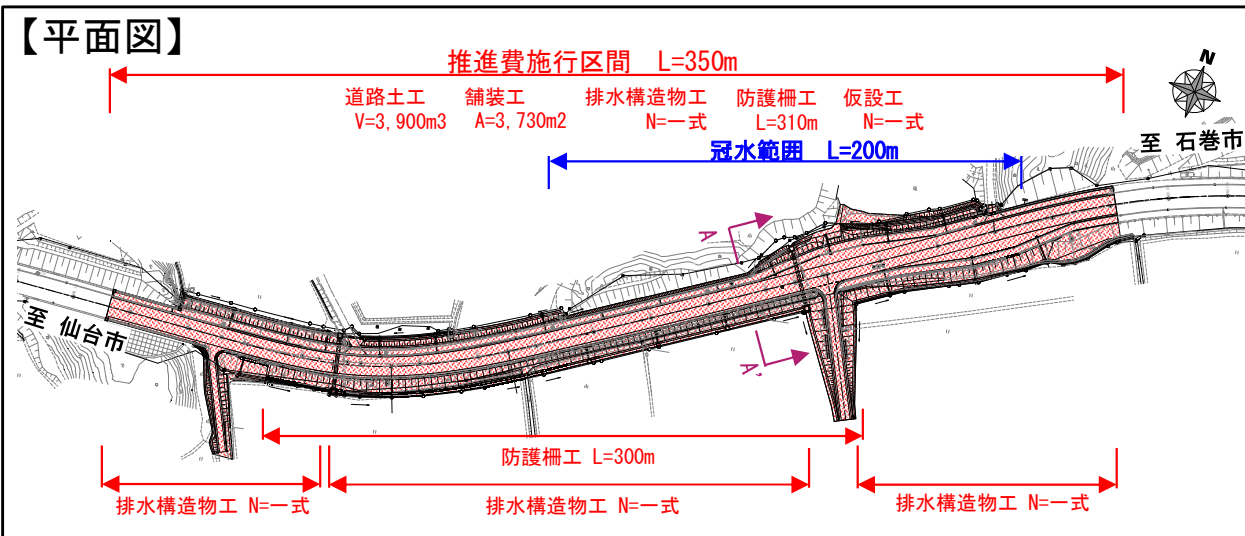
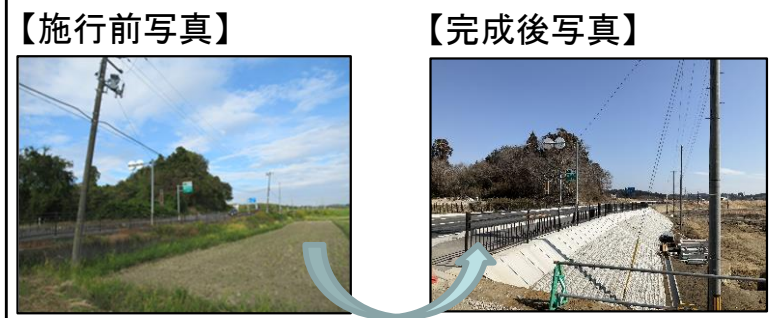
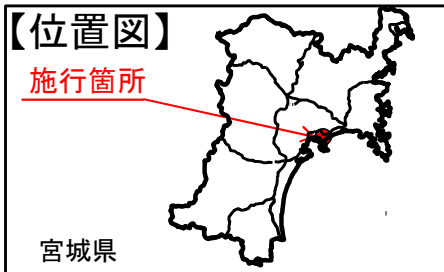


災害対策事業

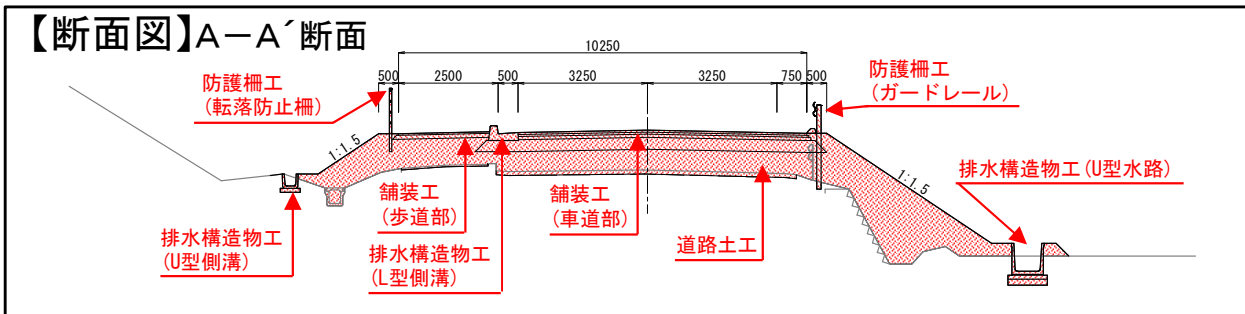
地域は被災したものの、公共土木施設に被害・損傷がない場合の対策。

○豪雨による路面冠水により、一般国道45号で通行止めが発生したため、推進費により路面のかさ上げを実施。

事業名	道路維持管理事業 (一般国道45号)
事業主体	国土交通省
施行地	宮城県東松島市川下地内
配分額	450 (百万円) (国費)
効果	路面のかさ上げを実施することで、路面冠水による通行止めを未然に防止し、生活道路としての機能確保と、通行者等の安全・安心を早期に確保する。



【被害状況写真】



災害対策事業

③ 災害復旧事業の対象とならない自然災害により被災した場合の対策

災害対策事業

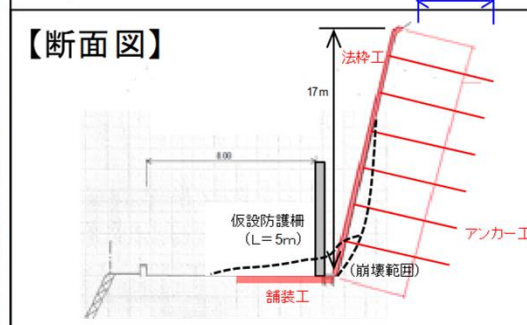
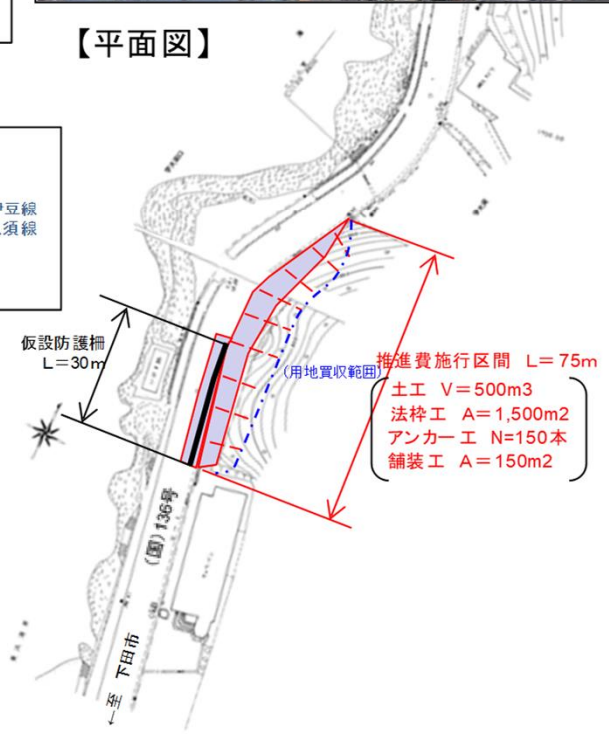
災害復旧事業の対象とならない自然災害により被災した場合の対策。

○背面地山からの湧水の影響を受け、岩盤が長期的に風化したことによる崖崩れの発生に対し、推進費により法面对策を実施。(崖崩れの発生要因は、発生後の調査により確認)

事業名	道路更新防災等対策事業 (一般国道136号)
事業主体	静岡県
施行地	静岡県賀茂郡西伊豆町
配分額	105 (百万円) (国費)
効果	法面对策工事を実施することで、防災道路や生活、観光道路としての機能の確保と、通行者の安全・安心を早期に確保する。



【平面図】



【位置図】



【完成後写真】

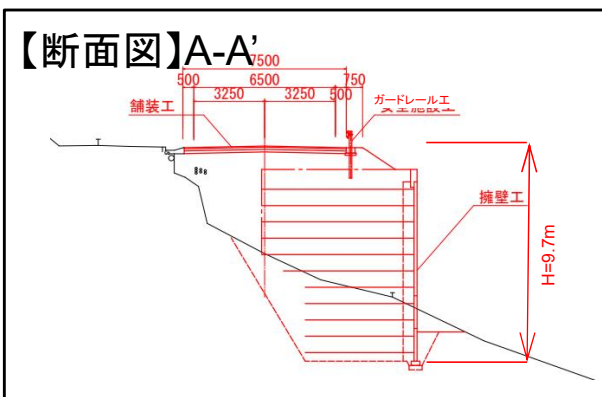
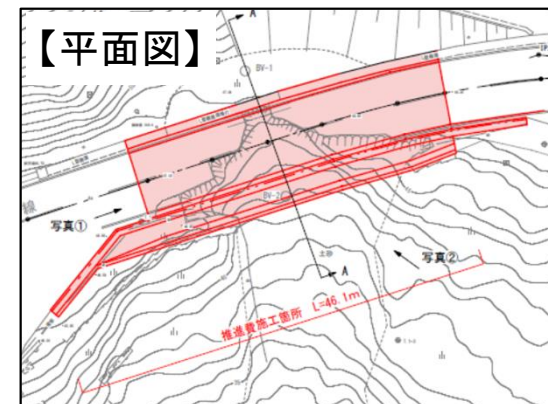


災害対策事業

災害復旧事業の対象とならない自然災害により被災した場合の対策。

○長年の降雨による斜面への浸透の影響を受け、既設道路下の斜面が風化・不安定化したことによる崖崩れの発生に対し、推進費により擁壁工を実施。(崖崩れの発生要因は、発生後の調査により確認)

事業名	道路更新防災等対策事業 (市道柏崎16-12号線)
事業主体	柏崎市
施行地	新潟県柏崎市大字笠島地内
配分額	38.9 (百万円) (国費)
効果	法面对策工事を実施することで、生活道路としての機能確保や災害時の避難路として通行者等の安全・安心を確保する。

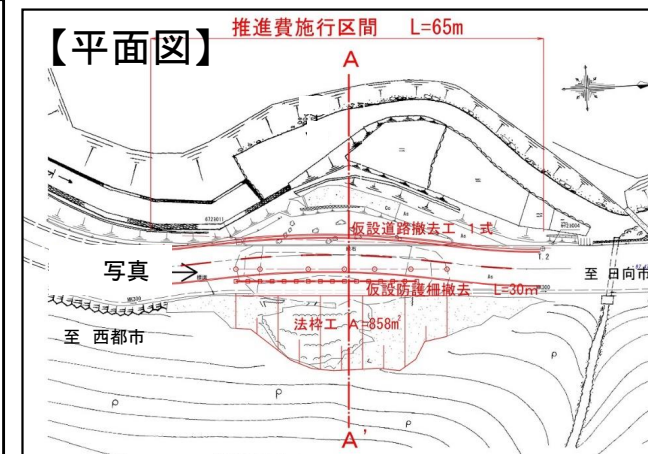
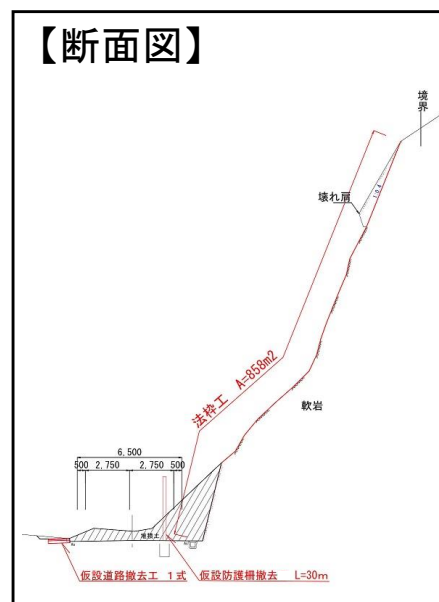
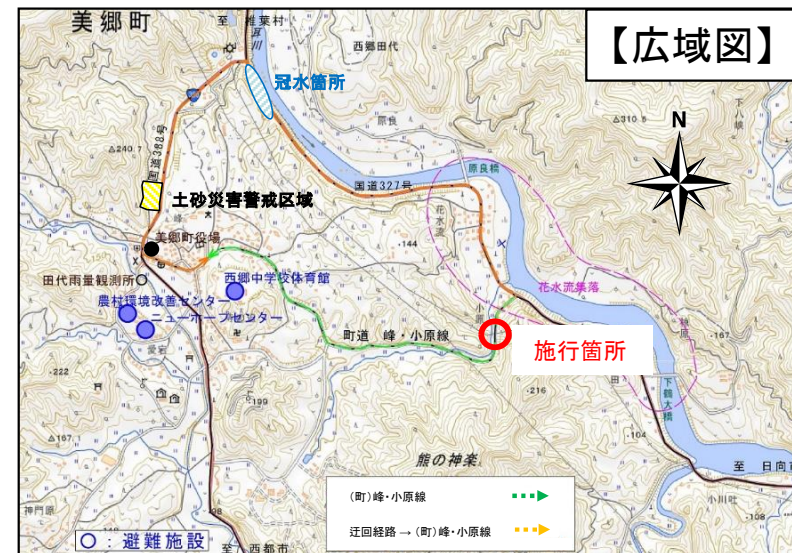


災害対策事業

災害復旧事業の対象とならない自然災害により被災した場合の対策。

○法面表層部が経年劣化による雨水の浸透の影響を受け、地盤内に亀裂が生じたことによる崖崩れの発生に対し、推進費により法枠工を実施。(崖崩れの発生要因は、発生後の調査により確認)

事業名	道路更新防災等対策事業 (町道峰・小原線)
事業主体	美郷町
施行地	宮崎県東臼杵郡美郷町西郷田代地内
配分額	19 (百万円) (国費)
効果	法面对策工事を実施することで、 地域交通の機能確保や避難路 としての住民の安全・安心な生活 を早期に確保する。



【被災状況写真】



【完成後写真】



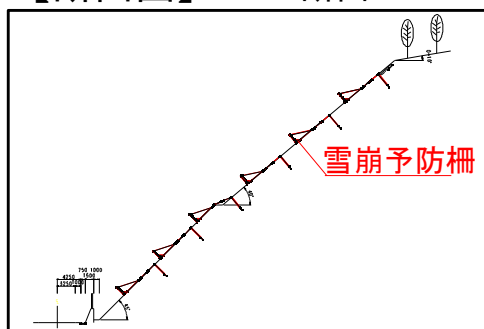
災害対策事業

災害復旧事業の対象とならない自然災害により被災した場合の対策。

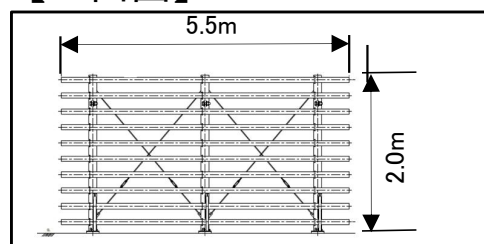
○短時間で大量の雪が法面に積もったことや、風によって運ばれて法面上に積もった雪が、強風や樹冠落雪などをきっかけに発生した雪崩による長期通行止めに対し、推進費により雪崩予防柵設置を実施。

事業名	道路維持管理事業 (一般国道40号)
事業主体	国土交通省
施行地	北海道中川郡音威子府村字咲来
配分額	220 (百万円) (国費)
効果	雪崩対策工事を実施することで、緊急輸送道路としての機能の確保と、通行者の安全・安心を早期に確保する。

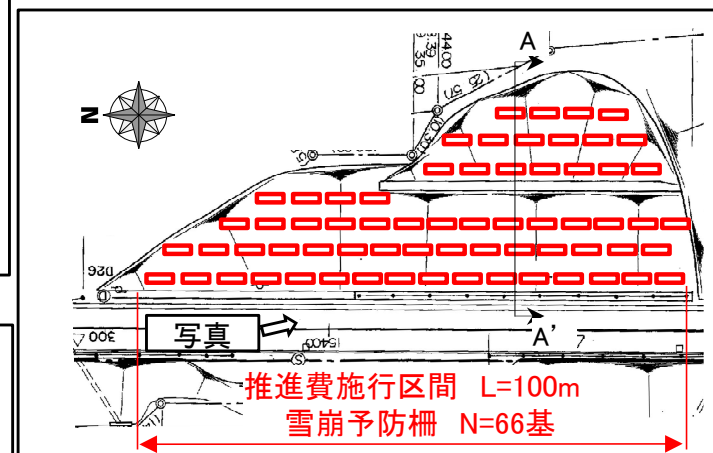
【断面図】A-A'断面



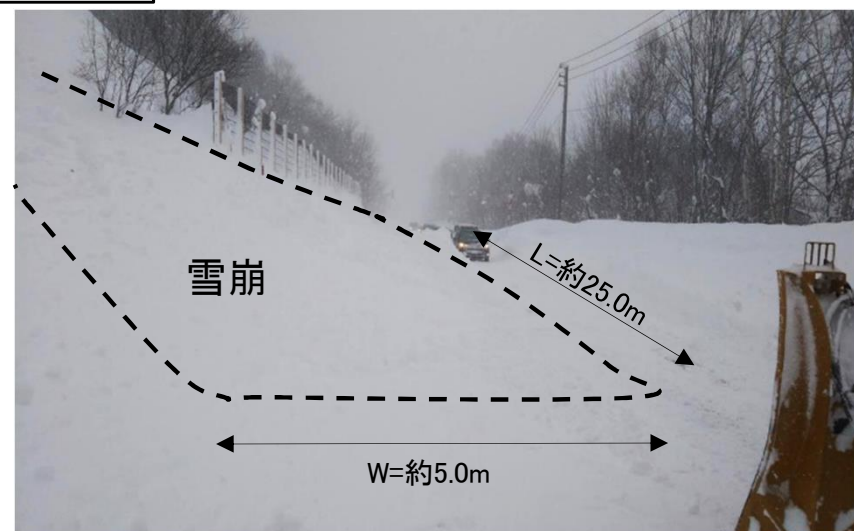
【正面図】



【平面図】



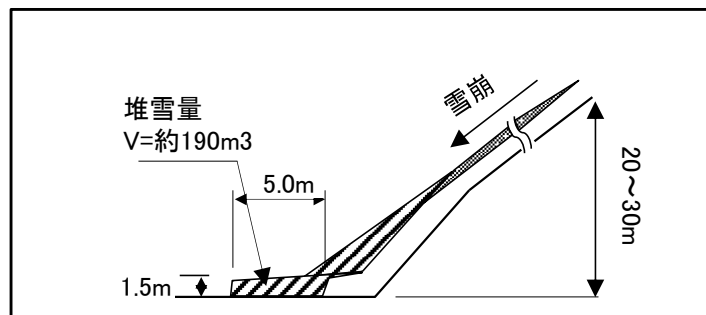
【被災状況写真】



【位置図】



【被災時の状況】



災害対策事業

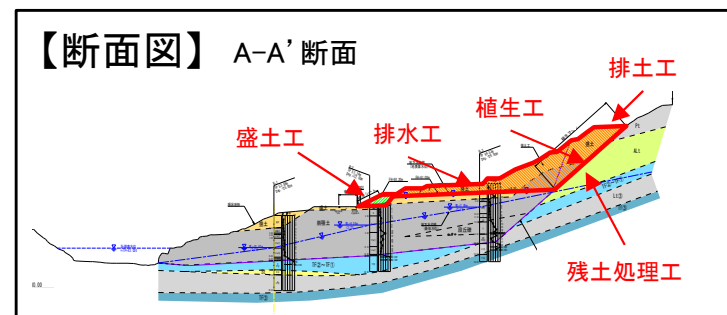
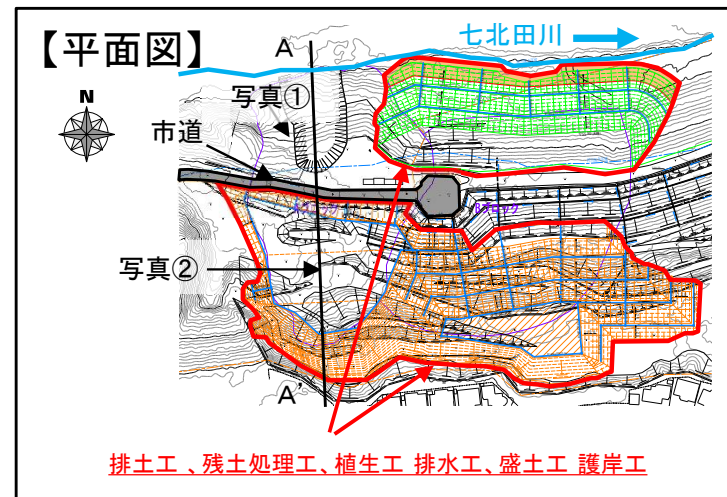
- ④ 全国的な緊急点検の結果、要対策箇所の実施の必要が生じた場合の対策

災害対策事業

全国的な緊急点検の結果、要対策箇所の実施の必要が生じた場合の対策。

○静岡県熱海市で発生した土石流災害を契機に実施した盛土総点検の結果、地すべりの生じている盛土が確認され、連日活動していることが判明した。その後停滞したが、降雨により再び顕著となったことから、今後の降雨に対し、災害防止を図るため、推進費により排土工等を実施。

事業名	農山漁村地域整備交付金 (盛土緊急対策事業)事業 (北中山地区)
事業主体	宮城県
施行地	宮城県仙台市泉区北中山地内
配分額	289.22 (百万円) (国費)
効果	緊急的に排土工等を実施することで、河川の閉塞に伴い発生する災害を未然に防止し、市道等の公共施設の保全及び住民の安全・安心を確保する。



現場内には、地すべりによるクラックが多数確認されている。

公共交通安全対策事業

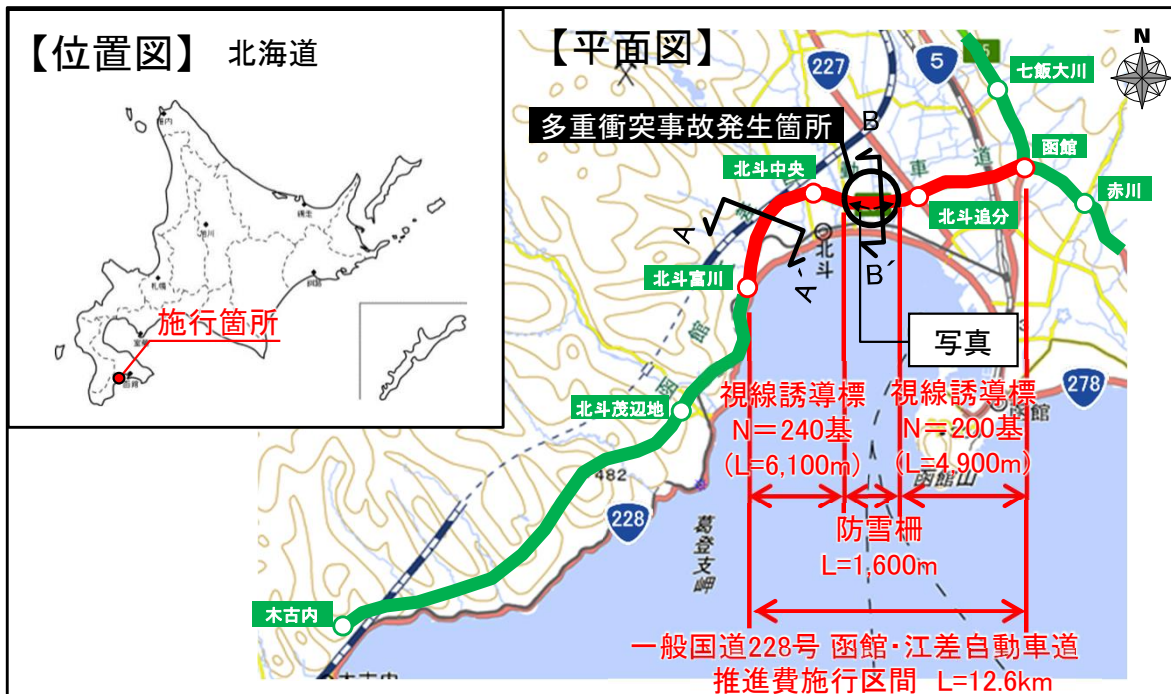
- ① 死傷者を伴う等、社会的影響の大きい事故への対策

公共交通安全対策事業

死傷者を伴う等、社会的影響の大きい事故への対策。

○死者を含む100台以上の車両が絡む重大な事故が発生したため、当該事故発生箇所及び接続する当該事故と類似した事故の発生が想定される箇所において、推進費により防雪柵設置等を実施。

事業名	交通事故重点対策事業(一般国道228号 函館・江差自動車道)
事業主体	国土交通省
施行地	北海道函館市桔梗町～北斗市柳沢
配分額	990 (百万円) (国費)
効果	防雪柵等設置工事を実施することで、道路ネットワークの機能強化に寄与し、利用者の安全・安心を早期に確保する。



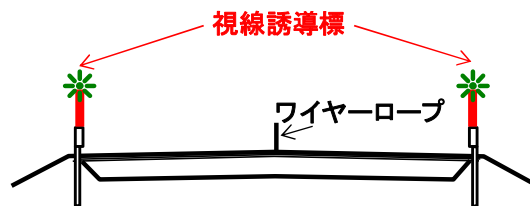
【事故発生状況写真】



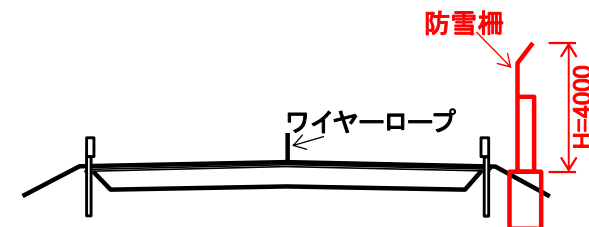
【施工中写真】防雪柵設置工



【断面図】 A-A' 断面



B-B' 断面



公共交通安全対策事業

② 全国的な緊急点検の起因となった想定外の事故への対策

公共交通安全対策事業

全国的な緊急点検の起因となった想定外の事故への対策。

○通学路での死傷者5名を伴う重大な事故を契機として、関係機関などによる通学路合同点検の結果、当該事故と類似した事故の発生が想定される箇所において、推進費により防護柵設置等を実施。

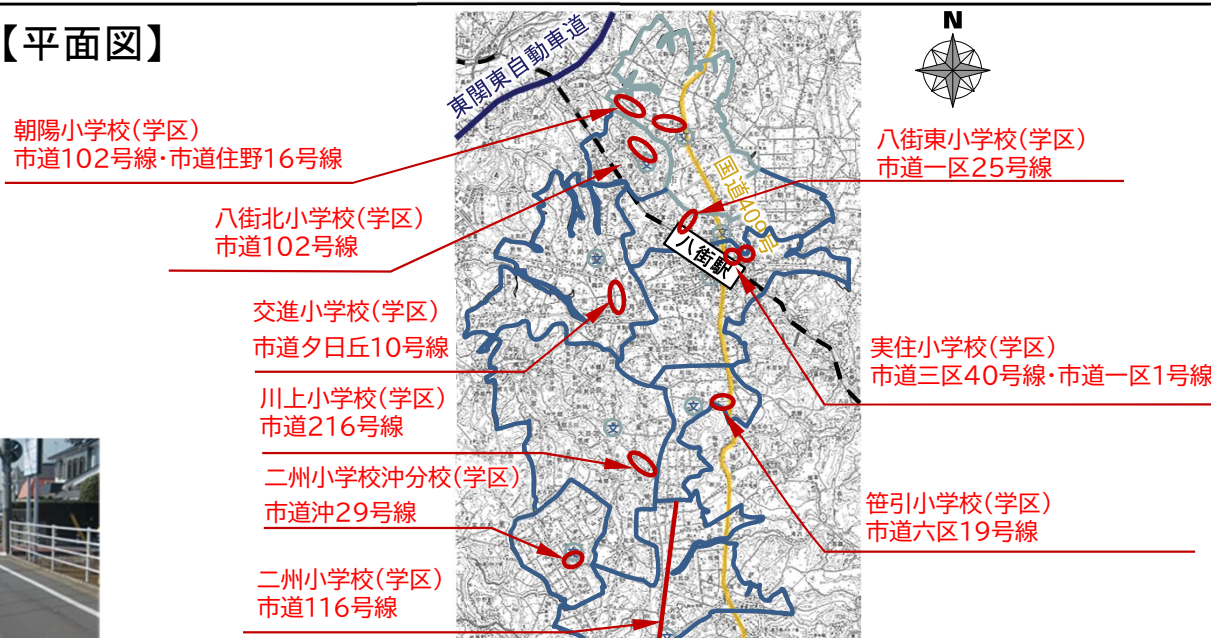
事業名	道路交通安全施設等整備事業 (市道102号線ほか10箇所)
事業主体	八街市
施行地	千葉県八街市八街字榎台地先ほか
配分額	25 (百万円) (国費)
効果	ソフト対策の強化に加え、防護柵設置等の交通安全対策を実施することで、事故の再発防止及び未然防止を図り、通行者の安全・安心を確保する。

【位置図】



- 八街市内の各小学校通学路の安全対策
- 防護柵設置 L=322m(朝陽小学校のみ)
 - グリーンベルト設置 L=6.75km(0.75km/各校)
 - 路面標示設置 N=9箇所(1箇所/各校)
 - 注意喚起看板設置 N=20枚(2枚/8校、朝陽小学校4枚)
 - 車止め設置 N=90本(10本/各校)
 - 交差点カラー舗装 A=330㎡(朝陽小学校・実住小学校)

【平面図】



防護柵設置



交差点カラー舗装



路面標示設置



グリーンベルト設置

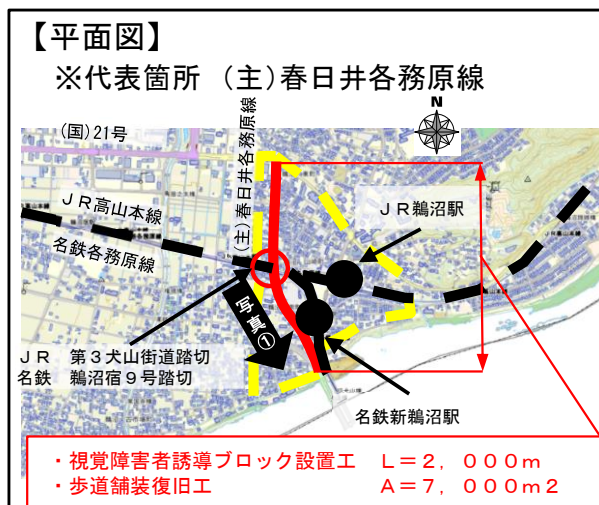
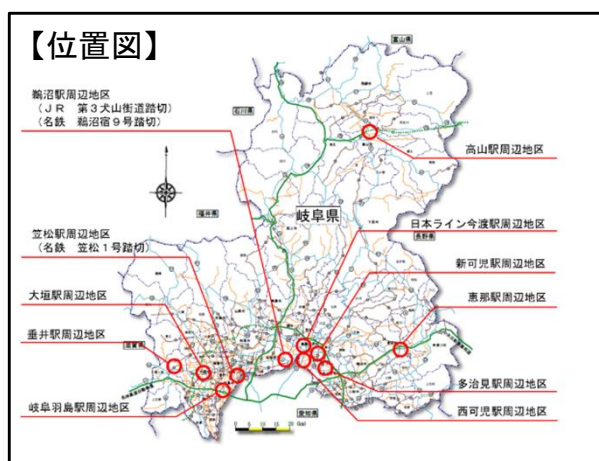


公共交通安全対策事業

全国的な緊急点検の起因となった想定外の事故への対策。

○視覚に障がいのある方が踏切内で列車に接触して亡くなる重大な事故を契機として、岐阜県内で当該事故と類似した事故の発生が想定される踏切および道路において、推進費により視覚障害者誘導ブロック設置を実施。

事業名	道路交通安全施設等整備事業 (主要地方道 春日井各務原線ほか17箇所)
事業主体	岐阜県
施行地	岐阜県各務原市鵜沼山崎町地内ほか
配分額	170 (百万円) (国費)
効果	視覚障害者誘導ブロックの設置を実施することで、同様な事故の再発防止及び未然防止を図り、高齢者や視覚障がい者の安全・安心を確保する。



凡 例	
赤	推進費施行箇所
黄	バリアフリー重点整備地区

表 推進費施行箇所一覧

番号	市町村	地区名	路線名
1	羽島市	岐阜羽島駅周辺	(主) 岐阜南濃線
2	各務原市	鵜沼駅周辺	(主) 春日井各務原線
3	笠松町	名鉄笠松駅周辺	(主) 岐阜稲沢線
4			(一) 下中屋笠松線
5	大垣市	大垣駅周辺	(主) 大垣一宮線
6			(主) 大垣停車場線
7			(一) 大垣大野線
8			(一) 西大垣停車場線
9	垂井町	垂井駅周辺	(一) 養老垂井線
10	可児市	新可児駅周辺	(主) 可児金山線
11		西可児駅周辺	(一) 御嵩犬山線
12		日本ライン今渡駅周辺	(主) 土岐可児線
13	多治見市	多治見駅周辺	(主) 名古屋多治見線
14			(主) 多治見停車場線
15	惠那市	惠那駅周辺	(主) 惠那白川線
16			(一) 惠那停車場線
17	高山市	高山駅周辺	(国) 158号
18			(主) 高山停車場線

対策イメージ

【写真①(踏切付近)】



【完成後写真】



事前防災対策事業

①突発事象型

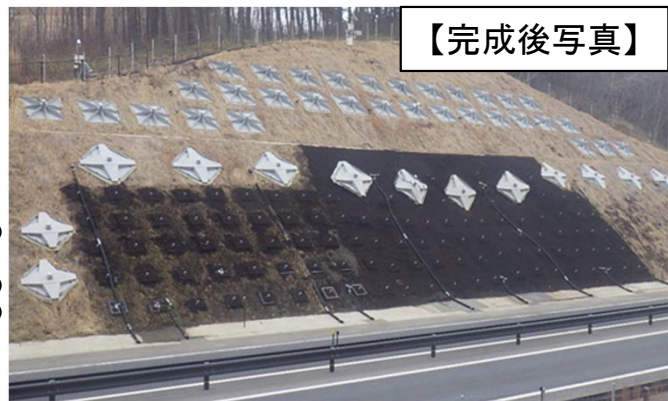
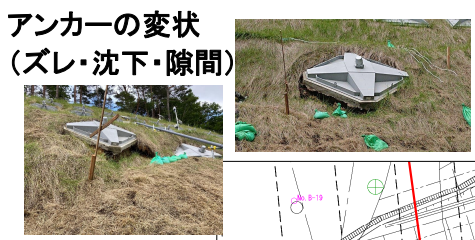
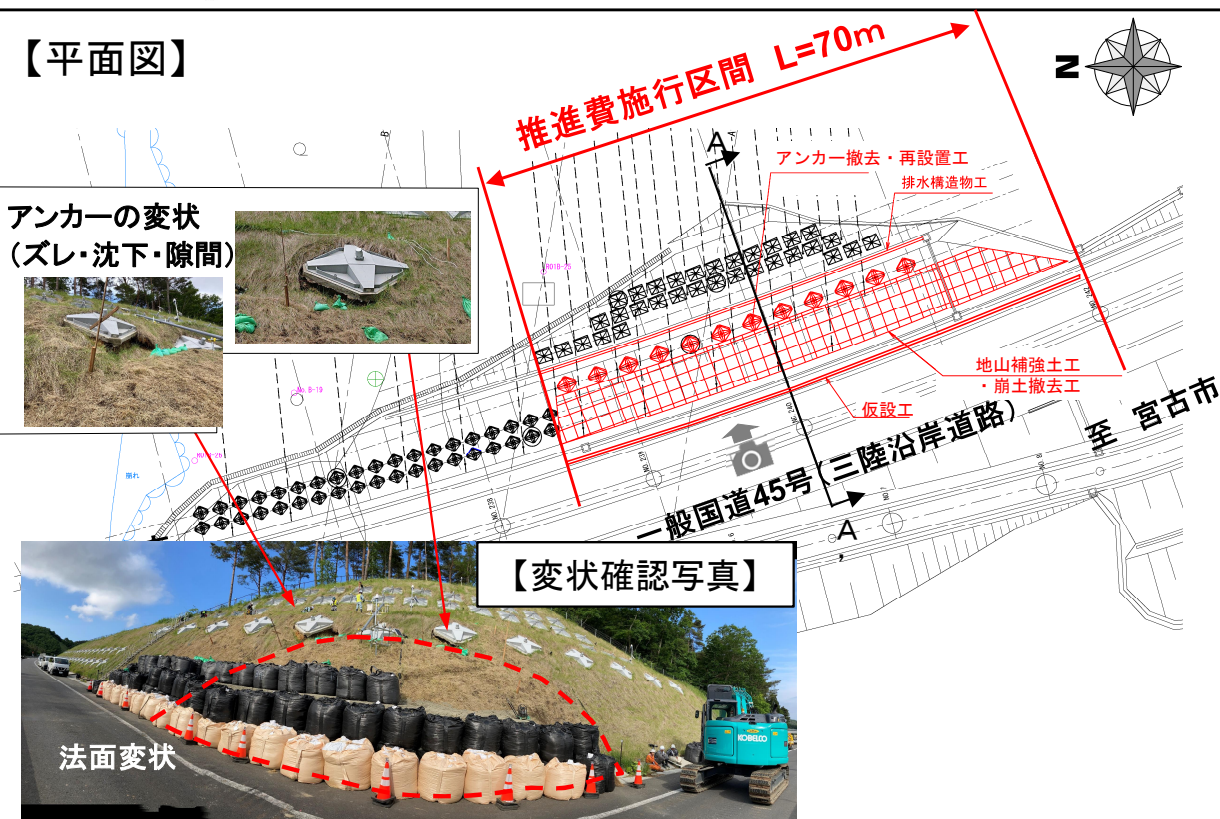
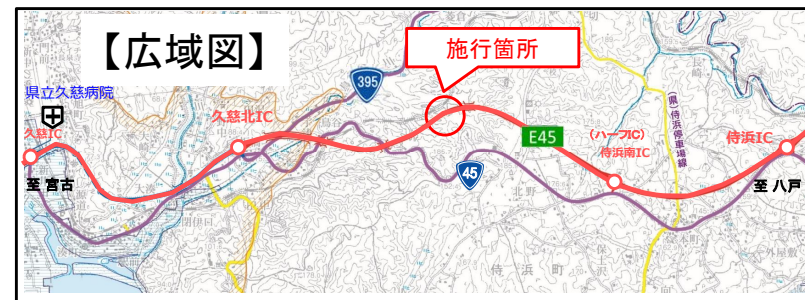
突発的な事象が発生し、緊急的な対策を必要とする箇所で、
住民、利用者の早急な安全・安心の確保に資する対策

事前防災対策事業

突発的な事象が発生し、緊急的な対策を必要とする箇所で、住民、利用者の早急な安全・安心の確保に資する対策。

○国道法面の変状が確認されたことから、早急に地域住民、道路利用者の安全・安心を確保するため、推進費によりアンカー工等を実施。

事業名	道路維持管理事業 (一般国道45号)
事業主体	国土交通省
施行地	岩手県久慈市夏井町
配分額	250 (百万円) (国費)
効果	アンカー撤去・再設置工や地山補強土工を実施することで、大規模な法面崩壊による長期間の通行止めを未然に防ぎ、通行の安全確保ならびに、災害時の道路機能等を確保する。



事前防災対策事業

突発的な事象が発生し、緊急的な対策を必要とする箇所で、住民、利用者の早急な安全・安心の確保に資する対策。

○汚水管の損傷が確認されたことから、早急に地域住民、道路利用者の安全・安心を確保するため、推進費により汚水管改修を実施。

事業名	防災・安全交付金事業 (高梁市落合町阿部)
事業主体	高梁市
施行地	岡山県高梁市落合町阿部地内
配分額	110.9 (百万円) (国費)
効果	汚水管改修を実施することで災害時における下水道施設の機能が確保され、市民と地域の安全・安心な暮らしを守る。

【位置図】

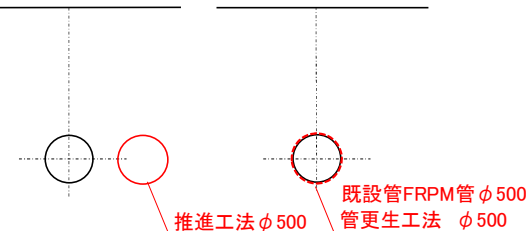
岡山県



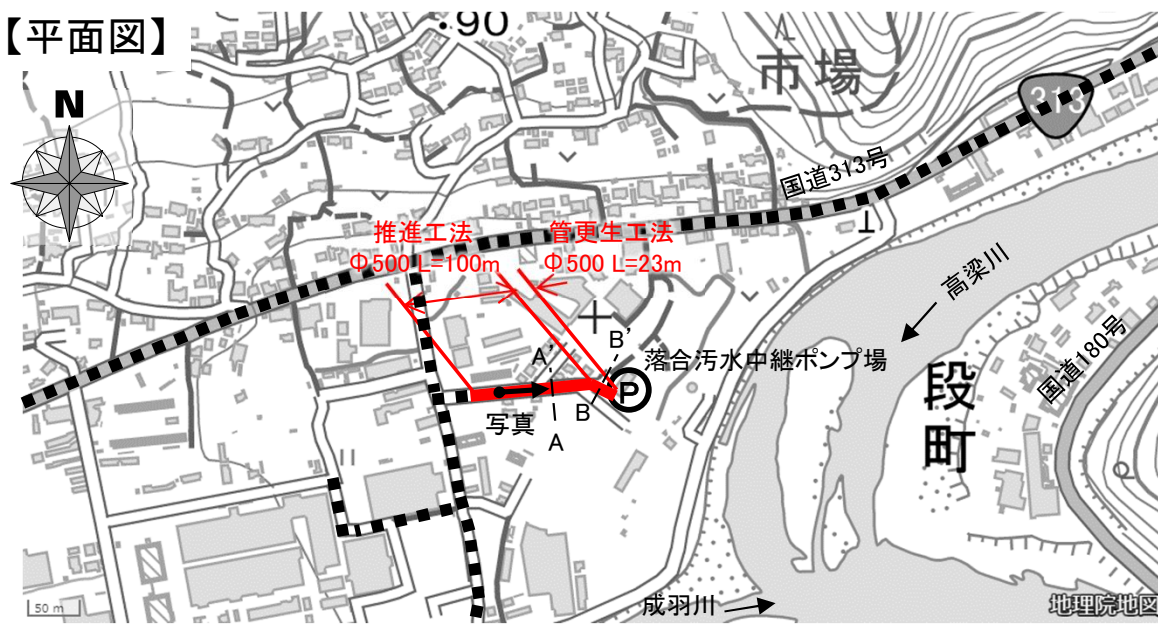
施行箇所

【断面図】 A-A' 断面

B-B' 断面



【平面図】



■■■■ 汚水幹線

出典: 国土地理院ウェブサイト(地理院地図を加工して作成)

【汚水管損傷状況写真】



事前防災対策事業

②追加対策型

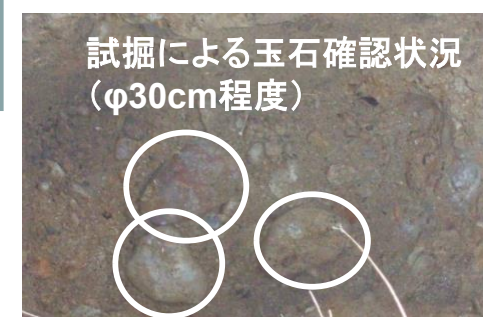
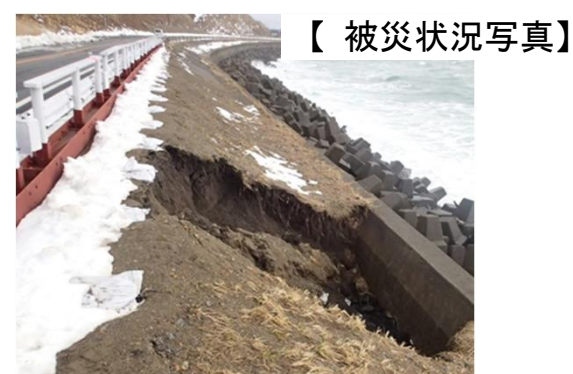
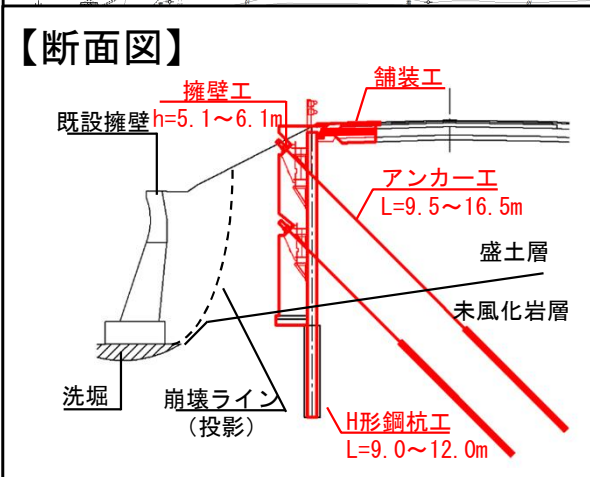
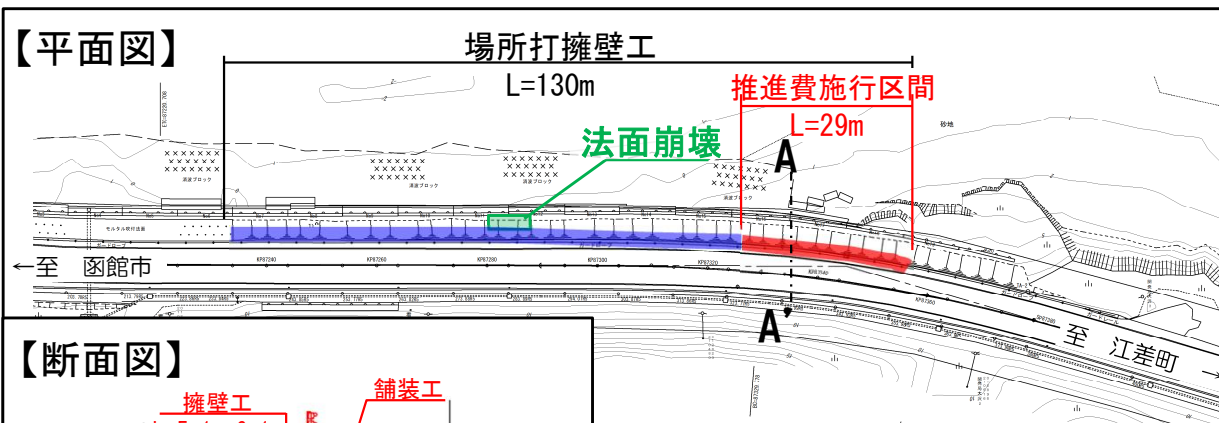
新たな課題が確認され追加対策を必要とする箇所で、
事業を推進し早期に事業効果を発揮するための対策

事前防災対策事業

新たな課題が確認され追加対策を必要とする箇所で、事業を推進し早期に事業効果を発揮するための対策。

○擁壁工の施工を開始したところ、想定外の箇所で玉石が確認され、工法の変更が必要となったことから、推進費により玉石に対応した工法に変更し施工を実施。

事業名	道路維持管理事業 (一般国道228号)
事業主体	国土交通省
施行地	北海道松前郡松前町
配分額	80 (百万円) (国費)
効果	早急に擁壁を完成させることで、今後の法面崩壊などによる通行止めの恐れがなくなり、安全な通行が早期に確保する。

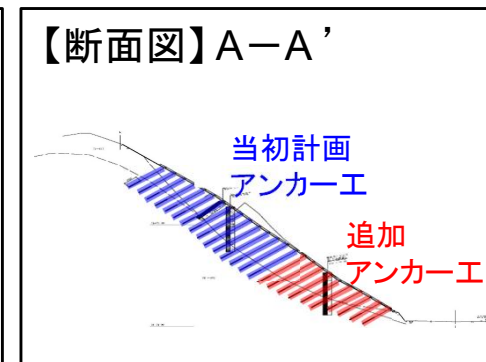


事前防災対策事業

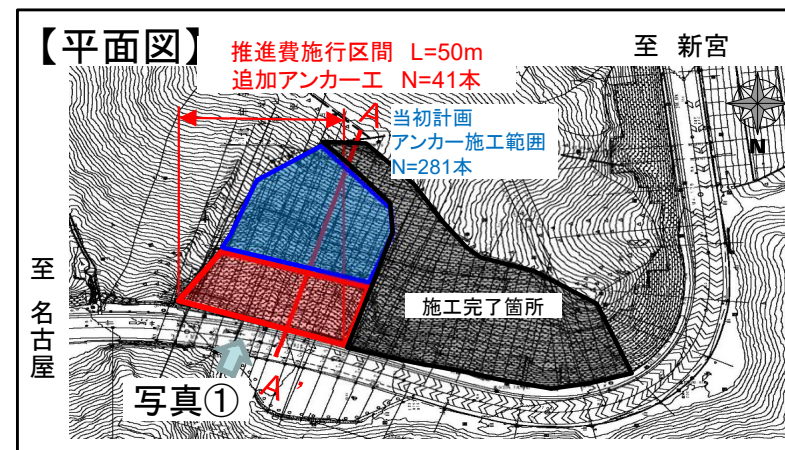
新たな課題が確認され追加対策を必要とする箇所、事業を推進し早期に事業効果を発揮するための対策。

○既設モルタル吹付の撤去を開始したところ、アンカー工施工範囲外に崩落性の高い地質が確認され、アンカー工の追加対策が必要となったことから、推進費により施工を実施。

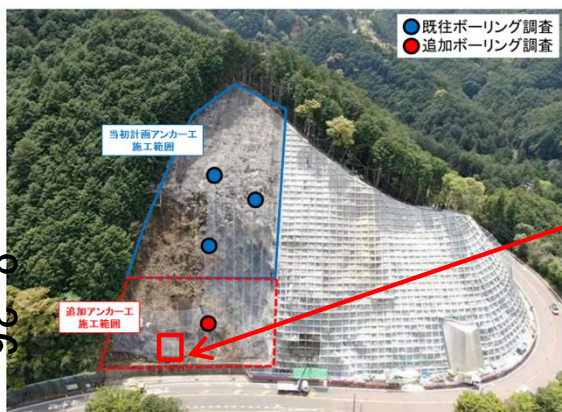
事業名	道路維持管理事業 (一般国道42号)
事業主体	国土交通省
施行地	三重県北牟婁郡紀北町海山区便ノ山
配分額	85 (百万円) (国費)
効果	法面对策工事を実施することで、三重県南部地域の物流や災害時の復旧活動等を支えるための道路機能の確保と、通行者の安全を早期に確保する。



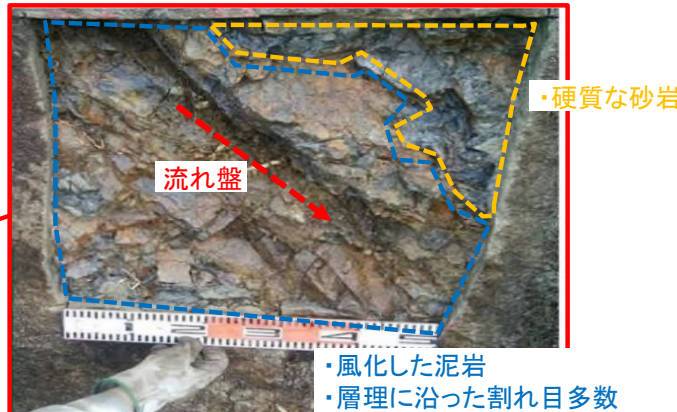
凡 例	
赤	推進費施行箇所
青	当年度施行箇所
黒	施行完了箇所



【施工前写真①】



【写真② 既設モルタル背面の地山】



【完成後写真】

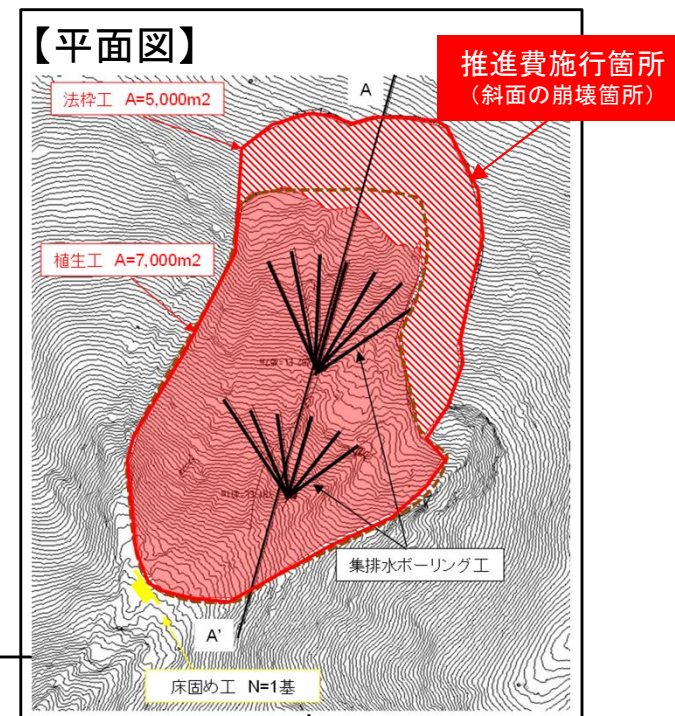
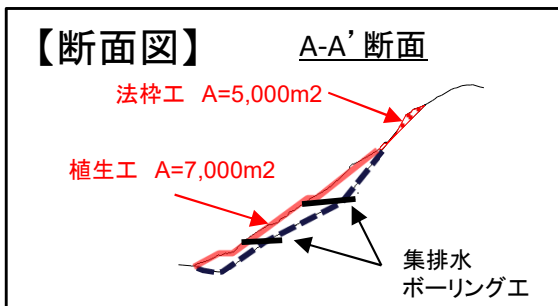
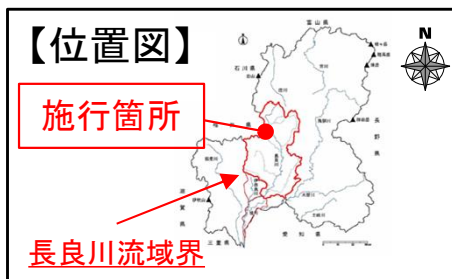


事前防災対策事業

新たな課題が確認され追加対策を必要とする箇所で、事業を推進し早期に事業効果を発揮するための対策。

○当該箇所は、現場着手時に一部の法面の小崩壊が確認され、更なる崩壊拡大の可能性が非常に高いことが判明したため、法枠工及び植生工の追加対策が必要となったことから、推進費により施工を実施。

事業名	防災・安全社会資本整備交付金事業(奥田洞谷)
事業主体	岐阜県
施行地	岐阜県郡上市大和町島
配分額	340 (百万円) (国費)
効果	法面对策工事を実施することで、1.2haの土砂災害を防止し、家屋や指定避難場所及び重要交通網を保全するなど、地域の安全・安心な暮らしを早期に確保する。



凡 例

赤	推進費施行箇所
黄	次年度以降の実施予定
黒	施行完了箇所

事前防災対策事業

③課題解決型

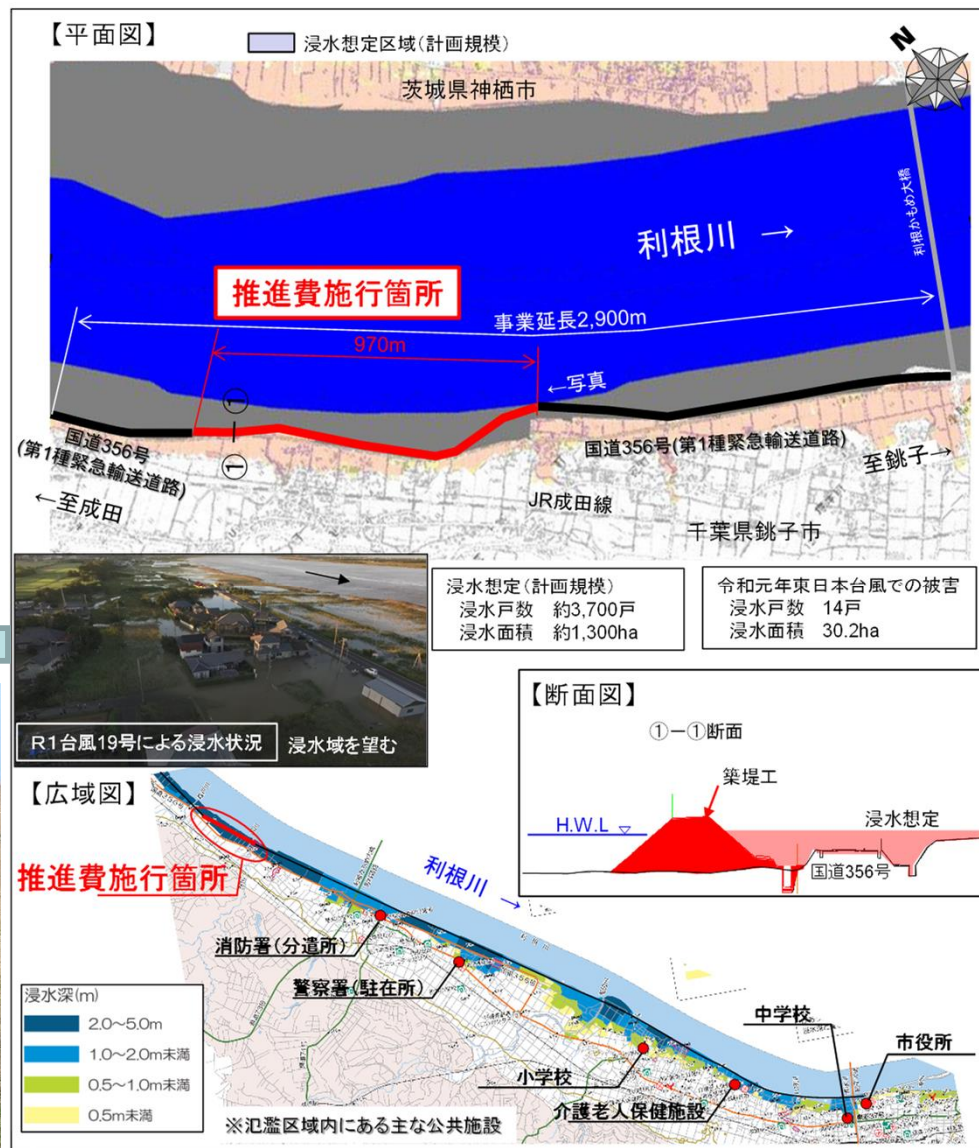
事業推進に向けた地域等の課題が解決した箇所で、
事業を推進し早期に事業効果を発揮するための対策

事前防災対策事業

事業推進に向けた地域等の課題が解決した箇所で、事業を推進し早期に事業効果を発揮するための対策。

○施工計画について地元の合意形成が得られず、当該区間の予算措置を見合わせていたが、地元説明を重ねた結果、年度途中で合意形成が図られたことから、早期に事業効果を発揮させるため推進費により洪水対策を実施。

事業名	河川改修事業 (利根川水系利根川)
事業主体	国土交通省
施行地	千葉県銚子市富川町地先
配分額	873 (百万円) (国費)
効果	築堤工を実施することで、一連区間の堤防整備が完了し、計画規模の洪水により想定される約3,700戸の浸水に対し、氾濫防止、浸水被害の解消が見込まれる。

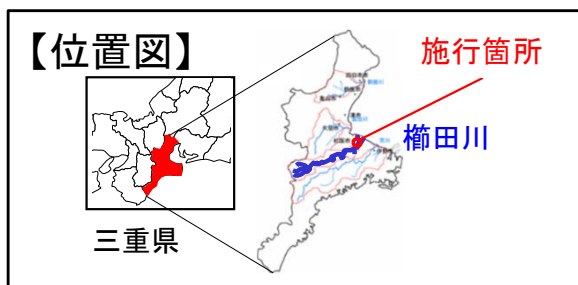


事前防災対策事業

事業推進に向けた地域等の課題が解決した箇所で、事業を推進し早期に事業効果を発揮するための対策。

○事業用地について関係者との合意形成が得られず、当該区間の予算措置を見合わせていたが、年度途中で合意形成が図られたことから、早期に事業効果を発揮させるため推進費により洪水対策を実施。

事業名	河川改修事業 (櫛田川水系櫛田川)
事業主体	国土交通省
施行地	三重県松阪市清水町地先
配分額	240 (百万円) (国費)
効果	築堤護岸工を実施することで、一連区間の堤防整備が完了し、計画規模の洪水により想定される浸水に対し、氾濫防止、浸水被害の解消が見込まれる。



【平面図】

凡 例	
赤	推進費施行箇所
青	当年度施行箇所
黒	施行完了箇所

推進費施行区間
築堤護岸工 L=240m



【断面図】

A—A' 断面



【施行前写真】



【完成後写真】



9. その他参考資料

制度創設の経緯

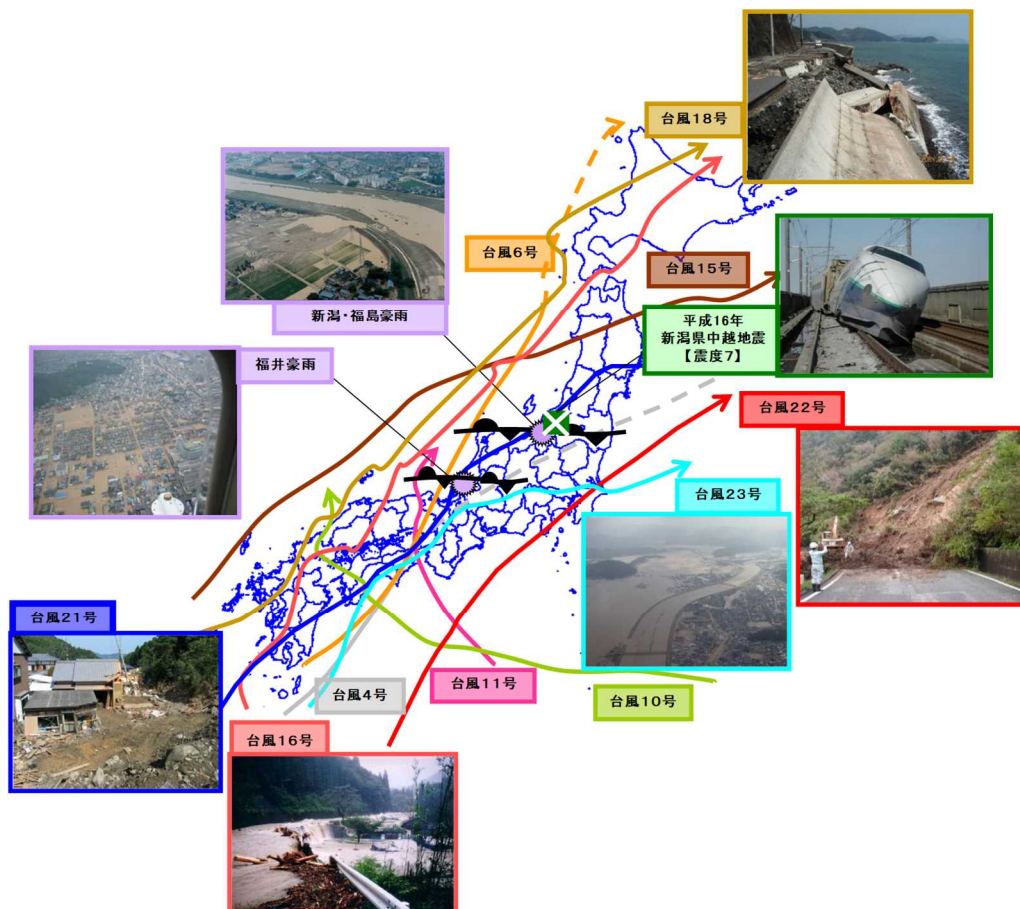
【主な沿革】

- H17.4.1 災害対策緊急事業推進費として制度創設。
- H18.4.3 災害対策緊急事業推進費を拡充し、「公共交通安全対策」を追加。
名称を「災害対策等緊急事業推進費」に改称。
- R 2.4.1 従来までの災害対策等緊急事業推進費の対策に加え、新たに「事前防災対策」にも充当可能な、「防災・減災対策等強化事業推進費」として新制度を創設。

【平成 17 年度 創設の背景】

平成 16 年度は、新潟・福島豪雨、福井豪雨、台風 23 号など 10 個の台風上陸やそれらに伴う豪雨、また新潟県中越地震等の自然災害が多数発生し、全国的に甚大な被害を受けました。

これらの災害を契機に、公共土木施設が災害を受けた後、被災地域における再度災害防止対策を機動的に実施するための経費として、平成 17 年度に「災害対策緊急事業推進費」を創設しました。



平成 16 年度災害の発生状況

【平成 18 年度 拡充の背景】

平成 17 年 3 月に発生した東武鉄道伊勢崎線の竹ノ塚踏切事故をはじめ、国内外において頻発する公共交通等の事故を背景に、公共交通の安全の確保を目的とした事故発生後の緊急対策が必要となりました。そのため、平成 18 年度予算において災害対策緊急事業推進費を拡充し、公共交通を支える社会基盤（道路、航路等）においても、年度途中で予期せぬ事故が発生した後、公共交通の安全対策に資する公共事業を機動的に実施できるよう、「公共交通安全対策」を創設しました。

あわせて災害対策緊急事業推進費は、名称を「災害対策等緊急事業推進費」と改称しました。

【令和 2 年度 新規創設の背景】

平成 28 年熊本地震、平成 29 年 7 月九州北部豪雨、平成 30 年大阪府北部を震源とする地震、平成 30 年 7 月豪雨、平成 30 年台風第 21 号、平成 30 年北海道胆振東部地震、令和元年 6 月山形県沖を震源とする地震、令和元年 6 月下旬からの九州地方を中心とする大雨、令和元年台風第 15 号、令和元年台風第 19 号等の近年相次ぎ発生している大規模自然災害を踏まえ、国民の安全・安心の確保をより一層図るため、従来までの災害対策等緊急事業推進費の対策に加え、新たに「事前防災対策（年度途中で用地取得等の課題が解消した場合等に、緊急的かつ機動的に実施する事前防災対策事業）」にも充当可能な、防災・減災対策等強化事業推進費として新制度を創設しました。

○ 関係する用語の説明

1. 「目未定経費」について

防災・減災対策等強化事業推進費は、当初予算編成段階では、あらかじめ予算の目を定めない「目未定経費」として計上されています。「目未定経費」は、実際の執行の段階で目を区分するとともに、必要があれば他の省庁の組織に移替を行って使用される経費です。

予見し難い予算の不足に充てるためのものである点においては予備費と同様ですが、支出の目的及び支出すべきことは決定しており、具体的な経費区分が行政政府に委ねられているという点においては予備費とは異なります。

目未定経費を執行するためには、他の公共事業費と同様に実施計画に関する書類を作成するとともに、目の区分についても財務省と協議して承認を得る必要があります。

<参考>

○ 財政法（昭和 22 年 3 月 31 日法律第 34 号）（抄）

（予算の配賦）

第三十一条 予算が成立したときは、内閣は、国会の議決したところに従い、各省各庁の長に対し、その執行の責に任ずべき歳入歳出予算、継続費及び国庫債務負担行為を配賦する。

② 前項の規定により歳入歳出予算及び継続費を配賦する場合においては、項を目に区分しなければならない。

③ （略）

附則

第一条の二 内閣は、当分の間、第三十一条第一項の規定により歳入歳出予算を配賦する場合において、当該配賦の際、目に区分し難い項があるときは、同条第二項の規定にかかわらず、当該項に限り、目の区分をしないで配賦することができる。

② 前項の規定により目の区分をしないで配賦した場合においては、各省各庁の長は、当該項に係る歳出予算の執行の時までに、財務大臣の承認を経て、目の区分をしなければならない。

③ （略）

（支出負担行為の実施計画）

第三十四条の二 各省各庁の長は、第三十一条第一項の規定により配賦された歳出予算、継続費及び国庫債務負担行為のうち、公共事業費その他財務大臣の指定する経費に係るものについては、政令の定めるところにより、当該歳出予算、継続費又は国庫債務負担行為に基いてなす支出負担行為（国の支出の原因となる契約その他の行為をいう。以下同じ。）の実施計画に関する書類を作製して、これを財務大臣に送付し、その承認を経なければならない。

② （略）

○ 予算決算及び会計令（昭和 22 年 4 月 30 日勅令第 165 号）（抄）

（支出負担行為の実施計画）

第十八条の二 各省各庁の長は、その執行の責に任ずべきものとして内閣から配賦された歳出予算、継続費又は国庫債務負担行為のうち財政法第三十四条の二第一項に規定する経費に係るものに基いて支出負担行為をしようとするときは、当該支出負担行為（継続費に基く支出負担行為については当該年度においてなすものに限る。）について、会計の区分に従い、同項に規定する支出負担行為の実施計画を定めなければならない。

② 前項の支出負担行為の実施計画は、当該支出負担行為の所要額について、歳出予算又は継続費に基く支出負担行為の実施計画に関するものは、歳出予算又は継続費に定める部局等並びに項及び目の区分を、国庫債務負担行為に基く支出負担行為の実施計画に関するものは、国庫債務負担行為に定める部局等及び事項の区分を明らかにしなければならない。

（注）防災・減災対策等強化事業推進費は、全て財務大臣に協議して目の細分を行う経費、支出負担行為の実施計画につき財務大臣の承認を得なければならない経費として定められています。

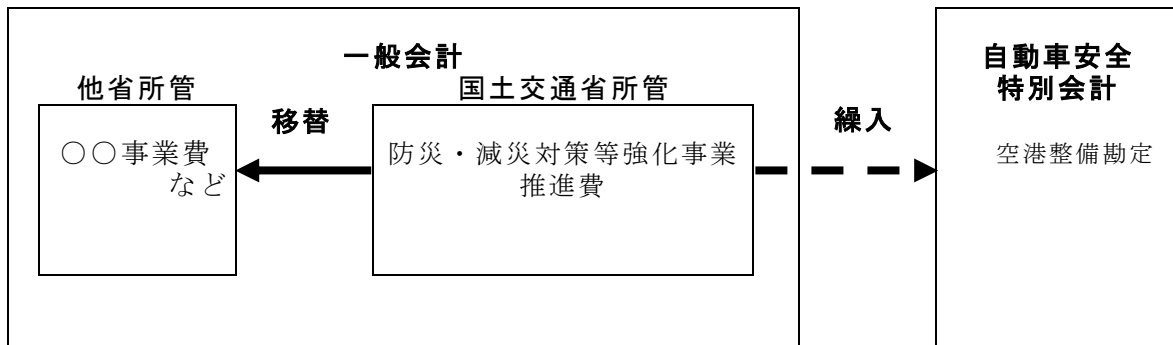
2. 「移替」と「繰入」について

「移替」とは、予算成立後、予算の目的を変更せずに（移替後も予算の（項）名は変更ありません。）、各省各庁の所管又は組織区分の間において、予算の所管又は組織を移動させることをいいます。

防災・減災対策等強化事業推進費は、一般会計予算予算総則によって予算の「移替」を行うことが出来る経費に定められているため、国土交通省以外の省が所管する事業での執行にあたっては、防災・減災対策等強化事業推進費を執行府省に「移替」を行って事業が実施されます。

「繰入」とは、ある会計から他の会計に現金の所属を移動させる場合に、その移動を表す言葉として会計関係法令等で用いられています。

防災・減災対策等強化事業推進費の対象事業が特別会計予算によって執行されている場合（空港整備、航空路整備）には、防災・減災対策等強化事業推進費が一般会計予算に計上されているため、閣議決定を経て特別会計予算に「繰入」を行って、事業が実施されます。



3. 「弾力閣議」について

目未定経費である防災・減災対策等強化事業推進費の対象事業が特別会計予算によって執行される場合には、特別会計に関する法律及び特別会計予算総則の弾力条項に係る規定により、推進費を一般会計から繰入れ、特別会計の経費の増額を行うことができます。

なお、特別会計の経費の増額を行う際には、予備費を使用する場合と同様に閣議の決定が必要であり、これを通称「弾力閣議」と呼びます。

<参考>

○特別会計に関する法律（平成 19 年 3 月 31 日法律第 23 号）（抄）

（弾力条項）

第七条 各特別会計において、当該特別会計の目的に照らして予算で定める事由により経費を増額する必要がある場合であって、予算で定める事由により当該経費に充てるべき収入の増加を確保することができるときは、当該確保することができる金額を限度として、当該経費を増額することができる。

2 前項の規定による経費の増額については、財政法第三十五条第二項から第四項まで及び第三十六条の規定を準用する。この場合において、同法第三十五条・・・（中略）・・・と読み替えるものとする。

○平成 30 年度特別会計予算 予算総則（抄）

（歳入歳出予算の弾力条項等）

第 19 条 次の表の左欄に掲げる各特別会計において、「特別会計に関する法律」第 7 条第 1 項の規定により、当該特別会計の目的に照らして中欄に掲げる事由により経費を増額する必要がある場合であって、右欄に掲げる事由により当該経費に充てるべき収入の増加を確保することができるときは、当該確保することができる金額を限度として、当該経費を増額することができる。

特別会計	経費増額事由	収入増加事由
11 自動車安全	空港整備勘定における事業のため直接必要な経費（その他の収入を充てる場合には、災害復旧に必要な経費に限る。）の不足	一般会計からの受入金（当該受入金に関連して増加する収入を含む。）又は借入金を除くその他の収入の増加

2 （略）

○財政法（昭和 22 年 3 月 31 日法律第 34 号）（抄）

第三十五条 （略）

2 『所管大臣は、特別会計に関する法律第七条第一項の規定による経費の増額』を必要と認めるときは、理由、金額及び積算の基礎を明らかにした調書を作製し、これを財務大臣に送付しなければならない。

3 財務大臣は、前項の要求を調査し、これに所要の調整を加えて『経費増額書』を作製し、閣議の決定を求めなければならない。但し、予め閣議の決定を経て財務大臣の指定する経費については、閣議を経ることを必要とせず、財務大臣が『経費増額書』を決定することができる。

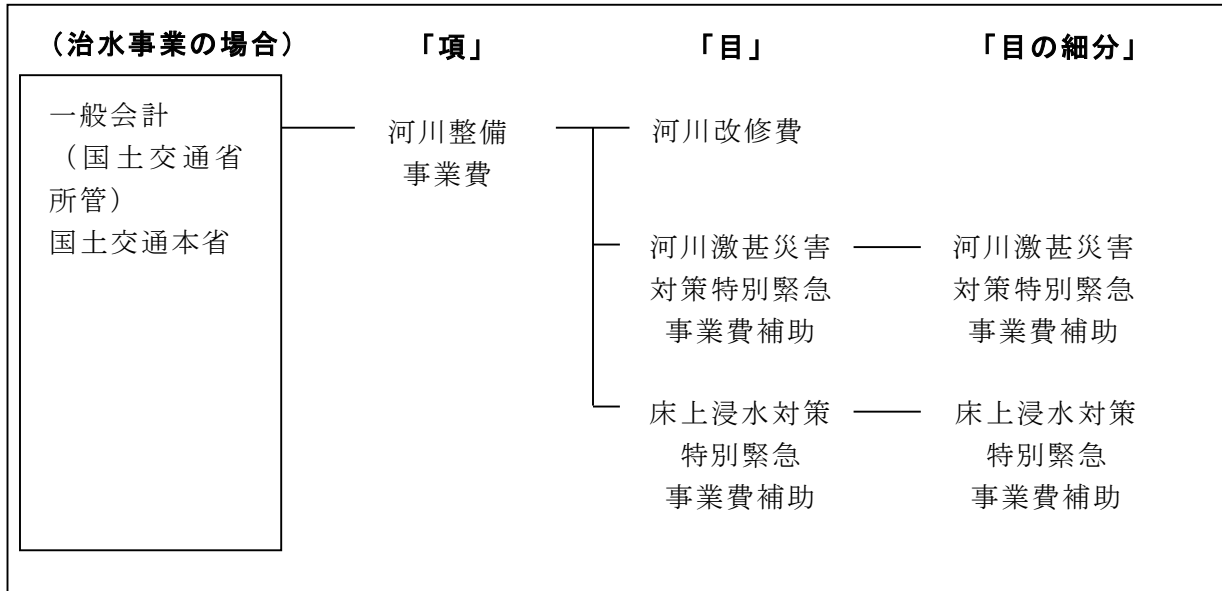
4 『経費増額書』が決定したときは、『当該増額書』に掲げる経費については、第三十一条第一項の規定により、予算の配賦があつたものとみなす。

5 （略）

※『 』内は特別会計に関する法律第七条第二項の規定により読み替えた

4. 「予算の目」について

歳出に係る予算は、「項」、「目」、「目の細分」の順に区分されており、「目」はその一つの単位です。（下図参照）



(1) 目の区分申請 (各省各庁の長→財務大臣)

↓

承認 (財務大臣→各省各庁の長)

- ①目の区分をしないで予算を配賦した場合には、各省各庁の長は、当該項に係る歳出予算の執行の時までに、財務大臣の承認を経て目の区分をしなければならないことになっています。
- ②本経費についても、目が区分されていないので、目の区分をしなければなりません。

(2) 目の細分協議 (各省各庁の長⇔財務大臣)

↓

目の細分

- ①各省各庁の長は、財務大臣の指定する公共事業等の使用に当たっては、財務大臣に協議して目を細分することになっています。
- ②本経費についても財務大臣が指定しているので目を細分する必要があります。目を区分するとともに目を細分します。

(参考) 「公共事業費」・「公共事業関係費」について

「公共事業費」とは、昭和 41 年から建設国債が発行されるのに伴い、その発行の範囲を制限するための財政法第 4 条第 3 項の規定に基づき、毎年度の一般会計予算の予算総則において指定されることになっています。

また、「公共事業関係費」とは、社会保障関係費等とともに、毎年度の一般会計予算の主要経費別分類として示される便宜的な分類の中に出てきます。主に国民生活の基盤となるような社会資本整備のために投資される経費を集計したものです。なお、公共事業関係費から災害復旧事業費、災害関連事業費を除いたものを「一般公共事業関係費」と呼んでいます。

公共事業費

都道府県警察施設、公立文教施設、保健衛生施設、社会福祉施設 等

公共事業関係費

治水、治山、海岸、道路整備、港湾整備、空港整備、航路標識整備、下水道、水道施設、廃棄物処理施設、工業用水道、国営公園等、自然公園等、農業農村整備、森林整備、水産基盤整備、防災・減災対策等強化事業推進費、災害復旧等